

## 経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成19年度事後評価書」（平成20年1月30日付け平成20・01・18情第2号による送付分から平成20年2月20日付け平成20・02・12資第8号による送付分）における実績評価方式による9件の政策評価及び政策を構成する個々の事務事業等についての142件（注1）の評価・検証

イ 「平成21年度予算概算要求等に係る事前評価書」（平成20年8月29日付け平成20・08・29広第1号による送付分）における事業評価方式による248件（注2）の政策評価（事前）

（注1）送付を受けた168件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価10件及び規制に関する政策評価16件を除いた142件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価及び規制に関する政策評価については、別途整理する予定である。

（注2）送付を受けた328件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価72件及び個々の公共事業を対象とした政策評価8件を除いた248件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価及び個々の公共事業を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

#### ○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成19年度事後評価書」における実績評価方式による9件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表(実績評価関係)

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
2	<b>【政策】</b> 経済産業政策  <施策> 技術革新の促進・環境整備	○	世界最高のイノベーションセンターを目指す我が国において、イノベーションが連続的に創出される好循環を構築することをめざし、業種・技術分野ごとの実態等を踏まえつつ、産学官一体となって知識の融合、先端的・革新的な研究開発及びその事業化並びにそれらに資する人材育成と活用を効率的かつ効果的に促進するとともに、世界に向けた発信を行うことにより、我が国の競争力の強化、新産業の創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。				○	
		○	<b>達成目標 1</b> 科学技術によりイノベーションを加速すべき領域（戦略領域）において、政策資源の集中、先端的な研究開発、成果の社会還元のための環境整備、関係府省、産業界等との双方向連携の強化を図るとともに、新産業につながる技術分野において中長期的な市場ニーズ・社会ニーズを見据えて戦略的かつ効果的な研究開発を促進する。	3	産学官協働によるサイエンスに遡って課題解決を図り、真に産業競争力の強化が期待できる研究開発プロジェクトの立ち上げ件数  技術シーズの発掘・開発から成果の普及・展開までを一體的にとらえた研究開発プロジェクトの実施	サイエンスに遡った研究開発プロジェクト15件(平成22年度)	○	
					・府省間縦連携研究開発プロジェクト  ・異業種垂直連携研究開発プロジェクト	府省間縦連携研究開発プロジェクト4件(平成22年度)  異業種垂直連携研究開発プロジェクト8件(平成22年度)	○	○
		○	<b>達成目標 2</b> 効果的な技術戦略を通じて、研究開発の成果が企業の成長に結びつくことを促進し、研究開発成果を経済社会へ効率的に還元させるとともに、成長を支える企業の競争力の源泉であるイノベーション能力の向上と適正な投資を促進し、全要素生産性(TFP)の向上に寄与する。	9	全要素生産性(TFP)の伸び率  研究開発費、TLOのロイヤリティ収入、産業界をリードする大学発ベンチャーの創出	-	-	-
			研究開発費 TLOのロイヤリティ収入 産業界をリードする大学発ベンチャーの創出(数)	-	-	-		
			NEDOにおける査読済論文等、産総研における論文発表等					
			NEDOにおける ・査読済論文発表数 ・国内外特許数(内は国外特許で外数) ・中核人材育成	1,000 (平成19年度累計)  5,000 (1,000) (平成19年度累計)  約5,000人 (平成19年度累計)	○	○	○	
			産総研における ・論文発表数 ・特許実施件数	5,000/年度 実施契約件数600/年度	○	○	○	
		○	<b>達成目標 3</b> 異分野の研究者、経営者と技術者、企業、大学、公的研究機関、ユーザー等の間の垣根を越えた融合を促進する。	1	国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度	30% (平成27年度)	○	

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		達成目標4	1	学校教育が経済社会のニーズに応じている度合（IMD国際競争力調査）	—	—
5	【政策】 経済産業政策  ＜施策＞ 経営イノベーション・事業化促進	○ 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性（ROA）を向上させるとともに、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うことにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。	3	実質GDP成長率	（中長期的に） 2.2%以上	○
		○ 達成目標1		平均総資産経常利益率（ROA）	5.8% （平成22年度）	○
		○ 達成目標2		自己資本当期純利益率（ROE）	7.7% （平成22年度）	○
8	【政策】 経済産業政策  ＜施策＞ 情報セキュリティ対策の推進	○ ITが経済社会に浸透する中で、安全・安心な国民生活、企業活動のためには、情報セキュリティの確保が不可欠である。情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第1次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定）の基本目標である「ITを安心して利用可能な環境」の構築を目指す。	11	開業率	—	—
		○ 達成目標1		廃業率	—	—
		○ 達成目標1		税法特例利用件数	74件	○
		○ 達成目標1		会社法（商法）特例利用件数	37件	○
		○ 達成目標1		投融資利用件数	28件	○
		○ 達成目標1		エンジェル税制利用件数（直接投資）	—	—
		○ 達成目標1		エンジェル税制投資額（直接投資）（百万円）	—	—
		○ 達成目標1		新産業創出・活性化融資制度利用件数	—	—
		○ 達成目標1		女性・若者／シニア起業家支援資金利用件数	—	—
		○ 達成目標1		新創業融資制度利用件数	—	—
		○ 達成目標1		会社設立登記数	—	—
3	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	2,000億円程度（平成21年度）	○			
		情報セキュリティセミナーの参加者数	7,000人以上（平成21年度）	○		
		インターネット安全教室の開催数	150回以上（平成21年度）	○		

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 達成目標 2	企業・個人の情報セキュリティ対策の推進 「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「IT新改革戦略」において、平成21年度初めには、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨す。	3	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値 企業におけるセキュリティポリシーの策定率 ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数	2,000億円程度(平成21年度) 60%以上(平成21年度) 累計220件以上(平成21年度)	○ ○ ○
18	【政策】 ものづくり・情報・サービス産業政策  〈施策〉 コンテンツ産業強化	○ 世界的な成長が期待されるコンテンツ産業の国際展開、生産性向上を推進し、市場規模の拡大と雇用創出を図る。  ○ 達成目標	コンテンツの総合的な国際展開を促進させることにより、新しい海外市場を開拓するとともに、文化への理解、国民相互理解を深めるなどの効果、コンテンツの普及を通じた他産業への経済波及効果の深化を旨す。また、ブロードバンドの進展に伴うコンテンツ流通構造の変化に対応して、ネットワークを通じたコンテンツ配信市場を拡大させるための環境の整備を図る。 なお、ここで述べるコンテンツ産業のコンテンツは、映像、音楽・音声、ゲーム、図書・新聞、画像・テキストなどの産業とする。	10	コンテンツ産業の市場規模(兆円) デジタルコンテンツ市場規模(兆円) コンテンツの海外市場依存度 TIFFCOM商談件数(うち対海外の件数) TIFFCOM商談成約件数(うち対海外の商談成約件数) 海外へのゲームソフト出荷金額(億円) アニメーション業界の海外売上高(億円) 米国対日世論調査において日本が文化交流分野で重要な国際的役割を果たしていると回答した者の割合(一般の部)(%) 海賊版被害に関する相談(件) 海賊版の摘発(件)	約18.7(うち海外1.2)(平成27年度) 6.3(平成22年度) 6.4(平成27年度) - - - - -	○ ○ ○ - - - - -
22	【政策】 中小企業・地域経済産業政策  〈施策〉 経営安定・取引の適正化	△ 下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。  △ 達成目標 1	中小企業に係る取引機会の増加及び下請中小企業の自立化を図る。	1	下請中小企業に係る取引機会(下請取引あっせん件数)	増加	△
		- 達成目標 2	下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請代金法」という。)及び下請中小企業振興法(以下、「下請振興法」という。)の周知、理解の増進を図り、親事業者と下請事業者との下請取引の適正化を図る。	3	下請代金法の違反数 下請代金法の警告文書発出数(社) 立入検査実施数(件)	- - -	- - -
		- 達成目標 3	小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済の両共済制度について、安全・確実な運営を行い制度の安定を維持し、小規模企業者の振興、中小企業の連鎖倒産防止を図る。	4	小規模企業共済 加入件数(件) 共済金等の支給実績(億円) 中小企業倒産防止共済 加入件数(件) 共済金の貸付実績(億円)	- - - - -	- - - - -

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
24	【政策】 中小企業・地域経済産業政策  ＜施策＞ 地域経済の活性化の推進	○		それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、我が国経済を牽引する産業及び今後世界的に成長が見込まれる産業の立地環境整備と国際競争力強化を図り、地域における経済成長を実現する。				
		○	達成目標1	産業クラスター計画第Ⅱ期（2006～2010年度）において、5年間で4万件の起業、新製品開発等を目指す。	3	産業クラスター計画参画企業数 産業クラスター計画連携大学数 産業クラスターにおける新事業開始件数	— — 4万件（平成18～22年度累計）	— — ○
		○	達成目標2	中小企業支援策とあいまって5年間で1,000の地域資源をいかした新事業を創出する。	1	新事業創出件数	1,000件（平成19～23年度累計）	○
26	【政策】 エネルギー・環境政策  ＜施策＞ エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化	○		石油代替エネルギーの開発や利用の促進、エネルギー利用効率の向上を通じて、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーや環境に関わる制約の下で、国際的に競争力ある経済活動を継続させることを目指す。				
		○	達成目標1	我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度を40%を下回る水準に引き下げる。	2	新エネルギー導入量（原油換算：万kl） 一次エネルギー国内供給に占める石油依存度	1,910（2010年度） 40%未満（2030年度）	○ ○
		○	達成目標2	我が国の運輸部門における石油依存度を80%程度とする。	1	運輸部門における石油依存度	80%程度（2030年度）	○
28	【政策】 エネルギー・環境政策  ＜施策＞ 原子力の推進・電力基盤の高度化	○		「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。				
		○	達成目標1	発電分野において、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力の推進が重要であり、2030年以降においても、発電電力量に占める比率を30%～40%程度以上とする。	4	発電電力量に占める原子力発電比率（%） 電力負荷平準化対策 年負荷率（%） ピークシフト電力（万kW） 電気事業における二酸化炭素排出原単位（kg-二酸化炭素/kWh）	30%～40%程度以上 — 250（平成22年度） 0.340（平成22年度）	○ — ○ ○
		—	達成目標2	電力分野に係る技術開発を推進することにより、発電分野においては原子力利用等を着実に推進する。また、送配電分野においては、発電された電力を安定的かつ効率的に需要家へ届けるため、瞬時電圧低下や需要変動時等に系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術開発や、発電電力を無駄なく輸送するための技術開発などにより、現状以上の供給信頼性を実現する。	1	電気の供給途絶等による停電時間	—	—

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		達成目標3	市場環境整備（電気事業制度改革）を行うことにより、電気事業における「安定供給」「環境適合」「競争・効率的」を同時達成する。	2	電力料金 新規参入者（PPS）の販売電力量シェア	- -	- -
33	【政策】 原子力安全・産業保安政策  ＜施策＞ 原子力安全	-	原子力に内在するリスクを十分認識し、以下の3つの規制理念のもと、的確に規制を行うことにより、また、原子力施設に対する災害、テロなどの有事に万全をもって備えることにより、国民から負託を受けたエージェントとして原子力の安全を確保し、もって国民の安全の確保と環境の保全を図ることを目的とする。 ①安全規制が明確であり、公開されていること 国民の安心の醸成を図る観点から、国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行う。 ②安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること 最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、有効かつ効率的な安全規制を実施する。 ③国際動向に主体的に対応すること 国際的な情報収集・協力等により、我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図る。また、原子力安全が我が国のみならず世界共通の課題であるとの観点から、原子力安全の国際的な知見・経験の共有を進める。				
		達成目標1	原子力安全制度の執行とその充実・強化に向けた技術基盤の整備	8	原子力施設に対する安全審査の実施 プラント数又は施設数（含申請中） 許認可申請数（平成18年度） 原子力施設に対する耐震安全性評価の実施 耐震安全性評価申請（予定）数 原子力防災及び核物質防護対策 道府県主体の原子力防災訓練の支援の実施 法律に基づく報告対象ト ラブル件数（件） 事故（国際原子力事象 尺度レベル4以上）件 数 異常な事象（国際原子 力尺度レベル1～3） 件数 法律に基づく報告対象ト ラブル件数（件/基）	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - -
		達成目標2	原子力安全制度の運用高度化に向けた技術基盤の整備	13	研修・人材育成の実施 原子力安全に係る研修の 研修者数 安全規制機関に対する国際研修の研修事業 研修者数	- - -	- - -

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
				現地セミナー等参加者数	—	—				
				原子力発電運転管理者に対する国際研修事業						
				研修者数	—	—				
				現地セミナー等参加者数	—	—				
				原子力安全に関連する資格試験の実施						
				原子炉主任技術者（筆記試験）						
				受験者数	—	—				
				合格者数	—	—				
				原子炉主任技術者（口頭試験）						
				受験者数	—	—				
				合格者数	—	—				
				核燃料取扱主任者						
				受験者数	—	—				
				合格者数	—	—				
				情報の収集と分析						
				データ総数	—	—				
				データ追加数	—	—				
				—	達成目標3	国民の安心の醸成に向けた原子力安全行政の対外的取り組み	6	シンポジウムの開催	—	—
								原子力安全地域対話促進事業の開催数	—	—
								一日原子力安全・保安院への参加者数	—	—
				安全規制に対する説明						
				プレスリリース件数	—	—				
				お知らせ件数	—	—				
				HPに届いた質問数	—	—				
				HPのアクセス数	—	—				
合計	9 政策	○=7 △=1  ○=13 △=1		93		○=32 △=1				

(注) 1 経済産業省の「平成19年度事後評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「施策番号」欄	評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系」）に基づき記入した。
「政策・施策」欄	評価対象とされた政策及び施策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標）」欄	評価書の施策目標・指標欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、経済産業省に確認の上、記入した。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。



### 3 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証についての審査

#### (1) 審査の考え方と点検の項目

##### (政策効果の把握について)

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるかが重要となる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いているのか。
- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示されている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

#### (2) 審査の結果

「平成 19 年度事後評価書」における政策を構成する個々の事務事業等についての 142 件の評価・検証についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																					
2	【政策】経済産業政策 〔施策〕技術革新の促進・環境整備																							
(1) 大学等技術移転事業費補助金（補助事業）	△ TLOの技術移転活動等を支援することにより、「大学の研究成果発掘→特許化→民間事業者への技術移転→ライセンス収入→大学・発明者への還元」という知的創造サイクルを円滑に働かせ、成果を活用した事業化を促進する。また、実績の優れたTLOを他のTLOを補完するスーパーTLOとして支援することにより、専門人材の育成・確保及びマーケティングネットワークの構築等の技術移転システムの抜本的強化を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認TLOの設立件数</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特許出願件数</td> <td>1,735</td> <td>1,506</td> </tr> <tr> <td>特許取得件数</td> <td>289</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>実施許諾件数</td> <td>769</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>うちロイヤリティ収入を得た件数</td> <td>551</td> <td>569</td> </tr> <tr> <td>ロイヤリティ収入の額</td> <td>836,552千円</td> <td>690,733千円</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	承認TLOの設立件数	2	1	特許出願件数	1,735	1,506	特許取得件数	289	315	実施許諾件数	769	1,001	うちロイヤリティ収入を得た件数	551	569	ロイヤリティ収入の額	836,552千円	690,733千円
(指標)	平成17年度	平成18年度																						
承認TLOの設立件数	2	1																						
特許出願件数	1,735	1,506																						
特許取得件数	289	315																						
実施許諾件数	769	1,001																						
うちロイヤリティ収入を得た件数	551	569																						
ロイヤリティ収入の額	836,552千円	690,733千円																						
(2) 新技術開発融資制度（金融機関：日本政策投資銀行）（政策金融）	△ 民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図る。	△	民間企業にとってリスクが高く投資判断が難しい研究開発に対し低利融資を行うことにより、民間企業における新技術の企業化が促進された。																					
(3) 民間基盤技術研究促進事業（産投出資）	○ 波及効果の大きい基盤技術の試験研究が促進され、その成果が広く活用されること。収益納付額の100%回収を目指すこと。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部発表（論文、学会等での発表）</td> <td>776</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>特許件数（特許、実用新案等）</td> <td>334</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	外部発表（論文、学会等での発表）	776	588	特許件数（特許、実用新案等）	334	215												
(指標)	平成17年度	平成18年度																						
外部発表（論文、学会等での発表）	776	588																						
特許件数（特許、実用新案等）	334	215																						
(4) 研究開発促進税制（税目：法人税、所得税）  (5) 特別試験研究に係る税額控除制度（税目：法人税、所得税）	△ 民間企業における研究開発投資の一層の促進を図ることにより、我が国の産業技術力を向上し、国際競争力強化及び経済活性化を実現する。	○	平成18年度の民間研究開発投資は、本税制導入前の平成14年度比で約16%増の13.4兆円に達する見込みであり、経済成長に一定の効果を見せている。 本税制による実質GDP押し上げ効果をマクロ経済モデルから算出すると、平成17年度からの3年間だけで約2.8兆円の効果があつたと見られ（三菱UFJリサーチコンサルティング推計）、経済成長に一定の効果を果たしている。																					
(6) 鈹工業技術研究組合等の所得計算の特例（税制）	△ 近年、企業における共同研究開発の重要性は、研究開発の自前主義からの脱却、他社との連携強化などに現れている。鈹工業技術研究組合制度は、共同研究開発を行うことを目的とした法人格を有する組織であり、本税制により共同研究を行うために必要な試験研究用固定資産の取得を促し、民間において行われる共同研究開発の活性化を目指す。	○	本制度を利用し、平成16年度から平成18年度の3年間の間に260億円の試験研究用固定資産の購入が行われ、これらの試験研究用資産を用いて共同研究が実施されたところである。																					

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性					
5	【政策】経済産業政策 〔施策〕経営イノベーション・事業化促進							
	(1) 起業家輩出支援事業（ドリームゲート事業）	△ 国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、継続的に起業家を輩出することによって日本経済の活性化を図る。	○	(指標)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(2) 産業活力再生支援（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 産業活力再生特別措置法の認定計画について、金融面から支援することにより我が国の産業活力の再生を加速化する。	△	開業数（千社）	168（平成13～16年平均）		（調査中）	
	(3) 産業再生事業（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 産業活力再生特別措置法の認定計画について、金融面から支援することにより我が国の産業活力の再生を加速化する。	△	会社設立登記数	93,012	99,384	101,521	114,092
	(4) 事業再生支援（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 経済社会的に有用な事業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図る。	△	登録会員数（千）	212	298	398	402
	(5) 経済社会的有用事業資金調達円滑化支援（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑な金融アレンジメントの実施、民間参入の促進に資するリスクマネー供給を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。	△	インターネット相	3,135	5,224	7,216	6,614
	(6) 金融・資本市場活性化（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑な金融アレンジメントの実施、民間参入の促進に資するリスクマネー供給を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。	△	面談相談（件）	408	821	1,257	1,115
	(7) 地域企業間信用円滑化支援（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 地域産業・地域経済の振興・活性化を図る。	△	出融資実績額（億円）		平成17年度 378	平成18年度 385	合計（平成14～18年度累計） 2,961
				出融資実績件数（件）		14	14	85
				出融資実績額（億円）		平成17年度 276	平成18年度 265	合計（平成14～18年度累計） 1,248
				出融資実績件数（件）		12	18	63
				出融資実績額（億円）		平成17年度 704	平成18年度 571	合計（平成14～18年度累計） 2,114
				出融資実績件数（件）		20	22	94
				既存債権者を始めとする利害関係者間の調整や二次破綻を防止するための融資スキームの構築等を要するなど、民間金融機関のみでは対応が困難な案件について、金融ノウハウ等の提供を通じた再生の円滑な推進を支援し、地域や産業活力の維持・向上や雇用の維持に貢献している。				
				出融資実績額（億円）		平成17年度 27	平成18年度 96	合計（平成16～18年度累計） 158
				出融資実績件数（件）		4	21	29
				出融資実績額（億円）		平成17年度 470	平成18年度 208	合計（平成14～18年度累計） 678
				出融資実績件数（件）		13	11	24
				出融資実績額（億円）		平成17年度 2	平成18年度 152	合計（平成17～18年度累計） 154
				出融資実績件数（件）		1	4	5

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性															
	(8) 危機管理対応金融普及促進（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 災害等の発生時における事業継続資金の供給を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を図ることを目的とする。	△	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成18年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				平成18年度			出融資実績額（億円）	200			出融資実績件数（件）	2		
	平成18年度																	
出融資実績額（億円）	200																	
出融資実績件数（件）	2																	
	(9) 新産業創出・活性化（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 経済活性化の原動力となる新産業の創出・活性化をいっそう推進することにより、我が国経済を新たな成長軌道に乗せ、雇用の確保と経済活力の維持を図る。	△	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>合計（平成16～18年度累計）</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td> <td>107</td> <td>110</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>152</td> </tr> </table>				平成17年度	平成18年度	合計（平成16～18年度累計）	出融資実績額（億円）	107	110	269	出融資実績件数（件）	44	50	152
	平成17年度	平成18年度	合計（平成16～18年度累計）															
出融資実績額（億円）	107	110	269															
出融資実績件数（件）	44	50	152															
	(10) 知的財産有効活用支援事業（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 知的財産の流通市場の整備、市場からの資金調達円滑化	△	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>合計（平成16～18年度累計）</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> </table>				平成17年度	平成18年度	合計（平成16～18年度累計）	出融資実績額（億円）	3	7	11	出融資実績件数（件）	2	6	9
	平成17年度	平成18年度	合計（平成16～18年度累計）															
出融資実績額（億円）	3	7	11															
出融資実績件数（件）	2	6	9															
	(11) 新事業活動促進資金（産業再生法関連）（金融機関：中小公庫、国民公庫、商工中金）	△ 産業活力再生特別措置法の認定計画について、金融面から支援することにより我が国の産業活力の再生を加速化する。	△	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>合計（平成13～18年度累計）</td> </tr> <tr> <td>融資実績額（百万円）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table>				平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度累計）	融資実績額（百万円）	0	0	2.5	融資実績件数（件）	0	0	2
	平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度累計）															
融資実績額（百万円）	0	0	2.5															
融資実績件数（件）	0	0	2															
	(12) 企業活力強化貸付（企業活力強化資金）（産業再生法関連）（金融機関：中小公庫）	△ 産業活力再生特別措置法の認定計画について、金融面から支援することにより我が国の産業活力の再生を加速化する。	△	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>合計（平成13～18年度累計）</td> </tr> <tr> <td>融資実績額（百万円）</td> <td>250</td> <td>0</td> <td>1,512</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> </table>				平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度累計）	融資実績額（百万円）	250	0	1,512	融資実績件数（件）	1	0	22
	平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度累計）															
融資実績額（百万円）	250	0	1,512															
融資実績件数（件）	1	0	22															
	(13) 登録免許税の軽減（税目：登録免許税） (14) 事業革新設備の特別償却（税目：所得税） (15) 不動産取得税の軽減（税目：不動産取得税）	○ 産業活力再生特別措置法の認定計画に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、同業種での共同事業再編、経営資源の有効活用に加え、他者の経営資源の活用や異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。 平成22年度に、企業の総資産経常利益率（ROA）を5.8%又は自己資本当期利益率（ROE）を7.7%にする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年の法律制定後から平成19年改正法の施行前までに認定した計画は456件（全省庁ベース）。このうち、経済産業省が認定した計画（298件）中、既に計画が終了した208件について生産性向上の達成状況を調査した結果、179件（86%）が生産性向上の各指標（ROE、有形固定資産回転率、従業員一人当たり付加価値額等）のいずれかの指標につき、法定基準以上の向上を達成している。</li> <li>上記の終了計画（208件）中、生産性向上の指標としてROEを採用した認定計画（73件）に着目すると、47件（約60%）が法定基準（2%ポイント以上の向上）を上回るROEの伸びを達成している。ROEを採用した認定計画（73件）におけるROE伸び幅の平均値は8.96%となっており、法人企業統計及び東証一部上場企業のデータから算出したROE伸び幅*を大幅に上回っている。</li> <li>※ 法人企業統計から算出したROEの向上幅（全産業） 10年度→14年度の伸び幅：2.4%ポイント向上、14年度→17年度の伸び幅：3.7%ポイント向上</li> <li>※ 東証一部上場1,152社（銀行・証券・保険業を除く）のデータから算出したROEの向上幅 10年度→14年度の伸び幅：2.7%ポイント向上、14年度→17年度の伸び幅：4.5%ポイント向上</li> <li>平成18年度のROEは6.2%、ROAは3.9%（法人企業統計）であり、平成14年初めから始まった今回の景気回復は、平成19年に入っても持続しているものとみられる（平成19年度年次経済財政報告書）が、上記のとおり、産業活力再生特別措置法の認定を受けた企業の86%が法定基準以上の生産性向上を実現していることから、本税制措置による生産性向上への寄与は大きいと考えられる。</li> </ul>														

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																							
	(16) エンジェル税制（税目：所得税、住民税）	△ベンチャー企業へのリスクマネー供給を円滑にすることにより、ベンチャー企業の創出・成長を促進させることを目的とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th colspan="2">合計（平成9～18年度累）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資実績額（億円）</td> <td>25</td> <td>13</td> <td colspan="2">68</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小・ベンチャー企業へのリスクマネーの供給を円滑にするため、平成9年度にエンジェル税制を創設し、その後、順次拡充を進めてきた。その結果、中小・ベンチャー企業へのリスクマネーの供給に一定の効果を出している。しかしながら、諸外国に比べても優遇税制利用のエンジェル投資実績は低水準に留まっており、更なるエンジェル税制の優遇措置拡充・利便性向上により、ベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進していく必要がある。</p>					平成17年度	平成18年度	合計（平成9～18年度累）		投資実績額（億円）	25	13	68											
	平成17年度	平成18年度	合計（平成9～18年度累）																							
投資実績額（億円）	25	13	68																							
18	【政策】ものづくり・情報・サービス産業政策 〔施策〕コンテンツ産業強化																									
	(1) コンテンツ国際取引市場強化事業	△コンテンツ国際取引市場の強化を図ることで、我が国コンテンツ産業の戦略的かつ主体的な国際展開を図る環境の整備やコンテンツ制作者の自立化・体制強化をはかる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成17年度</th> <th>うち対海外</th> <th>平成18年度</th> <th>うち対海外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場者数（人）</td> <td>8,176</td> <td>3,427</td> <td>14,676</td> <td>5,695</td> </tr> <tr> <td>商談件数（件）</td> <td>1,839</td> <td>1,058</td> <td>1,970</td> <td>1,182</td> </tr> <tr> <td>成約件数（件）</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>58</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>				年度	平成17年度	うち対海外	平成18年度	うち対海外	入場者数（人）	8,176	3,427	14,676	5,695	商談件数（件）	1,839	1,058	1,970	1,182	成約件数（件）	35	30	58	44
年度	平成17年度	うち対海外	平成18年度	うち対海外																						
入場者数（人）	8,176	3,427	14,676	5,695																						
商談件数（件）	1,839	1,058	1,970	1,182																						
成約件数（件）	35	30	58	44																						
	(2) 国際共同製作基盤整備事業（委託）	△映像産業に従事する人材のネットワーク強化のため、共同製作に資する人的データ、企業データ、公的支援策等のデータベースの構築し積極的に諸外国へ情報を発信するとともに、国際共同製作を行いたい制作者のマッチング、脚本開発を行うための場の提供及び評価専門家チームによる海外からの資金調達のためのビジネススキーム、マーケット性についての評価手法を蓄積することで、世界マーケットを視野に入れたコンテンツを増加させ、コンテンツ人材の国際力を向上させるシステムを開発する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年（12月1日現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際共同製作の支援件数（件）</td> <td>34</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>うち既に国際共同製作契約を締結した件数</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				（指標）	平成18年度	平成19年（12月1日現在）	国際共同製作の支援件数（件）	34	32	うち既に国際共同製作契約を締結した件数	7	3											
（指標）	平成18年度	平成19年（12月1日現在）																								
国際共同製作の支援件数（件）	34	32																								
うち既に国際共同製作契約を締結した件数	7	3																								
	(3) アジアにおける海賊版対策支援事業	△エンフォースメント支援体制の強化、アウェアネスの獲得・向上、正規版流通環境の整備等の体制整備により、抜本的な海賊版コンテンツの取締強化を図り、海賊版被害を抜本的に低減させる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海賊版被害に関する相談件数（件）</td> <td>98</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>海賊版の摘発件数（件）</td> <td>1,148</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table>				（指標）	平成17年度	平成18年度	海賊版被害に関する相談件数（件）	98	89	海賊版の摘発件数（件）	1,148	2,250											
（指標）	平成17年度	平成18年度																								
海賊版被害に関する相談件数（件）	98	89																								
海賊版の摘発件数（件）	1,148	2,250																								
22	【政策】中小企業・地域経済産業政策 〔施策〕経営安定・取引の適正化																									
	(1) 中小企業取引適正化事業委託費	△・下請取引の適正化を図る。 ・法令の普及啓発等を通じて、法令違反の未然防止や下請中小企業の利益保護を図る。	<p>親事業者と下請事業者間の取引の適正化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請代金法の違反数（件）</td> <td>2,202</td> <td>2,085</td> </tr> <tr> <td>下請代金法の警告文書発出数（社）</td> <td>4,187</td> <td>4,314</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請取引改善講習事業実施件数（会場）</td> <td>80</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>下請取引改善講習事業受講者数（人）</td> <td>7,152</td> <td>9,677</td> </tr> </tbody> </table>				（指標）	平成17年度	平成18年度	下請代金法の違反数（件）	2,202	2,085	下請代金法の警告文書発出数（社）	4,187	4,314	（指標）	平成17年度	平成18年度	下請取引改善講習事業実施件数（会場）	80	90	下請取引改善講習事業受講者数（人）	7,152	9,677		
（指標）	平成17年度	平成18年度																								
下請代金法の違反数（件）	2,202	2,085																								
下請代金法の警告文書発出数（社）	4,187	4,314																								
（指標）	平成17年度	平成18年度																								
下請取引改善講習事業実施件数（会場）	80	90																								
下請取引改善講習事業受講者数（人）	7,152	9,677																								

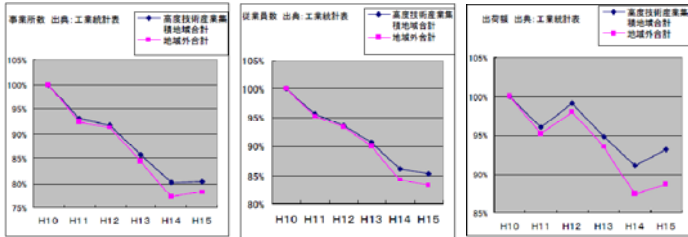
施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性											
			(指標)	平成17年度	平成18年度									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱下請人材育成事業実施件数(件)</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>脱下請人材育成事業受講者数(人)</td> <td>207</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	脱下請人材育成事業実施件数(件)	9	6	脱下請人材育成事業受講者数(人)	207	148		
(指標)	平成17年度	平成18年度												
脱下請人材育成事業実施件数(件)	9	6												
脱下請人材育成事業受講者数(人)	207	148												
(2) 全国中小企業取引振興協会補助金	△	下請中小企業に対する取引あっせんによる販路開拓支援を通じて、親事業者との交渉力を高め、特定の親事業者に対する過度の依存を是正し、自立した下請中小企業の育成を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請中小企業に係る取引機会の増加(下請取引あっせん件数)</td> <td>35,033</td> <td>35,742</td> </tr> <tr> <td>あっせんによる成立件数</td> <td>3,874</td> <td>3,962</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	下請中小企業に係る取引機会の増加(下請取引あっせん件数)	35,033	35,742	あっせんによる成立件数	3,874	3,962	
(指標)	平成17年度	平成18年度												
下請中小企業に係る取引機会の増加(下請取引あっせん件数)	35,033	35,742												
あっせんによる成立件数	3,874	3,962												
(3) 中小企業事業継続計画普及事業	○	中小企業のBCP普及については、全国にその裾野を広げ普及させていくことが目標であるが、現時点では我が国におけるBCPの策定状況は低く政府の取組も始まったばかりである。昨今の自然災害の頻発やそれらに対する意識の高まりをふまえ、意識の高い中小企業者がBCPを策定したいと考えた際に必要な情報提供等の支援を行う。 なお、中央防災会議では、平成18年4月に策定した「地震防災戦略」において、『10年間でほぼすべての大企業、過半の中堅企業がBCPを作成する』ことを目標としている。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーの参加者数 平成18年度事業 セミナー20回開催 545社 717名参加</li> <li>・セミナー受講後8割以上の参加者がBCP策定について必要性を認識している。また、アンケート結果から、中小企業のBCP策定についての理解度や中小企業に対するBCP策定支援に必要な事項についての知見を得ている。</li> </ul>										
(4) 中小企業制度環境等整備調査委託費	○	本事業の成果物である調査・分析結果は今後の施策の検討材料及び毎年度の制度改正要望説明資料の基礎資料等として使用することができる水準のものであること。また、施策普及用のパンフレット原稿は、利用者にとって理解しやすい内容であることとし、平成19年度において中小企業経営者や実務家等へ請求等に応じて100万部配布することを目標とする。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策普及用パンフレット配布等の数(中小企業税制・中小企業会計・会社法・事業承継の4テーマ合計)</td> <td>1,807,000部</td> <td>1,639,000部</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	施策普及用パンフレット配布等の数(中小企業税制・中小企業会計・会社法・事業承継の4テーマ合計)	1,807,000部	1,639,000部				
(指標)	平成17年度	平成18年度												
施策普及用パンフレット配布等の数(中小企業税制・中小企業会計・会社法・事業承継の4テーマ合計)	1,807,000部	1,639,000部												
(5) 人権等啓発支援推進委託(地方公共団体委託)	○	中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及し、その理解を深めてもらうことにより、人権意識の涵養を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権意識が深まった割合</td> <td>92.7%</td> <td>91.2%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	人権意識が深まった割合	92.7%	91.2%				
(指標)	平成17年度	平成18年度												
人権意識が深まった割合	92.7%	91.2%												
(6) 人権啓発支援調査委託(民間団体委託)		(当初目標値 平成18年度) 人権意識が深まった割合(※) 90%以上 ※講演会等の参加者へのアンケート結果		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会等の参加者数</td> <td>8,846人</td> <td>8,244人</td> </tr> <tr> <td>講演会等の開催件数</td> <td>75件</td> <td>68件</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	講演会等の参加者数	8,846人	8,244人	講演会等の開催件数	75件	68件	
(指標)	平成17年度	平成18年度												
講演会等の参加者数	8,846人	8,244人												
講演会等の開催件数	75件	68件												
(7) 小規模事業者等支援事業(地方公共団体委託)														

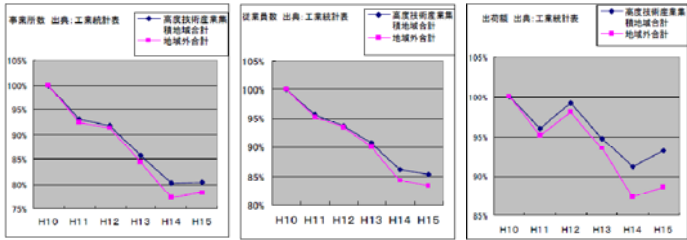
施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
	(8) 環境・エネルギー対策貸付（社会環境対応施設整備資金）（BCP関係）（金融機関：中小公庫・国民公庫）	○ 本貸付制度は、中小企業庁が公開した「中小企業BCP策定運用指針」による中小企業者のBCP策定にインセンティブを与えることでその作成を促進し、中小企業者の防災力と事業継続能力の向上を図ること。 なお、中央防災会議では、平成18年4月に策定した「地震防災戦略」において、『10年間でほぼすべての大企業、過半の中堅企業がBCPを作成する』ことを目標としている。	△ 中小企業のBCP策定に対する本制度の寄与を定量的に算出することは、中小企業のBCP策定もまだこれからという状況であるため困難であるが、BCPの策定に基づく防災に資する施設整備は直接の利益向上や生産性の向上につながるものではないため、本貸付制度によるBCP策定へのインセンティブ効果は大きい。												
	(9) セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）（金融機関：中小公庫・国民公庫）	△ 関連企業の倒産により影響を受ける中小企業者に対する円滑な資金供給を確保することにより、連鎖倒産の防止を図ること。	△ <table border="1" data-bbox="746 636 1449 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度 (10月末現在)</th> <th>合計(平成18～19年度累計) (19年度10月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>1,922</td> <td>1,294</td> <td>18,805</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>229</td> <td>151</td> <td>1,756</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度 (10月末現在)	合計(平成18～19年度累計) (19年度10月末現在)	出融資実績額(億円)	1,922	1,294	18,805	出融資実績件数(件)	229	151	1,756
	平成18年度	平成19年度 (10月末現在)	合計(平成18～19年度累計) (19年度10月末現在)												
出融資実績額(億円)	1,922	1,294	18,805												
出融資実績件数(件)	229	151	1,756												
	(10) 中小企業投資促進税制（税目：所得税・法人税）	△ 中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上を図る。	○ 本制度の存在を知る中小企業の約2割が利用し（調査対象企業数3,055）、その約6割が本税制の効果として設備投資資金を確保できたと回答。 （出典：中小企業庁「中小企業に対する税制措置の影響に関する調査（平成19年3月）」）												
	(11) 少額減価償却試算の損金算入特例（税目：所得税・法人税）	△ 中小企業の事務負担を軽減するとともに、小規模企業を中心に設備投資を促進する。	○ 本特例を利用した中小企業者数：174,743社（調査対象企業の1割以上に相当） （出典：中小企業庁「平成18年中小企業実態基本調査」）												
	(12) 創業5年以内の中小企業の欠損金の繰戻還付制度（税目：法人税）	△ 事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和する。	○ 本制度の存在を知る企業の約2割が利用し（調査対象企業数2,630）、本制度の利用効果として、「運転資金を確保できた」（78%）、「借入金の返済資金を確保できた」（15%）、「設備投資資金を確保できた」（6%）との回答が多く、資金繰り難の緩和に活用されている。 （出典：中小企業庁「中小企業に対する税制措置の影響に関する調査（平成19年3月）」）												
	(13) 小規模宅地等の特例（税目：相続税・贈与税）	△ 事業承継者の相続税負担を軽減し、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。	○ 相続発生時に「小規模宅地等の特例」を適用した企業は3割超（調査企業数708）（適用したかどうか不明とした企業を除く） （出典：中小企業庁「中小企業の事業承継実態調査（平成19年3月）」）												
	(14) 事業承継時の自社株式の課税価格の軽減措置（税目：相続税・贈与税）	△ 事業承継者の相続税負担を軽減し、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。	○ 「自社株式の課税価格の軽減措置」を適用した割合は2割超（調査企業数670）である（適用したかどうか不明とした企業を除く） （出典：中小企業庁「中小企業の事業承継実態調査（平成19年3月）」）												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
	(15) 相続時精算課税制度 (税目：相続税・贈与税)	△ 事業承継者の相続税負担を軽減し、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。	○ 「相続時精算課税制度」を適用した企業は約17%であり、そのうち生前贈与により経営の安定につながったとする企業は約56%に上った。 (出典：中小企業庁「中小企業の事業承継実態調査(平成19年3月)」)																
24	【政策】中小企業・地域経済産業政策 〔施策〕地域経済の活性化の推進																		
	(1) 産業クラスター間連携等促進事業(委託)	○ クラスター参画企業、大学・公的研究機関等、知的クラスター創生事業関係者、プロジェクト未参画企業の一般企業、地域の産業振興機関等の連携、交流、情報の共有等を図る。また、PDCAサイクルに基づき、適正な政策評価等を行うとともに、各プロジェクトが活用する事業化支援事業、実用化研究開発事業等を効果的に活用することにより、「産業クラスター第Ⅱ期中期計画」の目標である「5年間で新事業開始件数4万件」を達成する。	<table border="1" data-bbox="746 521 1300 683"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業クラスターフォーラムへの入場者数(人/日)</td> <td>7,700</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>HPへのアクセス数(回数/月)</td> <td>-</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>①『産業クラスターフォーラム(クラスターの成果とこれからの展開)』を開催し、経済産業大臣等より国内外に対して情報発信・啓発等につとめた。(参加企業数約500(平成18年))</p> <p>②『先端テクノフェア(クラスターの展示発表会)』を開催し、研究開発等の成果を発表。3日間で平均15,000人が訪れ、以下の成果をあげている。</p> <p><b>【出展件数】</b> 164件</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先として商談(総件数85社)</li> <li>・提携先として商談(総件数30社)</li> <li>・投資及び出資先として商談(総件数5社)</li> </ul> <p>③産業クラスターHP運営及びメルマガ(月2回)の発行 クラスター政策の全般が分かるツールとして、情報発信。 アクセス数:毎月約20,000(1日平均約800)メルマガ会員数:約3,000人</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	産業クラスターフォーラムへの入場者数(人/日)	7,700	15,000	HPへのアクセス数(回数/月)	-	20,000							
(指標)	平成17年度	平成18年度																	
産業クラスターフォーラムへの入場者数(人/日)	7,700	15,000																	
HPへのアクセス数(回数/月)	-	20,000																	
	(2) 広域的新事業支援ネットワーク等補助事業(補助)	○ 「顔の見える人的ネットワーク」の形成を支援するとともに、ベンチャー企業や第二創業など、具体的な新事業の創出に直結する事業化支援機能の構築・強化を行い、産業クラスター計画第Ⅱ期(平成18～22年度)の5年間で、4万件の新事業を創出する。 また、第Ⅲ期以降の自立化に向け、支援サービスの拡充、コアメンバー比率の向上、会費制の導入等を進め、地域・分野に適合した自立モデルを確立する。  (当初目標値 平成22年度) 産業クラスターにおける新事業開始件数 40,000件(平成18～22年度累計)	<table border="1" data-bbox="746 1193 1300 1411"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①産業クラスター計画参画企業数</td> <td>6,100社</td> <td>9,800社</td> </tr> <tr> <td>②産業クラスター計画連携大学数</td> <td>250枚</td> <td>290枚</td> </tr> <tr> <td>③産業クラスターにおける新事業開始件数</td> <td>12,776件</td> <td>9,279件</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	①産業クラスター計画参画企業数	6,100社	9,800社	②産業クラスター計画連携大学数	250枚	290枚	③産業クラスターにおける新事業開始件数	12,776件	9,279件				
(指標)	平成17年度	平成18年度																	
①産業クラスター計画参画企業数	6,100社	9,800社																	
②産業クラスター計画連携大学数	250枚	290枚																	
③産業クラスターにおける新事業開始件数	12,776件	9,279件																	
	(3) 新事業育成専門家養成等研修事業(補助)	○ IM養成等の研修事業を強力に推進し、IMの増員・資質向上を図ることにより、起業家支援を充実させ、新事業創出の促進・産業クラスター計画の推進に資する。 具体的には次の目標掲げる。 ○平成14年度から平成18年度までの5年間で600人のIMを養成し、BIへの配置を促進させる。	<table border="1" data-bbox="746 1709 1445 1926"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IM養成研修修了者数</td> <td>54</td> <td>74</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>IMインストラクター養成研修者数</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>IMフォローアップ研修修了者数</td> <td>20</td> <td>33</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)	IM養成研修修了者数	54	74	426	IMインストラクター養成研修者数	46	47	160	IMフォローアップ研修修了者数	20	33	143
(指標)	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)																
IM養成研修修了者数	54	74	426																
IMインストラクター養成研修者数	46	47	160																
IMフォローアップ研修修了者数	20	33	143																



施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性			
		○平成19年度においては年間60人のIMを養成し、引き続きBIへの配置を促進させる。	IMネットワーク形成事業	80	91	497
			BI基礎セミナー	-	147	147
			BIステップアッププログラム	10	10	20
			小計			延べ1,397
			BI・IMに関する普及啓発資料発行部数	6,000	7,000	13,000
(4)工業用水道事業費(補助)	△	地方公共団体が行う工業用水道施設等の建設、老朽化施設等の改築を国庫補助により促すことで、豊富低廉な工業用水を安定して供給することを目標とする。	○	平成17年度	平成18年度	
			工業用水事業数	246	248	
			補助事業数(建設)	137	137	
			補助事業数(改築)	73	76	
(5)民間資金活用型社会資本整備(金融機関:日本政策投資銀行)	△	当該融資制度により、民間の資金、経営の力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	△	平成17年度	平成18年度	合計(平成10~18年度累計)
			出融資実績額(億円)	38	1	146
			出融資実績件数(件)	1	1	11
			当省所管分野において、PFI事業の推進に着実な成果が上がりつつある。			
(6)大規模基地活性化(金融機関:日本政策投資銀行)	△	大規模工業基地の未分譲工業用地の分譲を促進させ、分譲面積を増やす。	○	むつ小川原地区では、平成4年度末の分譲済み面積1,041ha・企業立地数34社から、平成18年度末の分譲済み面積1,178ha・企業立地数83社に増加。クリスタルバレイ構想による液晶関連の企業集積が促進されている。また、苫小牧東部地区では、平成4年度末の分譲済み面積801ha・企業立地数62社から、平成18年度末の分譲済み面積1,003ha・企業立地数78社に増加。陸・海・空の交通アクセスに優れた点を生かした企業誘致、リサイクル関連企業の誘致が進展しており、大規模工業基地の未分譲工業用地の分譲を促進させ、分譲面積を増やすという制度目標を達成している。		
(7)地域産業立地促進事業(農村地域工業等導入促進法関連)(金融機関:日本政策投資銀行)	△	中山間地域等農村地域における工業等の導入を促進することにより、多様な産業の振興を図り、農業の構造改革を進めるとともに農村地域における就業機会を確保する。	○	農村地域工業等導入促進制度の推進により、平成17年度末現在755市町村において農村地域工業等導入促進計画が策定され、約8,710社(うち操業企業約8,056社)の企業立地が決定し、農村地域において約55万1千人の雇用が確保されるなど、一定の成果を上げている。		
(8)地域雇用促進資金(農村地域工業等導入促進法関連)(金融機関:中小企業金融公庫)				【参考】農村地域の企業立地の状況		
				調査時点	立地決定企業数	操業企業数
				平成17年3月末	8,536	7,889
				18年3月末	8,710	8,056

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
	(9) 新事業活動促進資金（廃止前の新事業創出促進法関連）（金融機関：中小企業金融公庫・国民生活金融公庫）	△ 製造業や、その技術高度化に資する事業等に係る投資を促進し、高度技術産業集積地域に存在する高度技術等に立脚した産業集積の高度化を図り、当該地域における内発的な新産業創出に資する環境を整備するとともに、地域経済の自律的発展基盤の強化を図る。	○ 本制度の対象地域である高度技術産業集積地域の各種経済指標は、景気低迷の影響により、減少を余儀なくされているが、高度技術産業集積地域以外の地域と比較すると、その減少幅は低く抑えられており、また相応の利用実績も認められることから、本制度については他の支援措置と相俟って一定の成果を上げている。  高度技術産業集積地域の統計 <table border="1" data-bbox="746 456 1299 647"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(件)</td> <td>50,585</td> <td>50,719</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>1,665</td> <td>1,649</td> </tr> <tr> <td>製品出荷額(億円)</td> <td>574,807</td> <td>587,831</td> </tr> </tbody> </table> 		H14	H15	事業所数(件)	50,585	50,719	従業者数(人)	1,665	1,649	製品出荷額(億円)	574,807	587,831
	H14	H15													
事業所数(件)	50,585	50,719													
従業者数(人)	1,665	1,649													
製品出荷額(億円)	574,807	587,831													
	(10) 地域活性化資金（大阪湾臨海地域開発整備法関連）（金融機関：中小企業金融公庫）	△ 大阪湾臨海地域の国際交流機能、国際業務機能等の高次都市機能（中核的施設）の整備を行うこと、及び当該地域の中小企業の高度化を推進することにより、関西圏全域の活性化及び東京一極集中是正を図る。	△ <table border="1" data-bbox="746 1032 1445 1178"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,409</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>本制度は、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく臨海地域内の特定地域において、製造業等を営むもので、技術の高度化等に取り組む中小企業者に対し融資を行うものである。ここ2年度は利用実績がないものの、平成16年度以前は相応の利用実績が認められ、同地域の中小企業者の事業高度化に一定の成果を上げてきたものと考えている。</p>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(百万円)	0	0	1,409	出融資実績件数(件)	0	0	28
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)												
出融資実績額(百万円)	0	0	1,409												
出融資実績件数(件)	0	0	28												
	(11) 地域活性化資金（工業等団地関連）（金融機関：中小企業金融公庫）	△ 中小企業者の工業等団地への移転を資金面で支援することで、工業等団地への移転を促進し、もって当該中小企業者の立地条件の改善、専門化・共同化による経営基盤の強化及び住工混在の解消を図る。	○ 本制度は中小企業の立地条件の改善、経営基盤の強化及び住工混在の解消を図るものであり、相応の貸付実績は認められ、また近年工業団地内への立地件数が増加していることから、一定の成果をあげているものと考えている。  <table border="1" data-bbox="746 1507 1299 1659"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年</th> <th>平成18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場立地件数</td> <td>1,544</td> <td>1,782</td> </tr> <tr> <td>うち工場団地内立地件数(比率)</td> <td>790 (51%)</td> <td>871 (49%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年	平成18年	工場立地件数	1,544	1,782	うち工場団地内立地件数(比率)	790 (51%)	871 (49%)			
	平成17年	平成18年													
工場立地件数	1,544	1,782													
うち工場団地内立地件数(比率)	790 (51%)	871 (49%)													
	(12) 旧新事業創出促進法に規定する高度技術産業集積地域における課税の特例（税目：特別土地保有税）	△ 高度技術等に係る設備投資を促進し、高度技術産業集積地域に存在する高度技術等に立脚した産業集積の高度化を図り、当該地域における内発的な新産業創出に資する環境を整備するとともに、地域経済の自律的発展基盤の強化を図る。	○ 本制度の対象地域である高度技術産業集積地域の各種経済指標は下記表のとおり、景気低迷の影響により、減少を余儀なくされているが、高度技術産業集積地域以外の地域と比較すると、その減少幅は低く抑えられていることから、本制度については他の支援措置と相俟って一定の成果を上げていると考えている。												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
			<p>高度技術産業集積地域の統計</p> <table border="1" data-bbox="746 320 1300 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(件)</td> <td>50,585</td> <td>50,719</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>1,665</td> <td>1,649</td> </tr> <tr> <td>製品出荷額(億円)</td> <td>574,807</td> <td>587,831</td> </tr> </tbody> </table> 		H14	H15	事業所数(件)	50,585	50,719	従業者数(人)	1,665	1,649	製品出荷額(億円)	574,807	587,831								
	H14	H15																					
事業所数(件)	50,585	50,719																					
従業者数(人)	1,665	1,649																					
製品出荷額(億円)	574,807	587,831																					
	(13) 農村地域工業等導入促進法に規定する工業導入地区における課税の特例(税目: 所得税・法人税等)	△ 中山間地域等農村地域における工業等の導入を促進することにより、多様な産業の振興を図り、農業の構造改革を進めるとともに農村地域における就業機会を確保する。	○ 農村地域工業等導入促進制度の推進により、平成17年度末現在755市町村において農村地域工業等導入促進計画が策定され、約8,710社(うち操業企業約8,056社)の企業立地が決定し、農村地域において約55万1千人の雇用が確保されるなど、一定の成果を上げている。																				
	(14) 阪神淡路大震災による被災代替家屋等に係る課税の特例(税目: 不動産取得税・固定資産税・都市計画税)  (15) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る課税の特例(税目: 固定資産税・都市計画税)	△ 税制により初期投資の負担軽減を図ることで、代替家屋等の取得を促進し、被災地域の復興を図る。	<p>△ ■ 阪神淡路大震災 不動産取得税の軽減措置</p> <table border="1" data-bbox="746 1193 1444 1294"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14~18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>3.2</td> <td>5.7</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産税・都市計画税の軽減措置</p> <table border="1" data-bbox="746 1344 1444 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14~18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>2.7</td> <td>0.9</td> <td>19.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 新潟県中越地震災害 固定資産税・都市計画税の軽減措置</p> <table border="1" data-bbox="746 1523 1005 1624"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>阪神淡路大震災及び新潟県中越地震災害の被災地域において、被災代替家屋等の取得を促進する本税制の利用が進んでいることから、当該被災地域の復興に相当程度寄与しているものと考えている。</p>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14~18年度累計)	減税実績額(億円)	3.2	5.7	29.2		平成17年度	平成18年度	合計(平成14~18年度累計)	減税実績額(億円)	2.7	0.9	19.7		平成18年度	減税実績額(億円)	2.5
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14~18年度累計)																				
減税実績額(億円)	3.2	5.7	29.2																				
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14~18年度累計)																				
減税実績額(億円)	2.7	0.9	19.7																				
	平成18年度																						
減税実績額(億円)	2.5																						
	(16) 沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域における課税の特例(税目: 法人税、事業所税)	△ 沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄県の地域経済産業の自律的・内発的発展を実現するため、情報通信産業振興地域・自由貿易地域等において企業立地等を促進し、もって沖縄経済の持続的発展の土台を築く。	○ 沖縄振興特別措置法に基づく各制度については、企業誘致や雇用創出において一定の成果を上げていることから、沖縄経済の発展に相当程度寄与していると考えている。 ■ 観光振興地域制度の指標 沖縄入城観光客数の推移 平成13年:443万人 → 平成17年:550万人																				

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
	<p>(17) 沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における課税の特例（税目：法人税、事業所税）</p> <p>(18) 沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化地域における課税の特例（税目：所得税・法人税、事業所税）</p> <p>(19) 沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域・特別自由貿易地域における課税の特例（税目：法人税、所得税、関税）</p> <p>(20) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置（「経営基盤強化計画」に係るもの）（税目：所得税・法人税）</p> <p>(21) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置（「経営革新計画」に係るもの）（税目：所得税・法人税）</p> <p>(22) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置（「沖縄型免税店制度」）（税目：関税）</p>		<p>■ 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区の指標          情報通信関連企業の情報通信産業振興地域等への進出状況          平成13年度:42社→平成18年5月時点:103社(雇用者数約1万人)</p> <p>■ 産業高度化地域の指標          特別償却制度・税額控除制度利用企業数          平成14年度:11社          平成15年度:14社          平成16年度:28社          産業高度化地域の製品出荷額          平成11年度:2,860億円→平成16年度:4,156億円</p> <p>■ 自由貿易地域・特別自由貿易地域の指標          自由貿易地域・特別自由貿易地域の立地企業数          平成13年:19社→平成17年:32社          雇用者数          平成13年:534人→平成17年:852人</p>

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																																																																									
26	<p>【政策】エネルギー・環境政策            【施策】エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化</p> <p>(1) 燃料電池導入促進戦略広報等事業（委託）</p> <p>(2) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>(3) 新エネルギー事業者支援対策事業</p>	<p>△燃料電池の技術開発、コスト削減及び利便性や性能の向上を図ることによって、我が国のエネルギー供給の安定化・効率化、地球温暖化問題（CO<sub>2</sub>）・地域環境問題（NO<sub>x</sub>、PM等）の解決、新規産業・雇用の創出、水素エネルギー社会の実現等を図る。</p> <p>また、燃料電池に対する理解を深めるとともに、異業種連携等によるイノベーションを促進し、燃料電池の技術実証段階から導入段階、更には本格普及段階への速やかな展開を図る。</p> <p>○クリーンエネルギー自動車は、CO<sub>2</sub>排出削減や石油代替に資する自動車であり、地球温暖化対策や輸送用燃料における石油依存度低減のために重要である。京都議定書目標達成計画において2010年度までにクリーンエネルギー自動車233万台の導入を目標としている。</p> <p>○民間事業者等が行う新エネルギー導入事業に対し支援を行うことにより、平成22（2010）年度新エネルギー導入目標の達成に資する。</p> <p>新エネルギー導入目標</p> <table border="1" data-bbox="320 1272 692 1877"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2010年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電分野</td> <td>太陽光発電</td> <td>118万kl (482万kw)</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>134万kl (300万kw)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電＋バイオマス発電</td> <td>586万kl (450万kw)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">熱利用分野</td> <td>太陽熱利用</td> <td>90万kl</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>186万kl</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用</td> <td>308万kl</td> </tr> <tr> <td>未利用エネルギー</td> <td>5万kl</td> </tr> <tr> <td>黒液・廃材等</td> <td>483万kl</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 (対1次エネルギー供給比)</td> <td>1,910万kl (3%程度)</td> </tr> </tbody> </table>			2010年度目標	発電分野	太陽光発電	118万kl (482万kw)	風力発電	134万kl (300万kw)	廃棄物発電＋バイオマス発電	586万kl (450万kw)	熱利用分野	太陽熱利用	90万kl	廃棄物熱利用	186万kl	バイオマス熱利用	308万kl	未利用エネルギー	5万kl	黒液・廃材等	483万kl	合計 (対1次エネルギー供給比)		1,910万kl (3%程度)	<table border="1" data-bbox="746 338 1449 521"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンポジウム来場者数(人)</td> <td>2,640</td> <td>2,736</td> <td>2,775</td> </tr> <tr> <td>国際見本市来場者数(人) (うちセミナー受講者)</td> <td>23,039 (770)</td> <td>24,494 (771)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>展示会でのアンケートによると、平成17年度大阪では「受注があった」が17.9%、「具体的な引き合いがあった」が67.9%、東京では、「受注があった」が11.6%、「具体的な引き合いがあった」が62.8%という結果、平成18年度大阪では「受注があった」が9.1%、「具体的な引き合いがあった」が68.2%、東京では、「受注があった」が23.1%、「具体的な引き合いがあった」が64.2%という結果であり、当事業が企業間交流のきっかけとなっていることが分かる。</p> <table border="1" data-bbox="746 813 1299 1025"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CEV補助台数</td> <td>39,015</td> <td>35,749</td> </tr> <tr> <td>CEV累積補助台数</td> <td>151,360</td> <td>187,109</td> </tr> <tr> <td>普及台数</td> <td>326,804</td> <td>410,674</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="746 1122 1449 1843"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>当初目標値(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>81kw</td> <td>160kw</td> <td rowspan="16">平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万klと設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電</td> <td>29,150kw</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電</td> <td>25,500kw</td> <td>96,340kw</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用</td> <td>20kl</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>0</td> <td>90,000kl</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用</td> <td>107,621kl</td> <td>44,737kl</td> </tr> <tr> <td>温度差エネルギー</td> <td>164kl</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>1,000kw</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>天然ガスコージェネ</td> <td>18.4万kw</td> <td>28.4万kw</td> </tr> <tr> <td>雪氷熱利用</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>バイオマス燃料製造</td> <td>42.7kl</td> <td>336.4kl</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>438,350kw</td> <td>615,920kw</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	シンポジウム来場者数(人)	2,640	2,736	2,775	国際見本市来場者数(人) (うちセミナー受講者)	23,039 (770)	24,494 (771)	—	(指標)	平成17年度	平成18年度	CEV補助台数	39,015	35,749	CEV累積補助台数	151,360	187,109	普及台数	326,804	410,674	(指標)	平成17年度	平成18年度	当初目標値(平成22年度)	太陽光発電	81kw	160kw	平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万klと設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。	廃棄物発電	29,150kw	0	バイオマス発電	25,500kw	96,340kw	太陽熱利用	20kl	0	廃棄物熱利用	0	90,000kl	バイオマス熱利用	107,621kl	44,737kl	温度差エネルギー	164kl	0	燃料電池	1,000kw	0	天然ガスコージェネ	18.4万kw	28.4万kw	雪氷熱利用	0	0	バイオマス燃料製造	42.7kl	336.4kl	風力発電	438,350kw	615,920kw
		2010年度目標																																																																																										
発電分野	太陽光発電	118万kl (482万kw)																																																																																										
	風力発電	134万kl (300万kw)																																																																																										
	廃棄物発電＋バイオマス発電	586万kl (450万kw)																																																																																										
熱利用分野	太陽熱利用	90万kl																																																																																										
	廃棄物熱利用	186万kl																																																																																										
	バイオマス熱利用	308万kl																																																																																										
	未利用エネルギー	5万kl																																																																																										
	黒液・廃材等	483万kl																																																																																										
合計 (対1次エネルギー供給比)		1,910万kl (3%程度)																																																																																										
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																																																									
シンポジウム来場者数(人)	2,640	2,736	2,775																																																																																									
国際見本市来場者数(人) (うちセミナー受講者)	23,039 (770)	24,494 (771)	—																																																																																									
(指標)	平成17年度	平成18年度																																																																																										
CEV補助台数	39,015	35,749																																																																																										
CEV累積補助台数	151,360	187,109																																																																																										
普及台数	326,804	410,674																																																																																										
(指標)	平成17年度	平成18年度	当初目標値(平成22年度)																																																																																									
太陽光発電	81kw	160kw	平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万klと設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。																																																																																									
廃棄物発電	29,150kw	0																																																																																										
バイオマス発電	25,500kw	96,340kw																																																																																										
太陽熱利用	20kl	0																																																																																										
廃棄物熱利用	0	90,000kl																																																																																										
バイオマス熱利用	107,621kl	44,737kl																																																																																										
温度差エネルギー	164kl	0																																																																																										
燃料電池	1,000kw	0																																																																																										
天然ガスコージェネ	18.4万kw	28.4万kw																																																																																										
雪氷熱利用	0	0																																																																																										
バイオマス燃料製造	42.7kl	336.4kl																																																																																										
風力発電	438,350kw	615,920kw																																																																																										

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																																																	
	(4) 地域新エネルギー導入促進事業	<p>○ 効率的な案件を採択し、その波及効果から地域内外の新エネルギーの導入促進を図ることにより、新エネルギーの導入目標量の達成に資する。</p> <p>新エネルギー導入目標</p> <table border="1" data-bbox="320 443 692 1111"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2010年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電分野</td> <td>太陽光発電</td> <td>118万k1 (482万kw)</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>134万k1 (300万kw)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電+バイオマス発電</td> <td>586万k1 (450万kw)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">熱利用分野</td> <td>太陽熱利用</td> <td>90万k1</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>186万k1</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用</td> <td>308万k1</td> </tr> <tr> <td>未利用エネルギー</td> <td>5万k1</td> </tr> <tr> <td>黒液・廃材等</td> <td>483万k1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 (対1次エネルギー供給比)</td> <td>1,910万k1 (3%程度)</td> </tr> </tbody> </table>			2010年度目標	発電分野	太陽光発電	118万k1 (482万kw)	風力発電	134万k1 (300万kw)	廃棄物発電+バイオマス発電	586万k1 (450万kw)	熱利用分野	太陽熱利用	90万k1	廃棄物熱利用	186万k1	バイオマス熱利用	308万k1	未利用エネルギー	5万k1	黒液・廃材等	483万k1	合計 (対1次エネルギー供給比)		1,910万k1 (3%程度)	<table border="1" data-bbox="746 286 1445 1016"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>当初目標値(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>869kw</td> <td>980kw</td> <td rowspan="14">平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万k1と設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電</td> <td>4,990kw</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電</td> <td>180kw</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用</td> <td>119kl</td> <td>62kl</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>0</td> <td>1,447kl</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用</td> <td>189kl</td> <td>630kl</td> </tr> <tr> <td>クリーンエネルギー自動車</td> <td>108台</td> <td>169台</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>天然ガスコージェネレーション</td> <td>6,590kw</td> <td>3,140kw</td> </tr> <tr> <td>雪氷熱利用</td> <td>2kl</td> <td>20kl</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>44,110kw</td> <td>3,640kw</td> </tr> </tbody> </table>				(指標)	平成17年度	平成18年度	当初目標値(平成22年度)	太陽光発電	869kw	980kw	平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万k1と設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。	廃棄物発電	4,990kw	0	バイオマス発電	180kw	0	太陽熱利用	119kl	62kl	廃棄物熱利用	0	1,447kl	バイオマス熱利用	189kl	630kl	クリーンエネルギー自動車	108台	169台	燃料電池	0	0	天然ガスコージェネレーション	6,590kw	3,140kw	雪氷熱利用	2kl	20kl	風力発電	44,110kw	3,640kw
		2010年度目標																																																																		
発電分野	太陽光発電	118万k1 (482万kw)																																																																		
	風力発電	134万k1 (300万kw)																																																																		
	廃棄物発電+バイオマス発電	586万k1 (450万kw)																																																																		
熱利用分野	太陽熱利用	90万k1																																																																		
	廃棄物熱利用	186万k1																																																																		
	バイオマス熱利用	308万k1																																																																		
	未利用エネルギー	5万k1																																																																		
	黒液・廃材等	483万k1																																																																		
合計 (対1次エネルギー供給比)		1,910万k1 (3%程度)																																																																		
(指標)	平成17年度	平成18年度	当初目標値(平成22年度)																																																																	
太陽光発電	869kw	980kw	平成22年度(2010年度)の「新エネルギー導入目標」を原油換算で1,910万k1と設定。左記指標は、本事業により得られた導入量である。																																																																	
廃棄物発電	4,990kw	0																																																																		
バイオマス発電	180kw	0																																																																		
太陽熱利用	119kl	62kl																																																																		
廃棄物熱利用	0	1,447kl																																																																		
バイオマス熱利用	189kl	630kl																																																																		
クリーンエネルギー自動車	108台	169台																																																																		
燃料電池	0	0																																																																		
天然ガスコージェネレーション	6,590kw	3,140kw																																																																		
雪氷熱利用	2kl	20kl																																																																		
風力発電	44,110kw	3,640kw																																																																		
	(5) 新エネルギー設備導入促進情報提供等事業	<p>○ 官民最大限の努力を前提として定められた「2010年度の新エネルギーの導入目標」においては、2010年度までに新エネルギーを原油換算で1910万k1導入することを目標としている。また、地球温暖化対策、中長期的なエネルギー供給源の多様化を図るため、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)により、電気事業者に対し、新エネルギーの導入義務を課しているところ。</p> <p>供給サイドの対策のみではなく、需要サイドの対策として、本事業では、地方公共団体、事業者、一般国民等に対し、我が国のエネルギー情勢及び地球温暖化問題に係る情報、新エネルギー政策に係る法制度等に関する情報、新エネルギーの導入実績等に係る情報等を広く公開し、新エネルギーの必要性やそれを背景とした新エネルギー政策等に対する理解を深めさせることとし、各層における新エネルギーの加速的導入の実現を図る。</p>		<table border="1" data-bbox="746 1137 1445 1688"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット作成部数</td> <td>55,000部</td> </tr> <tr> <td>イベント参加者(次世代層)</td> <td>11,400人</td> </tr> <tr> <td>展示会参加者</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>イベント参加者</td> <td>11,500人</td> </tr> <tr> <td>表彰への応募件数</td> <td>47件</td> </tr> <tr> <td>アンケート結果(次世代)</td> <td>「新エネルギーの必要性が分かった」 ・小学生98% ・中学生95% ・高校生91%</td> </tr> <tr> <td>アンケート結果(展示会)</td> <td>・意識の向上84.2% ・導入の検討38.0%</td> </tr> <tr> <td>アンケート結果(シンポジウム)</td> <td>・「興味深い」50%</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス数</td> <td>・25,000人(7か月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、展示会事業をマスコミ(新聞社)と共催し、「新エネルギーイメージ広告(30段全面)」を本州一円約1,000万世帯に掲載。</p>				(指標)	平成18年度	パンフレット作成部数	55,000部	イベント参加者(次世代層)	11,400人	展示会参加者	500人	イベント参加者	11,500人	表彰への応募件数	47件	アンケート結果(次世代)	「新エネルギーの必要性が分かった」 ・小学生98% ・中学生95% ・高校生91%	アンケート結果(展示会)	・意識の向上84.2% ・導入の検討38.0%	アンケート結果(シンポジウム)	・「興味深い」50%	ホームページアクセス数	・25,000人(7か月)																																									
(指標)	平成18年度																																																																			
パンフレット作成部数	55,000部																																																																			
イベント参加者(次世代層)	11,400人																																																																			
展示会参加者	500人																																																																			
イベント参加者	11,500人																																																																			
表彰への応募件数	47件																																																																			
アンケート結果(次世代)	「新エネルギーの必要性が分かった」 ・小学生98% ・中学生95% ・高校生91%																																																																			
アンケート結果(展示会)	・意識の向上84.2% ・導入の検討38.0%																																																																			
アンケート結果(シンポジウム)	・「興味深い」50%																																																																			
ホームページアクセス数	・25,000人(7か月)																																																																			
	(6) 地域創発型新エネルギー人材支援事業費補助金	<p>△ 新エネルギーは、本質的に地域の自然資源を最大限に活用し、地域内でエネルギーを生産、消費するという地産地消的性格を有しており、地域の知恵、知見、技術及び人材を活かした地域創発型のビジネス展開も期</p>	<table border="1" data-bbox="746 1816 1299 1957"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会実施回数</td> <td>—</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>研修会参加人数</td> <td>—</td> <td>443名</td> </tr> </tbody> </table>				(指標)	平成17年度	平成18年度	研修会実施回数	—	15回	研修会参加人数	—	443名																																																					
(指標)	平成17年度	平成18年度																																																																		
研修会実施回数	—	15回																																																																		
研修会参加人数	—	443名																																																																		

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
		待されている。このような地域創発型新エネルギービジネスの発展のため、地域の実情に応じた最適なエネルギー供給システム構築の推進者、新エネルギービジネスモデルを創出する先導者、事業リスクの担い手、関係者の連携・調整を図りビジネスを具体化するコーディネイター等の様々な人材の育成のための教育環境を整備することを目標とする。																					
	(7) 環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業	△ A重油等を利用した高効率業務用小型ボイラ及び温水機の導入効果の実証を通じ、高効率ボイラの導入に係るメリットをユーザーに広報することにより更なる導入促進を図ることで、業務用ボイラの省エネ、クリーン化を推進する。	<table border="1" data-bbox="746 584 1449 869"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助台数(台)</td> <td>221</td> <td>381</td> <td>602</td> </tr> <tr> <td>省エネ量(※1)(A重油)(kl)</td> <td>2,636</td> <td>5,114</td> <td>7,750</td> </tr> <tr> <td>NOx削減量(※2)(トン)</td> <td>46.7</td> <td>94.9</td> <td>141.6</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量(※3)(トン)</td> <td>7,134</td> <td>13,035</td> <td>20,169</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:省エネ効果(A重油) = (汎用品ボイラ年間消費量) - (高効率ボイラ年間消費量)  ※2:年間NOx削減効果 = (汎用品ボイラ年間NOx排出量) - (高効率ボイラ年間NOx排出量)  ※3:A重油の発熱量を39.1MJ/l、CO2排出係数を69.3g/MJとして算出</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	合計	補助台数(台)	221	381	602	省エネ量(※1)(A重油)(kl)	2,636	5,114	7,750	NOx削減量(※2)(トン)	46.7	94.9	141.6	CO2削減量(※3)(トン)	7,134	13,035	20,169
(指標)	平成17年度	平成18年度	合計																				
補助台数(台)	221	381	602																				
省エネ量(※1)(A重油)(kl)	2,636	5,114	7,750																				
NOx削減量(※2)(トン)	46.7	94.9	141.6																				
CO2削減量(※3)(トン)	7,134	13,035	20,169																				
	(8) 石油ガスコージェネ導入促進事業費補助金	○ LPガスコージェネシステムは、エネルギー効率が非常に高く省エネルギーに資するほか、電気需要の季節変動の負荷平準化やLPガス消費原単位の向上等にも資するエネルギー供給システムである。LPガスコージェネシステムの設置のための補助を行い、普及促進を図る。  (当初目標値) 平成16・17年度コージェネシステムの設置 5台/年 (平成18年度コージェネシステムの設置 7台/年)	<table border="1" data-bbox="746 1077 1449 1171"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガスコージェネ導入の補助(発電能力)</td> <td>150kW</td> <td>25kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成16年度:発電能力 51kW×1台  平成17年度:発電能力 50kW×1台、25kW×4台  平成18年度:発電能力 25kW×1台</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	石油ガスコージェネ導入の補助(発電能力)	150kW	25kW														
(指標)	平成17年度	平成18年度																					
石油ガスコージェネ導入の補助(発電能力)	150kW	25kW																					
	(9) 国際石炭利用対策事業費補助金	○ モデル事業、移転研修事業等の実施により、我が国の有するCCTのアジア等への普及に資するとともに、アジア等におけるCCT技術者の育成を図る。  (当初目標値) 受入研修生の人数 60人程度/年	<table border="1" data-bbox="746 1453 1299 1547"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入研修生の人数</td> <td>59人</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table> <p>モデル事業実施件数(H5FY~H18FY) 28件  セミナー開催件数(H10FY~H18FY) 28回  設備診断実施件数 7工場(セメント、製紙工場等)  受入研修生実績(H8FY~H18FY) 646人</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	受入研修生の人数	59人	60人														
(指標)	平成17年度	平成18年度																					
受入研修生の人数	59人	60人																					
	(10) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業	○ 産業部門等における燃料を石炭・石油等から天然ガスへの燃料転換を行うことにより、エネルギー源の多様化を図るとともに、京都議定書目標達成計画等で定めたCO2排出量削減に資する。(天然ガス転換分により、2010年までに3.4%の削減を目標とする。)	<table border="1" data-bbox="746 1738 1299 1843"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2排出削減量(万t-CO2)</td> <td>60.5</td> <td>106.1</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	CO2排出削減量(万t-CO2)	60.5	106.1														
(指標)	平成17年度	平成18年度																					
CO2排出削減量(万t-CO2)	60.5	106.1																					

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性															
		(当初目標値 平成14～18年度) CO2排出削減量 (万t-CO2) 累計約180																
(11)	石炭火力発電天然ガス化転換補助金	○火力発電所を高効率化することにより、二酸化炭素排出単位の低減を図る。 老朽化石炭火力発電を天然ガスを利用したコンバインドサイクル発電へのリプレースを含む燃料転換等により、平成14年3月に地球温暖化対策本部にて決定された「地球温暖化対策推進大綱」において約1,800万トン-CO2の削減を期待。	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)	交付実績額(億円)	0	0.6	0.6	交付実績件数	0	1	1
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)															
交付実績額(億円)	0	0.6	0.6															
交付実績件数	0	1	1															
(12)	中小水力開発促進指導事業費補助金 (予算：補助事業)	○卸供給事業者等が至近年度に開発を希望する水力地点のうち、技術面で水力開発能力の蓄積が十分でないと認められる事業者に対して、その費用の1/2以内に相当する額を補助する。  (当初目標値 平成22年度) 2,070万kW (平成17年2月の総合資源エネルギー調査会需給部会における、電気事業用水力発電の2010年度の供給見通し)	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電設備容量</td> <td>2,061kW</td> <td>2,063kW</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成17年度	平成18年度	水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW						
(指標)	平成17年度	平成18年度																
水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW																
(13)	中小水力開発促進指導事業基礎調査 (予算：委託事業)	○地球温暖化への対応を図りつつ電力の安定供給を確保するために、CO2を排出しない純国産エネルギーである水力発電積極的な開発を推進することが重要であることから、開発有望地点の調査等を実施する。  (当初目標値 平成22年度) 2,070万kW (平成17年2月の総合資源エネルギー調査会需給部会における、電気事業用水力発電の2010年度の供給見通し)	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電設備容量</td> <td>2,061kW</td> <td>2,063kW</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成17年度	平成18年度	水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW						
(指標)	平成17年度	平成18年度																
水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW																
(14)	中小水力発電開発費補助金 (予算：補助事業)	○中小水力の建設コストを引き下げるにより中小水力発電開発を促進するため、独立行政法人NEDOを通じて、一般電気事業者、公営電気事業者等の卸供給事業者及び自家発電設置者並びに卸電気事業者の行う中小水力発電建設事業 (3万kW以下) に対し、補助を行う。  (当初目標値 平成22年度) 2,070万kW (平成17年2月の総合資源エネルギー調査会需給部会における、電気事業用水力発電の2010年度の供給見通し)	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電設備容量</td> <td>2,061kW</td> <td>2,063kW</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成17年度	平成18年度	水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW						
(指標)	平成17年度	平成18年度																
水力発電設備容量	2,061kW	2,063kW																



施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																		
	(15) 地熱開発促進調査費補助金	△ 地熱発電の開発促進を図るため、地熱有望地域を対象として、NEDOが開発可能性、環境影響等に関する先導的な総合調査を行い、地熱開発に係る開発リスクを低減することにより、民間調査の早期誘導を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査地域数累計 (調査終了地域数累計)</td> <td>62 (60)</td> <td>64 (62)</td> </tr> <tr> <td>本調査終了後、民間が継続調査中の地域数 (発電可能総出力)</td> <td>5 (12.5万kW)</td> <td>5 (12.5万kW)</td> </tr> <tr> <td>本調査終了後、発電所建設に至った地域数累計 (発電所総出力)</td> <td>5 (15.7万kW)</td> <td>5 (15.7万kW)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	調査地域数累計 (調査終了地域数累計)	62 (60)	64 (62)	本調査終了後、民間が継続調査中の地域数 (発電可能総出力)	5 (12.5万kW)	5 (12.5万kW)	本調査終了後、発電所建設に至った地域数累計 (発電所総出力)	5 (15.7万kW)	5 (15.7万kW)					
(指標)	平成17年度	平成18年度																			
調査地域数累計 (調査終了地域数累計)	62 (60)	64 (62)																			
本調査終了後、民間が継続調査中の地域数 (発電可能総出力)	5 (12.5万kW)	5 (12.5万kW)																			
本調査終了後、発電所建設に至った地域数累計 (発電所総出力)	5 (15.7万kW)	5 (15.7万kW)																			
	(16) 地熱発電開発費補助金	△ 調査・建設段階に進んだ地点における調査井、生産井及び還元井掘削、蒸気配管等敷設並びに発電機設置等に対して一部補助を行うことにより、地熱発電の開発促進を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査井掘削数累計 (建設された発電所出力)</td> <td>176 (38.1万kW)</td> <td>176 (38.1万kW)</td> </tr> <tr> <td>坑井掘削/蒸気配管敷設数</td> <td>7/4 (6.5%)</td> <td>6/4 (3.6%)</td> </tr> <tr> <td>発電機設置数累計 (発電所総出力)</td> <td>9 (31.6万kW)</td> <td>10 (31.8万kW)</td> </tr> <tr> <td>新技術発電設置数累計 (発電所総出力)</td> <td>1 (2,000kW)</td> <td>1 (2,000kW)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	調査井掘削数累計 (建設された発電所出力)	176 (38.1万kW)	176 (38.1万kW)	坑井掘削/蒸気配管敷設数	7/4 (6.5%)	6/4 (3.6%)	発電機設置数累計 (発電所総出力)	9 (31.6万kW)	10 (31.8万kW)	新技術発電設置数累計 (発電所総出力)	1 (2,000kW)	1 (2,000kW)		
(指標)	平成17年度	平成18年度																			
調査井掘削数累計 (建設された発電所出力)	176 (38.1万kW)	176 (38.1万kW)																			
坑井掘削/蒸気配管敷設数	7/4 (6.5%)	6/4 (3.6%)																			
発電機設置数累計 (発電所総出力)	9 (31.6万kW)	10 (31.8万kW)																			
新技術発電設置数累計 (発電所総出力)	1 (2,000kW)	1 (2,000kW)																			
	(17) 火力関係設備効率化技術調査	○ より発電効率の高い火力発電設備を電力会社等が導入することを可能とするため、高温・高圧条件下の材料等について発電用火力設備に関する技術基準及び技術基準の解釈を整備する。可燃性天然ガス及び石炭を燃料とする火力発電設備の高効率化によってエネルギー使用合理化を図る。  (当初目標値 平成22年度) 16種の材料について調査し、技術基準等を整備するか否か判定すること	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査した新材料の種類</td> <td>0 (対象の選定)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	調査した新材料の種類	0 (対象の選定)	—		国内及び海外における高効率発電設備の計画の動向や文献を調査し、本調査の対象とすべき新材料 (16 種類)、材料特性 (7 種類)、部材の破壊モード (11 種類) の選定を行った。									
(指標)	平成18年度	平成19年度																			
調査した新材料の種類	0 (対象の選定)	—																			
	(18) 新エネルギー・環境対策貸付・資源エネルギー資金 (金融機関：中小企業金融公庫)	○ 本金融支援策により、平成22年度 (2010年度) 新エネルギー導入目標達成に向け、新エネルギーの加速的導入の実現を図る。	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>2.1</td> <td>1.5</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	2.1	1.5	4.6	出融資実績件数(件)	2	2	9		新エネルギーの導入には多額の初期投資が必要であり、導入普及のネックとなっている。本支援策によって、貸付実績のとおり、事業者の負担を軽減する効果があり、新エネルギーの導入が実施された。			
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																		
出融資実績額(億円)	2.1	1.5	4.6																		
出融資実績件数(件)	2	2	9																		
	(19) 新エネルギー施設整備事業 (金融機関：政策投資銀行)	○ 本支援策により、平成22年度 (2010年度) 新エネルギー導入目標達成に向け、新エネルギーの加速的導入の実現を図る。	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>53</td> <td>63</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	53	63	277	出融資実績件数(件)	6	4	29		新エネルギーの導入には多額の初期投資が必要であり、導入普及のネックとなっている。当該支援策によって、融資実績のとおり、事業者の負担を軽減する効果があり、新エネルギーの導入が実施された。			
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																		
出融資実績額(億円)	53	63	277																		
出融資実績件数(件)	6	4	29																		

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
	(20) 環境調和型石炭利用施設整備事業 (金融機関：日本政策投資銀行)	△ 石炭利用設備を導入する者に、より環境調和的な設備の導入を促す。	<table border="1" data-bbox="746 286 1447 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="746 432 1447 539">本事業は、長期・固定・低利の融資であるため、石炭利用設備を導入する者に、より環境調和的な設備の導入を促すインセンティブがあり、民間金融機関とも協力して融資を実施することから、非常に有効な制度である。</p>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	0	20	130	出融資実績件数(件)	0	1	7
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)												
出融資実績額(億円)	0	20	130												
出融資実績件数(件)	0	1	7												
	(21) 天然ガス普及促進事業 (金融機関：日本政策投資銀行)	○ 都市ガス事業者を中心とした天然ガス供給・受入れインフラの整備を支援することにより天然ガスの普及促進を推進する。  (目標) 2010年 天然ガス化完了	○ ガス事業者の天然ガス化率の推移  <table border="1" data-bbox="746 607 1447 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)</td> <td>89</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)	89	92						
	平成17年度	平成18年度													
地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)	89	92													
	(22) 環境・エネルギー対策資金 (金融機関：中小)	○ 中小都市ガス事業者を中心とした天然ガス供給・受入れインフラの整備を支援することにより天然ガスの普及促進を推進する。  (目標) 地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%) : 100% (平成22年度)	○ ガス事業者の天然ガス化率の推移  <table border="1" data-bbox="746 831 1447 931"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)</td> <td>89</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)	89	92						
	平成17年度	平成18年度													
地方都市ガス事業者の熱量変更の完了した需要件数 (%)	89	92													
	(23) 水力発電所整備事業 (金融機関：政策投資銀行)	○ クリーンかつ純国産エネルギーである水力発電の開発を促進し、安定的な電力の供給によりエネルギーセキュリティの確保を図る。  (目標値 平成22年度) 水力発電の年度末設備容量 4,790万kw	○ 総合資源エネルギー調査会需給部会において、平成22年度末における水力発電の年度末設備容量目標値は4,790万kwとされており、平成18年度末(推定実績)では4,576万kwとなっている。												
	(24) 地熱発電所整備事業 (金融機関：政策投資銀行)	△ クリーンかつ純国産エネルギーである地熱発電の開発を促進し、安定的な電力の供給によりエネルギーセキュリティの確保を図る。	△ <table border="1" data-bbox="746 1368 1447 1507"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	0	0	0	出融資実績件数(件)	0	0	0
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)												
出融資実績額(億円)	0	0	0												
出融資実績件数(件)	0	0	0												
	(25) 自動車グリーン化税制等 (税目：自動車税、自動車取得税、固定資産税)	○ 京都議定書の削減目標である▲6%の達成に向け、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」における「トップランナー基準適合車の拡大・普及」「燃費改善の優れた自動車の普及」「クリーンエネルギー自動車の普及」といった対策を進めていくこととしているほか、平成18年5月に「新・国家エネルギー戦略」により示された「2030年に向けて石油依存度を80%まで低減」、「エネルギー効率を現状から30%改善」と	○ ・税によるインセンティブ効果により自動車メーカーによる低燃費車の導入が進み、2010年の達成を目標としている「2010年度燃費基準」も5年前倒しで達成した。また、本税制により低公害車の保有台数は順調に伸び、平成18年度末で約1,440万台が低公害車となっている。 ・京都議定書目標達成計画における「クリーンエネルギー自動車の普及」においては、2010年までに電気自動車、CNG自動車、ハイブリッド自動車等について233万台の普及を目指すこととされている。平成18年度末の、低公害車(うち電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車)の保有台数は約36.4万台であり、着実に成果が現れている。												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性											
		<p>いう2つの目標を実現するため本年5月にとりまとめられた「次世代自動車・燃料イニシアティブ」において、ハイブリッド自動車等をはじめとした低公害車の重要性、将来の普及のあり方等が示されている。</p> <p>また、技術開発成果としての低公害車普及を支援することを通じて技術的ブレークスルーを促し、環境制約を新たな成長要因に転じ、我が国自動車産業の国際競争力の強化を図る。</p>												
	<p>(26) エネルギー需給構造改革投資促進税制（税目：法人税・所得税）</p>	<p>○「石油代替エネルギーの供給目標」（約3.1億kl）、「新エネルギー導入目標」（約1,910万kl）の達成に向け、他の代エネ導入促進施策と相俟って、新エネルギーの導入、天然ガスへの転換等に係る設備投資を促進することにより寄与する。また、「2030年のエネルギー需給展望」に示された2010年度の省エネ量約2,300万kl（現行対策+追加対策）の達成に向け、省エネ法等他の省エネ施策と相俟って、新技術を活用した省エネ効果の高い設備投資を促進することにより寄与する。</p>	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成16～19年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額(億円)</td> <td>280</td> <td>300</td> <td>1,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>本制度によりエネルギー有効利用製造整備、エネルギー有効利用負荷設備、新エネルギー利用設備、その他石油代替エネルギー利用設備等の導入促進が図られている。</p>				平成18年度	平成19年度	合計(平成16～19年度累計)	減税額(億円)	280	300	1,090
	平成18年度	平成19年度	合計(平成16～19年度累計)											
減税額(億円)	280	300	1,090											
	<p>(27) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の軽減措置（税目：固定資産税）</p>	<p>○平成22年度（2010年度）新エネルギー導入目標達成に資する。</p>	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>減税実績があり、事業者の負担を軽減する効果があった。</p>				平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	減税実績額(億円)	5	5	22
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)											
減税実績額(億円)	5	5	22											
28	<p>【政策】エネルギー・環境政策 〈施策〉原子力の推進・電力基盤の高度化</p>													
	<p>(1) 原子炉導入可能性調査支援等委託費</p>	<p>△アジアの国を調査し、原子力発電導入のための国内法・各種条約などについて未整備の点を明らかにし、原子力導入可能性のある国を特定する。</p>	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象国数</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成18年度	調査対象国数	2				
(指標)	平成18年度													
調査対象国数	2													
	<p>(2) 原子力関係人材育成事業等委託費</p>	<p>○地域独自の先駆的取組を体系的に整理し、これを横断的な取組として事業者間を超えて全国レベルで展開・水平連携することにより、我が国におけるメンテナンス人材の質的向上を図り、安全かつ安定的な原子力施設の運転によってエネルギーの安定供給を目指す。</p> <p>（当初目標値（3年間）） 受講者数：20,000人程度</p>	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数（人）</td> <td>5,387</td> </tr> <tr> <td>研修実施数（回）</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成18年度	受講者数（人）	5,387	研修実施数（回）	243		
(指標)	平成18年度													
受講者数（人）	5,387													
研修実施数（回）	243													
	<p>(3) 原子力発電等広報事業委託費（全国広報）</p>	<p>△原子力立国計画に示された方向性に沿って継続して取組を進め、全国の電力消費地を始めとした広く国民一般に対し、核燃料サイクルを含む原子力発電等の必要性及び安全性等に</p>	○	<p>原子力の社会的受容性の持続的維持・向上により、原子力政策の転換に繋がるような反対運動の広がりや、大規模な事故・トラブル時の風評（被害）等の発生を防ぐ土壌形成に繋がっている。</p> <p>・平成18年度における主たる広報事業実績 ①原子力発電所見学会 12回開催（1回当たり参加者数約35</p>										

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
		関する理解促進・意識の醸成を図る。	人) ②「原子力の日」ポスターコンクール（作品応募数14,999点） ③体験型移動展示館 5回開催（参加者約52,000人） ④専門家の講師派遣 110回
(4) 総合エネルギー広聴・広報・教育事業調整等委託費（全国広報事業）	△	原子力を始めとする電源立地の高度化を推進するため、国民各層が国との相互理解を深め、エネルギーについて積極的に考えることができるための関心の喚起、知識水準の向上を達成する。特に次世代を担う子供達が、エネルギーについて関心を持ち、正確な知識を基にして理解を深め、将来においてエネルギーについての適切な判断と行動を行うための基礎を構築させる。	○ ・エネルギー教育実践校事業：指定3年目の学校の約8割が実践テーマの目標を達成し、今後、各学校・地域でエネルギー教育を継続的に実施していく体制・カリキュラムが構築された。 ・全国の学校におけるエネルギー教育の支援：教職員等説明会（計18回、816名）等を実施し、各事業の対象者である学校、教職員等から効果が上がったとの評価を得ている。 ・エネルギー教育調査普及事業：指定3年目の全大学で実践研究のねらいが達成され、同時に各地域の教育現場における課題も明確になった。 ・エネルギー政策等広報媒体（エネルギー総合広報パンフレット）の作成配布、全国エネルギーシンポジウム（7箇所）を実施により、エネルギー全般に係る情報を提供した。
(5) 個別地点広報事業	△	原子力発電所の立地及びプルサーマルを含む核燃料サイクルの必要性や安全性等に関する広聴・広報活動を通じて、立地（予定）地域とより一層の相互理解と理解促進を図り、新規立地及びプルサーマルの円滑な導入並びに既存原子力発電所の安定的な運転を実現する。	○ 原子力発電所の新規立地及びプルサーマルの円滑な導入並びに既存原子力発電所の安定的運転の進捗に伴い、国内における核燃料サイクルの確立の促進に繋がっている。 ①新規立地 2006年3月：志賀原子力発電所2号機が営業運転開始。現在55基の原子力発電所が稼働。 ②プルサーマル 2007年4月：中部電力浜岡原子力発電所4号機、安全審査終了。電源開発大間原子力発電所、中国電力島根原子力発電所2号機、安全審査中。
(6) 放射性廃棄物等広報対策等委託費	△	高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上で極めて重要な課題であることから、国が前面に立った広報を展開し、最終処分事業に対する国民理解を深める。特に、最終処分事業の必要性、安全性及び最終処分地の選定手続きについて、国民に対し正確な情報を提供し、国民及び地域住民の理解を進め、最終処分事業の円滑な推進に資する。	○ 平成18年度実績 ・シンポジウム参加者（6か所で開催）：2,000名 ・イベント参加者（15か所で開催）：約3,300名 ・「おもしろ科学館」入場者数（2か所で開催）：北海道幌延町約8,300名、岐阜県瑞浪市約17,000名
(7) 核燃料サイクル推進調整等及び核燃料サイクル施設立地広報対策（委託）	△	現在操業中のウラン濃縮工場等の安定的運転、青森県六ヶ所村に立地する使用済燃料の再処理工場操業開始（平成19年度予定）、MOX燃料加工工場の建設開始（平成19年度予定）及び操業開始（平成24年度予定）の住民の信頼と理解の上に立った円滑な実施を図る。また平成62年度頃までに順次3～6ヶ所が必要（原子力委員会新計画策定会議「核燃料サイクル政策についての中間とりまとめ」より。）とされる使用済燃料中間貯蔵施設の円滑な新規立地のための、立地（予定）地域の各自自治体及び住民との信頼及び核燃料サイクルを含む原子力についての理解の醸成を図る。	○ 核燃料サイクル施設の円滑な立地及び安定的運転の進捗に伴い、国内における核燃料サイクルの確立の促進に繋がっている。 ・平成18年度における主たる広報事業実績 ①核燃料サイクル意見交換会の開催 55回（1回当たり参加者数20人程度） ②シンポジウムの開催 1回（参加者数100人程度） ③核燃料サイクル施設見学会の実施 6回 ④専門家の講師派遣 19回 ⑤定期刊行物の発行

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																																											
	(8) 深地層研究施設整備促進補助金	△ 我が国における深地層についての学術的研究にも寄与できる総合的な研究の場としていくとともに、最終処分事業において重要な研究施設である深地層研究施設に対する地域住民等の理解を促進し、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する基盤的研究開発の円滑な実施に資する。	△ 深地層研究施設を有効に活用した研究を継続的に実施しており、また、得られた研究成果を地元や関連分野へと貢献させることで、当該研究施設に対する地域住民等の理解を深めてきている。また、当該研究施設は、研究坑道の掘削など建設を着実に進めており、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する基盤的研究開発も順次進められている。																																																											
	(9) 企業導入促進対策調査研究事業	△ 本事業において実施した調査の成果報告書を電源地域市町村が行う企業導入及びこれに資する事業環境の促進に向けた取り組みに効果的に活用すること。	○ ①人的ネットワークの形成 約600社の中堅・中小企業、約60校の大学・研究機関等からなる産学官の顔の見えるネットワークを構築 ②研究会の設置等 19の研究会を設置し、77回開催 ※研究会から、地域新生コンソーシアム研究開発事業等、競争的資金の獲得に結びつく事例もあり。 ③各種セミナー、交流会の開催 約30回のセミナー、約40回の交流会を開催 ④その他 福井県では県知事主導で策定している『エネルギー研究開発拠点化計画』の4本柱の施策のうち「産業の創出・育成」分野において、本事業の産学官の人的ネットワークや研究会の成果が活用されており、新事業・新産業創出に役立っている。																																																											
	(10) 電源地域産業関連施設等整備費補助金	○ 電源地域における地域産業資源の有効活用による内発的な産業振興策等を推進し、自立的な産業基盤の構築及び産業活性化を図るとともに、広域連携による地域資源の相互補完により効率的な地域産業の活性化を促進する。また、このための地域特性を活かした産業活性化策を実施する体制、環境の整備を促進する。  (当初目標値) <table border="1" data-bbox="320 1218 692 1760"> <tr><td>入居率</td><td>90%以上</td></tr> <tr><td>新規雇用創出数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>共同研究件数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>異業種交流プロジェクト件数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>講習会等開催件数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>講習会等のべ参加者数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>試作・新商品開発件数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>特許取得件数</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>延べ利用件数(時間)</td><td>前年度比20%増</td></tr> <tr><td>機器利用企業数</td><td>前年度比20%増</td></tr> </table> *入居率は、ビジネス・インキュベータのみの実績。 *機器延べ利用件数(時間)及び機器利用企業数は、研究機器等の活用実績。	入居率	90%以上	新規雇用創出数	前年度比20%増	共同研究件数	前年度比20%増	異業種交流プロジェクト件数	前年度比20%増	講習会等開催件数	前年度比20%増	講習会等のべ参加者数	前年度比20%増	試作・新商品開発件数	前年度比20%増	特許取得件数	前年度比20%増	延べ利用件数(時間)	前年度比20%増	機器利用企業数	前年度比20%増	○ <table border="1" data-bbox="746 954 1300 1653"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>施設整備数(累計)</td><td>24箇所</td><td>24箇所</td></tr> <tr><td>入居率</td><td>93%</td><td>93%</td></tr> <tr><td>卒業企業数</td><td>11社</td><td>24社</td></tr> <tr><td>新規雇用創出数</td><td>145人</td><td>456人</td></tr> <tr><td>共同研究件数</td><td>383件</td><td>327件</td></tr> <tr><td>異業種交流プロジェクト件数</td><td>93件</td><td>101件</td></tr> <tr><td>講習会等開催件数</td><td>769件</td><td>836件</td></tr> <tr><td>講習会等のべ参加者数</td><td>26,493人</td><td>30,194人</td></tr> <tr><td>試作・新商品開発件数</td><td>1,788件</td><td>1,949件</td></tr> <tr><td>特許取得件数</td><td>10件</td><td>37件</td></tr> <tr><td>延べ利用件数(時間)</td><td>120,273件 (121,563時間)</td><td>87,463件 (86,064時間)</td></tr> <tr><td>機器利用企業数</td><td>3,776社</td><td>2,312社</td></tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	施設整備数(累計)	24箇所	24箇所	入居率	93%	93%	卒業企業数	11社	24社	新規雇用創出数	145人	456人	共同研究件数	383件	327件	異業種交流プロジェクト件数	93件	101件	講習会等開催件数	769件	836件	講習会等のべ参加者数	26,493人	30,194人	試作・新商品開発件数	1,788件	1,949件	特許取得件数	10件	37件	延べ利用件数(時間)	120,273件 (121,563時間)	87,463件 (86,064時間)	機器利用企業数	3,776社	2,312社
入居率	90%以上																																																													
新規雇用創出数	前年度比20%増																																																													
共同研究件数	前年度比20%増																																																													
異業種交流プロジェクト件数	前年度比20%増																																																													
講習会等開催件数	前年度比20%増																																																													
講習会等のべ参加者数	前年度比20%増																																																													
試作・新商品開発件数	前年度比20%増																																																													
特許取得件数	前年度比20%増																																																													
延べ利用件数(時間)	前年度比20%増																																																													
機器利用企業数	前年度比20%増																																																													
(指標)	平成17年度	平成18年度																																																												
施設整備数(累計)	24箇所	24箇所																																																												
入居率	93%	93%																																																												
卒業企業数	11社	24社																																																												
新規雇用創出数	145人	456人																																																												
共同研究件数	383件	327件																																																												
異業種交流プロジェクト件数	93件	101件																																																												
講習会等開催件数	769件	836件																																																												
講習会等のべ参加者数	26,493人	30,194人																																																												
試作・新商品開発件数	1,788件	1,949件																																																												
特許取得件数	10件	37件																																																												
延べ利用件数(時間)	120,273件 (121,563時間)	87,463件 (86,064時間)																																																												
機器利用企業数	3,776社	2,312社																																																												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
	(11) 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金	△ 原子力発電施設等の周辺地域への企業導入を促進させるための施策として、当該補助事業を実施することにより、電源地域の自立的・持続的発展を図り、もって電源立地の円滑化に資することを目的とする。	○ 本補助金創設の平成6年度から平成18年度までに交付累計額：約14億円、立地企業数：56社、用地購入面積：56.9ha、雇用者数約9百人の効果実績を残している。												
	(12) 電源地域振興指導事業	△ 電源市町村が主体的に実施する地域振興に向けた取組を側面から支援し、地域の活性化を促進することによって、地域住民の電源立地に関する理解を深め、もって電源立地の円滑化を図る。	△ 電源市町村においては、本事業による情報収集・提供、調査・研究を基に、地域振興計画、企業導入計画等を効果的に策定できることとなり、そのことは地域住民の福祉の向上に繋がっている。こうしたことにより、電源立地を契機とした地域の自立的・持続的な発展に結びつき、新規発電用施設の立地の円滑化、既存発電用施設による電力供給の安定確保が図られている。												
	(13) 未利用資源を活用した地域振興モデル事業	△ ア) 既存電源の安定的な運転（地元住民との共生）・電源立地の促進イ) 上記ア) を実現するため電源地域において、モデル事業を実施し、地域の振興を図ることで、地域住民が発電用施設の設置及び運転のメリットを感じ、もって発電用施設の設置及び運転に対する理解が促進されることを目指す。	△ 電力供給に必要な資源調達から送電等における各過程の役割の重要性を分かりやすく示すこと等により、地域住民への電力等のエネルギー供給システムの理解促進及び円滑な電源立地の促進を図ることを目的とし、これに必要な地域振興モデルの策定に資するため、平成18年度においては地域で身近に発生する廃プラスチック・木屑等の未利用資源の効率的な収集・運搬を地元自治体・企業と連携し、調達からエネルギー変換設備への供給を効率的に行うシステムを構築するため、各過程における課題の抽出・検討を実施した。また、これらの未利用資源を高温水蒸気によって直接ガス化させ、水素・一酸化炭素を主成分とした原料ガスを製造するエネルギー供給システムを実証した。また、製造した原料ガスを用いて、小型ガスエンジン発電による発電試験を実証した。												
	(14) 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金	△ 電源過疎地域等における企業の立地促進を通じて、当該地域の雇用の増加を図ること等により、電源地域の自立的・持続的発展を図り、電源立地の円滑化を目的とする。	○ <table border="1" data-bbox="746 1032 1300 1178"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td> <td>182</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>雇用創出効果(人)</td> <td>3,024</td> <td>3,607</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	立地企業数	182	191	雇用創出効果(人)	3,024	3,607			
(指標)	平成17年度	平成18年度													
立地企業数	182	191													
雇用創出効果(人)	3,024	3,607													
	(15) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	△ 原子力発電施設等立地地域における企業立地を促進し、雇用創出を図ることで原子力発電施設等立地地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図ることとする。	○ <table border="1" data-bbox="746 1232 1300 1377"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業数</td> <td>156</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>3,493</td> <td>3,226</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度から平成18年度において立地企業646事業所（平均129事業所）、雇用創出効果15,004名（平均3,001名）の効果が図られ、発電施設の設置及び運転の円滑化が図られた。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	新規企業数	156	188	新規雇用者数	3,493	3,226			
(指標)	平成17年度	平成18年度													
新規企業数	156	188													
新規雇用者数	3,493	3,226													
	(16) 電源地域産業育成支援補助金	△ 発電用施設の周辺の地域における産業の振興に寄与する事業を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。	○ <table border="1" data-bbox="746 1527 1300 1673"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施研修数(件)</td> <td>26</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>研修参加者数(人)</td> <td>880</td> <td>898</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	実施研修数(件)	26	28	研修参加者数(人)	880	898			
(指標)	平成17年度	平成18年度													
実施研修数(件)	26	28													
研修参加者数(人)	880	898													
	(17) 電源地域緊急時復旧事業費補助金	△ 電源地域の継続的振興及び電源地域の理解を確保し、もって発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化を図る。	△ <table border="1" data-bbox="746 1727 1445 1872"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成17~18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>11.8</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>本補助制度により災害を受けた集落排水施設の復旧がなされ、発電用施設の運転の円滑化が図られた。</p>		平成17年度	平成18年度	合計(平成17~18年度)	交付実績額(億円)	0	11.8	11.8	交付実績件数(件)	0	1	1
	平成17年度	平成18年度	合計(平成17~18年度)												
交付実績額(億円)	0	11.8	11.8												
交付実績件数(件)	0	1	1												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性															
	(18) 高効率給湯器導入促進事業費補助金	○平成22年度におけるC O 2冷媒ヒートポンプ給湯器の目標累積導入台数520万台（京都議定書目標達成計画）を達成するため、平成20年度において100万台の導入を目指す。これにより、電力の安定供給、地球環境への適合に貢献する。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累積市場導入台数(万台)</td> <td>47.7</td> <td>82.7</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	累積市場導入台数(万台)	47.7	82.7								
(指標)	平成17年度	平成18年度																
累積市場導入台数(万台)	47.7	82.7																
	(19) 先導的負荷平準化機器導入モデル事業費補助金	△電力負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開によって、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRし普及促進を図ることにより、電力需給コストの削減、省エネルギーに資する電力負荷率の改善を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年負荷率(%)</td> <td>62.4</td> <td>62.9</td> </tr> <tr> <td>普及累積件数(蓄熱)</td> <td>24,792</td> <td>26,191</td> </tr> <tr> <td>普及累積件数(蓄電)</td> <td>117</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	年負荷率(%)	62.4	62.9	普及累積件数(蓄熱)	24,792	26,191	普及累積件数(蓄電)	117	141		この効果をピークシフト電力として評価すると約182万kWと試算され、原子力発電所1、2基分に相当し、分散型電源として機能し電力の安定供給の確保に資している。
(指標)	平成17年度	平成18年度																
年負荷率(%)	62.4	62.9																
普及累積件数(蓄熱)	24,792	26,191																
普及累積件数(蓄電)	117	141																
	(20) 電力負荷平準化対策推進事業委託費	△負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開によって、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRすることにより、電力需給コストの削減、省エネルギーに資する負荷率の改善を図る。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力負荷率(%)</td> <td>62.4</td> <td>62.9</td> </tr> <tr> <td>普及累積件数(蓄熱)</td> <td>24,792</td> <td>26,191</td> </tr> <tr> <td>普及累積件数(蓄電)</td> <td>117</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	電力負荷率(%)	62.4	62.9	普及累積件数(蓄熱)	24,792	26,191	普及累積件数(蓄電)	117	141		この効果をピークシフト電力として評価すると約182万kWと試算され、原子力発電所1、2基分に相当し、分散型電源として機能し電力の安定供給の確保に資している。
(指標)	平成17年度	平成18年度																
電力負荷率(%)	62.4	62.9																
普及累積件数(蓄熱)	24,792	26,191																
普及累積件数(蓄電)	117	141																
	(21) 使用済核燃料再処理（金融機関：日本政策投資銀行）	△核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電及び再処理事業に特有な投資リスクに対する公的支援により、国内事業者による商業用再処理工場、MOX燃料工場、使用済核燃料運搬設備及び使用済核燃料中間貯蔵施設等、使用済核燃料再処理事業に必要な施設の計画的な建設と、これらの施設の円滑な操業を実現することを目標とする。	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(昭和55～平成18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>573</td> <td>158</td> <td>12,308</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	合計(昭和55～平成18年度累計)	出融資実績額(億円)	573	158	12,308	出融資実績件数(件)	3	4	29		エネルギー安定供給確保の観点から、国内における確立が戦略的に必要な事業である再処理について、六ヶ所再処理工場が来年竣工予定であり、これにより相当規模の基盤整備がなされた。
	平成17年度	平成18年度	合計(昭和55～平成18年度累計)															
出融資実績額(億円)	573	158	12,308															
出融資実績件数(件)	3	4	29															
	(22) ウラン濃縮工場（金融機関：日本政策投資銀行）	○現在大部分を海外に依存しているウラン濃縮業務の国産化を推進し、核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電及び再処理事業に特有な投資リスクに対する公的支援により、国内事業者による濃縮ウラン生産事業施設の計画的な整備と、円滑な操業を実現することを目標とする。  目標：操業規模1,500tSWU/年	○			エネルギー安定供給確保の観点から、国内における確立が戦略的に特に必要な産業であるウラン濃縮については、平成4年より青森県六ヶ所村にて、当該政策金融を活用したウラン濃縮工場が操業中であり、これにより我が国国内に国際競争力を有する相当規模の産業の確保に向けた基盤整備がなされた。平成19年9月末現在、六ヶ所ウラン濃縮工場は我が国の年間当たりの濃縮ウラン需要量の6%程度規模で操業しており、我が国の原子力発電所への濃縮ウランの安定供給や核燃料サイクルの自主性向上に寄与している。												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性														
	(23) 低レベル放射性廃棄物処分（金融機関：日本政策投資銀行）	○核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設について、その発生量に応じた規模の埋設施設を計画的に整備することを目標とする。  目標埋設規模：200リットルドラム缶で100万本	○原子力発電所から必然的に発生する低レベル放射性廃棄物については、平成4年より青森県六ヶ所村にて、当該政策金融を活用した低レベル放射性廃棄物埋設センターが操業中であり、低レベル放射性廃棄物の発生量に応じて埋設施設を整備することにより、原子力発電所の安定的運転に寄与している。 ・200リットルドラム缶で約19.4万本埋設（平成19年4月現在）														
	(24) 共同溝（金融機関：日本政策投資銀行）	△国民生活・産業活動に不可欠な電力等を供給するのに十分なライフラインを維持することを可能とする。	○共同溝整備済延長距離 平成17年度末 約530 k m 平成18年度末 約550 k m														
	(25) 電線の地中化事業及び電力系統防災対策事業（金融機関：日本政策投資銀行）	○「無電柱化推進計画（平成16年4月）」に基づき、市街地の幹線道路の無電柱化率を9%（平成15年度）→17%（平成20年度）などを目指す。	○平成18年度においては、市街地の幹線道路の無電柱化率は約12%となっている。														
	(26) 電気事業新規参入（金融機関：日本政策投資銀行）	△卸供給事業、特定電気事業及び特定規模電気事業の実施に際しては設備の建設及び投資資本の回収に長期間を要すること、初期投資の規模が大きいこと等から、市場環境整備の一つとして、新規事業者に対する長期低利融資を行うことにより、電気事業への新規参入の円滑化を図り、もって競争の促進を通じた電気料金の低減化の実現に資する。	○当事業による長期低利融資により、新規事業者の資金負担が軽減され、発電所（合計発電能力は461万kW）の建設が進んだ。当事業の活用により発電所の建設が進められ（新規参入者の発電所のうち39.4%が当事業による長期低利資金を利用して建設されたもの）、電気事業への新規参入（特定電気事業者5社、特定規模電気事業者23社）が進んだ。なお、当事業を含む市場環境整備により、競争の促進を通じて電気料金の低減化が実現された。（自由化以降、電灯・電力計で18.3%の低下）														
	(27) 沖縄県における電気事業・卸電気事業に対する財政投融資（金融機関：沖縄振興開発金融公庫）	△沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。	○ ・沖縄電力の電気料金改定の推移（単位：%） <table border="1" data-bbox="746 1249 1445 1346"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年</td> <td>平成18年</td> <td>累計改定率（昭和63年以降）</td> </tr> <tr> <td>改定率</td> <td>△3.27</td> <td>△3.24</td> <td>△39.98</td> </tr> </table> ・沖縄電力の供給予備率（注）の推移（単位：%） <table border="1" data-bbox="746 1391 1445 1487"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年</td> <td>平成18年</td> </tr> <tr> <td>供給予備率</td> <td>36.2</td> <td>34.1</td> </tr> </table> （注）供給予備率…最大電力（一定期間内におけるピーク需要時の電力負荷）に対して、現有の発電設備が十分に保有する容量の割合。	(指標)	平成17年	平成18年	累計改定率（昭和63年以降）	改定率	△3.27	△3.24	△39.98	(指標)	平成17年	平成18年	供給予備率	36.2	34.1
(指標)	平成17年	平成18年	累計改定率（昭和63年以降）														
改定率	△3.27	△3.24	△39.98														
(指標)	平成17年	平成18年															
供給予備率	36.2	34.1															
	(28) 原子力発電施設整備事業（金融機関：日本政策投資銀行）	○原子力発電施設整備事業に対して長期・低利の安定資金を供給することにより、エネルギーセキュリティの確保や温室効果ガス排出量抑制等の環境負荷低減を可能とする原子力発電の促進を図る。  （目標） 総発電電力量の30～40%を原子力発電が担う	○原子力政策大綱（平成17年10月）において2030年以後も総発電電力量の30～40%を原子力発電が担うことが適切と示されており、平成18年度末時点では全体の30.6%を原子力が占めている。														



施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
	(29) 液化ガス発電所建設事業（金融機関：日本政策投資銀行）	△ 液化ガス発電所建設事業に対し長期・低利の安定資金を供給することにより、化石燃料の環境調和利用という政策ニーズに合致した高効率な火力発電所の促進を図る。	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成14～18年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>24</td> <td>171</td> <td>679</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	24	171	679	出融資実績件数(件)	2	6	15			平成18年度電力供給計画における液化ガス発電所建設中地点4地点のうち、3地点に対して当該財政融資を適用。
	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																
出融資実績額(億円)	24	171	679																
出融資実績件数(件)	2	6	15																
	(30) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の改正に伴う税制措置 (税目：(国税)法人税、所得税、登録免許税、(地方税)法人事業税、事業所税、法人住民税)	△ 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を計画的かつ確実に実施させ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目標とする。	-	/															
	(31) 海外投資等損失準備金（うちウラン）（税目：法人税）	△ 天然ウランの供給源多様化及び自主開発比率向上のため施策として海外探鉱・開発を進めていく。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主開発権益比率(権益確保量ベース)</td> <td>24.1</td> <td>34.9</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	自主開発権益比率(権益確保量ベース)	24.1	34.9									
(指標)	平成17年度	平成18年度																	
自主開発権益比率(権益確保量ベース)	24.1	34.9																	
	(32) エネルギー需給構造改革投資促進税制による配電多重化設備（税目：法人税・所得税）	△ 電力安定供給の確保や新エネルギー設備の導入促進等の観点からの政策誘導による配電多重化設備（東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等各都道府県を中心地区等が告示により指定）の導入距離を増加させる。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備の新規導入量</td> <td>125 k m</td> <td>108 k m</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	設備の新規導入量	125 k m	108 k m									
(指標)	平成17年度	平成18年度																	
設備の新規導入量	125 k m	108 k m																	
	(33) エネルギー需給構造改革投資促進税制による四百ボルト級配線設備（税目：法人税・所得税）	△ 効率的な電力供給を図る観点からの政策誘導による400ボルト級配線設備の導入基数を増加させる。	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備の新規導入量</td> <td>67基</td> <td>87基</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	設備の新規導入量	67基	87基									
(指標)	平成17年度	平成18年度																	
設備の新規導入量	67基	87基																	

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性														
	(34) 変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例（税目：固定資産税）	△電気事業者による送変電施設への投資を促すことで、電気の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで電気料金の値下げに資すること。	○取得価額の推移 送電施設 <table border="1" data-bbox="746 327 1299 423"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> </tr> <tr> <td>電力10社計</td> <td>1,448</td> <td>1,977</td> </tr> </table> 変電施設 <table border="1" data-bbox="746 470 1299 566"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> </tr> <tr> <td>電力10社計</td> <td>940</td> <td>1,298</td> </tr> </table> ○直近の設備投資額の推移 平成17年度は送電設備が1,978億円、変電設備が1,226億円、平成18年度は送電設備が2,391億円、変電設備が1,373億円であり、増加傾向。		平成17年度	平成18年度	電力10社計	1,448	1,977		平成17年度	平成18年度	電力10社計	940	1,298		
	平成17年度	平成18年度															
電力10社計	1,448	1,977															
	平成17年度	平成18年度															
電力10社計	940	1,298															
	(35) 使用済燃料再処理等準備金（税目：法人税）	△使用済燃料の再処理等に必要の費用のうち、具体的な計画を有するものについて、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し、将来の再処理等に必要の費用を発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。	○平成18年度末までに、海外において約7,140t、国内において約1,136tの使用済燃料の再処理が完了。積み立てた準備金の残高は約3.3兆円、取崩累計額は2.9兆円。														
	(36) 原子力発電施設解体準備金（税目：法人税）	△原子力発電施設の解体に必要な費用について、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し、将来の原子力発電施設解体に必要な費用(全額)を、発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。	○平成18年度末までに、積み立てた準備金の残高は約1.2兆円（解体費用の総見積額は約2.6兆円）、取崩累計額は32億円（H13年度より、日本原電（株）東海発電所の解体が始まっている。）。														
	(37) 沖縄電力株式会社の固定資産税の課税標準の軽減措置（税目：固定資産税）  (38) 沖縄電力株式会社の法人事業税の軽減措置（税目：法人事業税）  (39) 沖縄電力株式会社の石油石炭税の免税措置（税目：石油石炭税）	△沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給及び適切な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。	○ ・沖縄電力の電気料金改定の推移（単位：％） <table border="1" data-bbox="746 1397 1445 1494"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年</td> <td>平成18年</td> <td>累計改定率（昭和63年以降）</td> </tr> <tr> <td>改定率</td> <td>△3.27</td> <td>△3.24</td> <td>△39.98</td> </tr> </table> ・沖縄電力に係る租税特別措置の料金単価への影響推移 <table border="1" data-bbox="746 1585 1299 1695"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年</td> <td>平成18年</td> </tr> <tr> <td>料金単価影響額（円/kWh）</td> <td>0.30</td> <td>0.29</td> </tr> </table>	(指標)	平成17年	平成18年	累計改定率（昭和63年以降）	改定率	△3.27	△3.24	△39.98	(指標)	平成17年	平成18年	料金単価影響額（円/kWh）	0.30	0.29
(指標)	平成17年	平成18年	累計改定率（昭和63年以降）														
改定率	△3.27	△3.24	△39.98														
(指標)	平成17年	平成18年															
料金単価影響額（円/kWh）	0.30	0.29															

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性						
	(40) 移出又は引取に係る揮発油の特定用途免税措置（発電用燃料）（税目：揮発油税、地方道路税）	<p>△・揮発油税等は、原因者負担の考え方の下、道路使用者に揮発油購入を通じて道路整備財源を課す目的税的性格の税であるという本来の趣旨を踏まえ、揮発油を発電用に使用する場合には、課税の公平性の観点から免税することとし、もって課税対象の適正化を図る。</p> <p>・発電用燃料として環境負荷の少ないナフサ及びNGL（天然ガス液）といった揮発油の使用を促進することで、公害対策及び地球温暖化対策に資する。</p>	<p>△ 《減税実績の推移》</p> <p>平成14～18年度において、一般電気事業者における実績はなし</p>						
33	【政策】原子力安全・産業保安政策 〈施策〉原子力安全								
	(1) 燃料等安全高度化対策委託費	<p>△ 将来、事業者が予定する高度化軽水炉燃料（高燃焼度ウラン燃料及びMOX燃料）の利用に関する申請に対して、厳正な安全審査を行うための技術基盤を整備</p>	<p>○ ・現行型高燃焼度燃料について反応度事故時の破損限界に関するデータを、これまでの燃焼度61から79GWd/tにまで拡充した。</p> <p>・冷却材喪失事故時の安全評価上最も重要な被覆管破断限界に関するデータを、44GWd/tから78GWd/tにまで拡充した。</p> <p>・反応度事故時燃料出力をより現実的に評価するために、冷却材中に過渡的に発生する蒸気泡量の時間変化や分布に関するデータを取得した。また、異常過渡時の燃料健全性評価に係わる燃料-冷却材間の熱伝達に関するデータを取得した。</p>						
	(2) リサイクル燃料資源貯蔵施設技術調査等委託（貯蔵設備長期健全性等確認試験）	<p>△ 使用済燃料貯蔵施設に関する事業許可等の申請に関し、安全審査のための技術的知見を取得するため、衝撃荷重や地震加重が作用した場合の貯蔵容器の密封機能や構造健全性への影響を把握するため実物大の貯蔵容器を用いた落下試験や耐震試験、貯蔵容器の金属ガasket等の長期的な密封性能の把握のため経年劣化加速試験等を実施する。</p>	<p>△ 本試験により得られた技術的知見は、「コンクリートキャスクを用いる使用済燃料貯蔵施設（中間貯蔵施設）に係る技術要件」及び「金属キャスクを用いる使用済燃料貯蔵施設（中間貯蔵施設）に係る技術要件」（平成18年4月10日付けで制定）に反映。平成19年3月に申請のあったリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可申請書（リサイクル燃料貯蔵株、青森県むつ市立地予定）の安全審査において活用されている。</p>						
	(3) 原子力保安検査官等訓練設備整備事業	<p>△ 原子力発電所の検査等に必要の実習訓練の実施。</p>	<table border="1" data-bbox="746 1458 1302 1559"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> </tr> <tr> <td>研修実施者数</td> <td colspan="2">(訓練設備を整備中)</td> </tr> </table>		平成17年度	平成18年度	研修実施者数	(訓練設備を整備中)	
	平成17年度	平成18年度							
研修実施者数	(訓練設備を整備中)								
	(4) 原子力安全規制管理調査等委託事業	<p>△ 国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関における最新の知見を活用し、我が国の原子力安全規制に反映させる。原子力安全行政研修のレベルアップを図る。</p>	<p>△ ・業務運営指針（保安院独自のマネジメントシステムの骨格）を構築した。</p> <p>・我が国におけるIRRSの受け入れ計画を作成した。</p> <p>・我が国の原子力安全規制の高度化について、高度な専門的知見を有する海外のレビュアーと政策対話を行った。</p> <p>・、研修業務の現状の整理、海外動向の把握、新たな研修システム構築に向けた基本的方向性を定めた。</p> <p>・沸騰水型炉（BWR）の挙動を忠実に模擬することが可能な、検査官、審査官向け訓練シミュレータの開発を行った。</p>						

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																
	(5)核燃料サイクル施設安全対策技術調査等委託費（安全規制及び安全基準に係る内外の動向調査）	△ 高レベル放射性廃棄物処分等に関する国際的な安全基準、諸外国における安全規制や基準・指針等を調査、分析することにより、それらを参考としつつ、整合性にも配慮して、我が国の法令、基準、指針等の具体的な安全規制体系を整備し、放射性廃棄物処分の安全確保を図る。	△ ○地層処分の安全規制等に係る基本的考え方に関する調査・・・国際原子力機関／廃棄物安全基準委員会（IAEA/WASSC）における国際安全基準文書等の検討及び基準文書策定へ参加し、我が国の考え方の反映を行った。 ○地層処分の諸外国の安全規制に係る動向調査・・・諸外国における地層処分事業の安全規制体系について情報を入手し、廃棄物安全小委員会の報告書の取りまとめに活用した。さらに、報告書に基づき、平成19年6月には原子炉等規制法の改正に資することができた。																																
	(6)原子力発電所安全管理等人材育成事業（委託）	○ アジア諸国において事故が発生すると、我が国原子力立地への悪影響となるばかりでなく物理的な被害を及ぼすおそれがあることから、我が国として、これらの国々の原子力発電所の安全な立地、運転管理について技術的支援を重点的に実施し、原子力安全の水準向上に努める。  《アウトカム指標》 【中国】2020年までに日本並みの発生件数に低減することを目指す。そのためには、2010年には、28.5%減の0.41件/基を目指す。 【ベトナム】 研修終了時に原子力安全に関する知見の習熟を見る試験をベトナムの大学等にて中立的に実施し、受け入れ研修生全員の合格を目指す。	○ <table border="1" data-bbox="746 539 1447 936"> <tr> <td>【中国】個別課題コース</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>合計(平成18～19年度)</td> </tr> <tr> <td>研修者数</td> <td>0</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>現地セミナー等参加数</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>【中国】インストラクター</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>合計(平成18～19年度)</td> </tr> <tr> <td>研修者数</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>【ベトナム】基礎コース</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>合計(平成18～19年度)</td> </tr> <tr> <td>研修者数</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>現地セミナー等参加数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	【中国】個別課題コース	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)	研修者数	0	48	48	現地セミナー等参加数	0	100	100	【中国】インストラクター	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)	研修者数	3	10	13	【ベトナム】基礎コース	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)	研修者数	0	16	16	現地セミナー等参加数	0	0	0
【中国】個別課題コース	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)																																
研修者数	0	48	48																																
現地セミナー等参加数	0	100	100																																
【中国】インストラクター	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)																																
研修者数	3	10	13																																
【ベトナム】基礎コース	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)																																
研修者数	0	16	16																																
現地セミナー等参加数	0	0	0																																
	(7)軽水炉燃材料詳細健全性調査	△ 産業界が進める高度化燃料の開発及び民間規格等の整備計画に対応するため、材料試験炉（JMTR）に照射試験装置を整備し、民間規格等の妥当性の確認や安全性を確保するための判断基準となる燃料の破損限界・異常過渡試験を実施し、試験データや分析結果を得る。更に、軽水炉の高経年化評価技術の高度化を遅滞なく進めるため、長期間の照射に伴う原子炉容器の破壊靱性の変化を直接測定により調査し、試験データや分析結果を得る。また、照射環境下の応力腐食割れ試験を実施し、原子炉構造物の応力腐食割れが及ぼす影響を評価する健全性評価手法の整備に必要な試験データを得るとともに、長寿命制御棒の設計の妥当性を判断するため、トラブルの原因となったハフニウムの長期間の照射安定性を調査し、試験データと分析結果を得る。	△ 平成18年度に燃材料の健全性調査に係る課題の整理と必要な試験項目、条件及び試験装置の検討を行い、報告書をまとめているが、本検討は、日本原子力学会等で検討が進められている燃料高度化及び高経年化対応技術戦略マップとも整合しており、我が国全体としての取組と連携している。 平成18年度は、事業が対象とすべき具体的技術課題、課題解決のための試験計画、スケジュール等の検討を行い、我が国唯一の材料試験炉JMTRの改修計画と整合した基本的計画が作成され、今後の事業展開の方針が定まった。																																
	(8)確率論的構造健全性評価調査	△ 圧力バウンダリ配管溶接部及び原子炉(圧力)容器肉盛溶接部について、溶接残留応力等の不確かさやばらつきに関する確率論的評価モデルの調査及び検証試験を行い、確率論的破壊力学解析に必要な評価モデル及びデータを整備するとともに、経年変化を考慮した確率論的破壊力学解析コードの整備を行う。 以上の対象機器を対象とした破損確	△ 圧力バウンダリ配管溶接部に対する確率論的破壊力学解析コードについては、基本コード整備を完了し、感度解析・影響評価を実施するとともに、溶接残留応力試験・解析を通じて評価用データベースに着手した。原子炉(圧力)容器肉盛溶接部に関しては、構造健全性及び溶接残留応力の影響評価を進めるとともに、確率論的破壊力学解析コードの整備を着実に進めた。 確率論的破壊力学解析コードの整備に関しては、国内外の学会（日本原子力学会、日本保全学会、米国機械学会）において整備内容に関する成果を公表して学識経験者等から意見を取り入れるとともに広く周知し、効率的・効果的な事業の遂行に取り組んで																																

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																											
		率の定量的評価や、維持規格等において用いられている健全性評価手法の有する保守性や安全裕度の合理的な評価への確率論的破壊力学解析手法の適用性を検証する。	いる。																											
	(9) 高経年化対策強化基盤整備事業	<p>○ 原子力に内在するリスクを十分かつ的確に認識し、高経年化プラントの安全性の科学的な検証等のための知識基盤を拡大し、原子力発電所の高経年化対策の実効性をより一層高度化させること。</p> <p>(当初目標値 平成22年度) トラブル数を0に保ち続けること</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高経年化対応に係る新たな知見の数(テーマ数)</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>高経年化事象によって引き起こされたトラブル数</td> <td>0</td> <td>0 (10月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	高経年化対応に係る新たな知見の数(テーマ数)	19	21	高経年化事象によって引き起こされたトラブル数	0	0 (10月末現在)																		
(指標)	平成18年度	平成19年度																												
高経年化対応に係る新たな知見の数(テーマ数)	19	21																												
高経年化事象によって引き起こされたトラブル数	0	0 (10月末現在)																												
	(10) 火力・原子力関係環境審査調査委託費	<p>△ 本事業の結果を環境審査に反映させることにより、電気事業法等に基づく国による環境審査を着実に実施し、環境保全に対する地域住民等の不安を解消し、発電所の設置の円滑化を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価方法書等の届出件数</td> <td>9</td> <td>3 (平成19年10月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	環境影響評価方法書等の届出件数	9	3 (平成19年10月末現在)																					
(指標)	平成18年度	平成19年度																												
環境影響評価方法書等の届出件数	9	3 (平成19年10月末現在)																												
	(11) 発電設備耐震性能調査	<p>△ 構造物の耐震性について判定結果や判定の根拠について必要な説明責任を果たすために、適切な耐震性照査手法を確立する。</p>	<p>ー 平成18年度は、調査の初年度であり、指標については未定。</p>																											
	(12) 原子力発電施設等緊急時対策技術等委託費	<p>△ 国、道府県、防災機関が原子力緊急時に必要とされる設備等の運用方法、住民広報の方法等における、更なる習熟による適切な原子力防災体制の維持・向上。</p>	<p>○ 機能班訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,073</td> <td>1,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災専門官緊急時対応研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>45</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対応研修(実践研修:17年度に文部科学省より移譲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>150</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	回数	12	13	参加者数	1,073	1,150		平成17年度	平成18年度	回数	4	3	参加者数	45	29		平成17年度	平成18年度	回数	8	5	参加者数	150	111
	平成17年度	平成18年度																												
回数	12	13																												
参加者数	1,073	1,150																												
	平成17年度	平成18年度																												
回数	4	3																												
参加者数	45	29																												
	平成17年度	平成18年度																												
回数	8	5																												
参加者数	150	111																												

施策番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
	(13) 原子力発電施設等核物質防護対策委託費	△ 原子力施設に対する核物質防護対策は、常に高い水準を保ち適切に実施していくことが不可欠であることから、原子力先進国及び I A E A の動向等の国際的な核物質防護に関する最新情報を収集するとともに、核物質防護措置の要件をより一層明確にするための技術データ等を整備する。	△ 我が国の政策方針の決定等に資するための原子力先進国や国際原子力機関の動向調査結果及び核物質防護の基準・指針等の高度化に関する調査結果により我が国の核物質防護対策の在り方に関する検討等（総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会危機管理WGの報告書・資料、国際原子力機関（I A E A）の策定した、又は新たに策定する勧告、実施指針等に対する意見）に活用するとともに、核物質防護措置要件の明確化を図るため構造物の爆破影響（爆発物と破壊の相関関係等）や検知センサーの基本性能（環境条件や立地条件と検知率の相関関係等）に関する技術データ等を整備した。
計	142政策手段	○=42 △=100	○=100 △=40

- (注) 1 経済産業省の「平成19年度事後評価書」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）」

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「施策番号」欄	評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系」）に基づき記入した。
「政策手段名」欄	政策及び施策の名称並びに評価の対象とされた施策に含まれる手段たる事業の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>施策に含まれる手段たる事業の実施により得ようとした効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>

## 4 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。



この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 21 年度予算概算要求等に係る事前評価書」における事業評価方式による 248 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特性
1. 経済産業政策				
1	産業人材  (2) 産学連携人材育成事業（委託）  (3) 産学連携による留学生向け実践的教育事業（委託）	△ 産学人材育成パートナーシップ事業 ・人材育成システムが産業社会の変化に応じて継続的かつ柔軟に改善されていく体制が実現されること。 ・モデル・プロジェクトがトップランナーとして自立・発展し、波及効果として他の企業や教育機関等に刺激を与えて自発的・継続的な産学連携による人材育成の取組が面的に拡大すること。 ・学生ほか社会の側から見ても産業界ニーズに即した教育であることの選別を容易とする環境が実現されること。 ・パートナーシップ事業においては、最終的には、産学人材育成パートナーシップ中間とりまとめ（本年7月公表）人材育成における「産学15の課題」の実現を促す。  △ 本事業の最終年度となる4年度目末（平成22年度末）までに、①高度専門留学生育成事業については、大学を主体とした産業界等と連携し構成されるコンソーシアムが、本事業を通じて開発された人材育成プログラムと、海外の大学・留学生、国内の産業界との密なネットワークを活用し、留学生の人材育成を継続する自立化に向けた体制を構築することを目標とする。また、②高度実践留学生育成事業については、本事業を通じて形成された地域の大学等の連携による地域の最適な留学生輩出メカニズムを活用し、留学生と地域の中小企業との最適なマッチングを継続する自立化に向けた体制を構築することを目標とする。	○ 平成21年度  ○ 平成21年度	○ ①産学人材育成パートナーシップ事業 ・産学人材育成パートナーシップの枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面でも定期的実施状況に関するヒアリングを実施する。 ・企業学生、業界団体、学協会等へのアンケートを実施する。  ○ 「アジア人財資金構想」参加留学生の、卒業後の日本企業・日系企業での就職者数 ○ 留学生・大学・企業への波及効果（大学の留学生就職支援体制の強化、企業の高度外国人材採用に向けた姿勢変化等）
2	技術革新の促進・環境整備  (25) 地域発新社会システム実証プロジェクト（委託・補助・交付金）	○ (1) アジア大の3Rネットワーク構築プロジェクト ①事業予定3モデル：新素材・複数素材から構成されているリサイクル困難物、回収が極めて難しいニッケル、コバルト、インジウム、タングステン、タンタル等数種の希少金属を効率的に回収する技術を確立 ②事業予定4モデル：プロジェクト選定地域における小型電子機器の回収量を1地域5トンとする。	○ 平成22年度	○ (1) アジア大の3Rネットワーク構築プロジェクト ①②の個別の事業の実施に際して、専門家・有識者による委員会を発足させ、委員会の意見を的確に反映させ、③については海外展開支援を行った企業から年度末に契約成立金額を報告させ、取り纏め公表する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>③海外展開支援（マスタープランの策定8カ所のうち、短期間で作成4カ所、長期間で作成4カ所、人材育成105人、見本市の開催予定3回：我が国環境関連施設・設備をアジア各国と契約した契約成立金額5億円</p> <p>(2)省水型・環境調和型水循環プロジェクト</p> <p>①各要素技術を有する企業のコンソーシアムにより、国内のコンビナート地域等において既存技術を中心とした高効率な水循環モデルプラントを構築（平成21年度）</p> <p>②海外でのモデル事業の実施に向けて、我が国の先進技術が必要とされるアジアや中東地域等を中心にフィージビリティスタディを実施し、現地の水事情やニーズ、水環境管理の実態を把握（平成21年度）</p> <p>③高い省エネ性能を有する膜分離技術や、産業排水等に含まれる有用金属の回収・再利用や有害物質の分解・除去、難分解性の化学物質の分解等の高度・高効率な排水処理技術など、環境調和型水循環プラント構築に貢献する要素技術を開発（平成21年度～）</p> <p>④①で構築したモデルプラントの運転を通じ、システムを最適化するとともに、更なる性能向上のための技術課題を抽出し、要素技術開発にフィードバック（平成23年度）</p> <p>⑤新たに開発された省エネ性能を有する分離膜や高効率な排水処理技術をモデルプラントに適用し、その性能を確認するとともに、技術課題を抽出し、フィードバック（平成24、25年度）</p> <p>⑥環境調和型水循環プラントの最適化システムを達成し、標準的なモデルを開発（平成25年度）</p> <p>⑦膜分離に係るエネルギーの50%以上の削減、排水からの金属資源回収率99%以上、排水中の有害物質削減率95%以上、水処理により発生する汚泥（廃棄物）発生量の50%以上削減が可能な技術を確立し、プラント全体で30%の省エネを達成。（平成25年度）</p> <p>→上記を通じ、獲得した技術により、国内外の上・工・下水等の水処理における省エネ化を図り、我が国「水産業」を確立し、アジアを始めとする世界に事業展開することを目標とする。</p>		<p>(2)省水型・環境調和型水循環プロジェクト</p> <p>①毎年度事業者よりヒアリング等を行うとともに、モデルプラントを用いたPDCAサイクルを活用した進捗管理を実施。</p> <p>②共通指標として、論文数10件、特許出願数10件。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(3) 地域省エネ家電CO2削減量可視化事業  地域における省エネ家電の買換え前と後におけるエネルギー使用量の可視化を行う。また、その地域に応じた家電の使用実績及びエネルギー削減量を家電CDM制度のクレジット量に反映させ、制度の更なる高度化を進める。</p> <p>(4) 地域ソフトパワー国際発信プロジェクト  (最終目標)  外国人の訪日による地域での消費の拡大。それを通じた各地域住民の環境負荷の低い、安全な生活様式に対する認知向上。それらの継続的な活動の維持  (本事業の目標)  日本の伝統的な知恵に基づいた環境負荷が低く安全な生活様式を「体感」できる仕組みを構築して地域への外国人訪問者の拡大を実現し、地域自身が自らの生活様式が価値の高いものだと自覚することによりその動きを加速させて、地域製造業・サービス業・集客事業等の活性化を図る。21年度にWEBのモデル開発とフォーラムの開催  (その後継続)、22年度にWEBの実証実験と商談会のフィージビリティ調査、23年度にWEBの実用化と商談会の実証事業、24年度に商談会の開催、25年度に富裕層向けコンテンツの見本市として世界的権威のあるILTM (インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット) のアジア版であるALTM (アジア・ラグジュアリー・トラベル・マーケット) の我が国誘致による共催。</p> <p>(施策の効果)  旅行消費額に着目すると、訪日外国人における国内での1回1人当たりの単価は約18万円(国交省調査より推計)という調査結果がある中で、海外富裕層向けに特化した「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット (ILTM) 2006」における、日本企業の参加は1社で、取引実績は人員ベースで40名、金額ベースで約2,000万円であったことから、日本の国内で海外富裕層が消費している1回1人当たりの単価は約50万円というのが現状である。「ILTM2007」においては、7社が参加し、PRを行うとともに我が国マーケットに関心を有する海外バイヤー約360名</p>		<p>(3) 地域省エネ家電CO2削減量可視化事業  省エネ家電の買換え前と後におけるエネルギー使用量が可視化されているかどうか。また、その結果が地域の環境政策に活用されているかどうか。</p> <p>(4) 地域ソフトパワー国際発信プロジェクト  日本の国内で当施策を通じて訪日した外国人が消費する金額等</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>のリストを獲得した。このことから、360名のバイヤーが各10名の送客を行うと仮定し、取引金額を推定すると、現在までに得られた数字をベースとして試算しただけでも、50万円×3,600名（=360名×10名）=180,000万円と考えられる。</p> <p>(5)エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム エコイノベーションによる新たな財・サービスを実現し、社会システム・ビジネスの変革を進めるため、その実現する可能性のある技術シーズや気候変動問題の解決に資すると認められる革新的な温暖化対策技術シーズを発掘するとともに、低炭素社会構築のための有望な技術を活用し、技術が低炭素社会構築に貢献する仕組みを見える化するモデルの構築を行う。 調査成果は広く公知のものとし、エコイノベーションや革新的な温暖化対策の実現に向けた国民的議論を喚起させるとともに、実現したモデルについては、他の地域等において普及のための事業を展開することを目指す民間主導の取組を促していく。</p> <p>さらに、世界的にもこれらの取組を発信・普及させるため、OECD（経済協力開発機構）でエコイノベーションに関する各国の事例を集めたロードマップの作成を主導し、競争力と持続性のある経済社会の仕組みづくりに貢献する。</p> <p>(6)生活支援ロボット実用化プロジェクト ○介護支援、移動支援等といった一層の安全が求められる生活支援分野のロボットについての対人安全技術の開発と安全検証手法の確立を目指し、メーカー・サービスプロバイダ・ユーザ（例：介護ロボットメーカー・介護福祉施設・被介護者）、大学、研究機関、関係省庁等が連携して生活支援ロボットの製作・開発・実証試験を実施。 ○さらに、安全性や有効性に関するデータから分析される技術的・制度的課題を関係者で共有・検討し、ロボット活用のための具体的安全基準、社会ルール等の環境整備や国際標準化活動の強化へとつなげる手法を確立。</p>		<p>(5)エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム FS結果や実証モデルから生み出された公的機関の実施する研究開発件数や民間主導の取り組みモデル件数を事業のアウトカムとしてモニタリングする。 また、OECDにおいて、エコイノベーション・ロードマップとともに、その進捗を測る指標の2010年を目処にした作成が検討されているところ。具体的には、日本からも例えばLCA手法をベースに国別・産業別・企業別などで生産性をCO2排出量や資源投入量で割るなどの指標を提案予定。こうした指標を参考とし、エコイノベーションが進展する度合いの数値化を可能にした上で調査段階でこれらの指標を設定し国際比較を行う。</p> <p>(6)生活支援ロボット実用化プロジェクト ○安全検証、安全試験等の実施件数 ○国際標準化提案、ロボット有効性検証等に利用可能な実証データの蓄積件数 ○論文数、論文の被引用件数 ○特許（出願）件数、特許実施件数、ライセンス供与件数、取得ライセンス件数</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>○本事業においてロボットによる生活支援サービスの付加価値や生産性の向上が関係者で共有されることで、有効性と安全性を両立するようなロボットの活用方策と、そのために必要な制度改革の検討が促される。</p> <p>○また、本事業によって、これまで安全の基準やルールが不明なために実施困難であった民間による生活支援ロボットの技術開発が加速され、生活直結型サービスイノベーションの創出が期待される。また、技術があっても収益につがっていない過去の失敗に学び、システム化やサービス化といった高収益率の川下におけるわが国の優位性の確保が期待される。</p> <p>(7) ITを活用した安全・安心の流通プラットフォーム構築事業 平成20年度に構築した地域商品の安全・安心の情報発信や、配送の効率化による省エネ化等を実現するための情報システム・ビジネスモデルの実証事業を行い他地域への普及展開の促進を図る。また、20年度の取組をさらに発展させ、安全・安心といった強みを活かし、アジアを中心とする海外への販路を拡大するための仕組みを構築する。これらの取組により、地域商品の付加価値向上による単価の向上、国内外への販路拡大による売上高の向上（システム導入後1年間で、売上高を20%以上増加）、流通の効率化によるコスト低減や環境負荷の低減（共同配送等によりコストを3割以上、環境負荷を2割以上削減）を目指す。</p> <p>(8) 車載ITシステムを活用した緊急医療体制整備 （最終目標） 本事業で開発されるシステムを構築することにより、救急搬送時の搬送先（医療機関）への受入先照会回数を低減し（現在約20%の複数回の受入先照会を初回の受入先照会で完了させる）、救急配送時間を短縮することで、救急搬送の迅速な対応が可能となる社会を目指す。 （本事業の目標） ○各医療機関における医療スタッフの状況に関する情報を収集するためのシステムの開発については、22年度に達成。 ○上記で開発するシステムと連結できる車載器（ナビゲーション機能及び通信機能搭載）の開発については、22年度に達成。</p>		<p>(7) ITを活用した安全・安心の流通プラットフォーム構築事業 商品の単価の変化、事業者の売上高の変化、流通コストの変化、環境負荷の変化により、モニタリングを行う。</p> <p>(8) 車載ITシステムを活用した緊急医療体制整備 事業の進捗については、岐阜大学、NPO岐阜救急災害医療研究開発機構、岐阜県、産業界が参加する有識者による委員会を発足させ、事業の評価を実施。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(9)地域見守り遠隔医療支援システム実証事業 平成21年度は、機器・情報システムの仕様検討・設計・開発を行い、併せて関連するサービスの検討を行う。並行して、システム構築や運用のための標準規約・ガイドラインの暫定版策定を行う。平成22年度と平成23年度は、実証実験を行い、開発した機器・システムやその運用・管理に関する課題抽出と改善を行い、最終版の機器を開発し、併せて関連サービスの試行・拡充を行う。並行して、標準規約やガイドラインの改訂を進め、最終版を策定する。</p>		<p>(9)地域見守り遠隔医療支援システム実証事業 ○ITを活用した遠隔医療健診を実施している地域数 ○実証地域において参加する患者数、医療機関数</p>
(32) 生体機能国際協力基礎研究の推進 (HFSP) (拠出金)	△	<p>①国際協力を通じて、生体が持つ複雑な機能の解明に焦点をおいた基礎研究を促進すると共に、人類の福祉の向上につながるような研究成果を実現する ②基礎研究分野で日本が資金的な面をはじめ主導的な貢献を行っていることを示す ③HFSPへの貢献を通じて、我が国の生命科学の分野の基礎研究力の強化を目指す</p>	○ 平成22年度	○ 経済産業省技術評価指針に基づき制度の中間評価を実施。
(35) 技術開発調査等の推進 (委託)	△	<p>(1)産業技術調査事業 世界各国との競争が激しさを増す中、我が国企業の技術開発を巡る環境の現状・変化や産業技術関連施策の効果等を的確に把握し、最適な情報の収集・分析等を通じて、「技術革新の促進・環境整備」施策関係者間でその情報を共有し認識を共有することとともに、当該関係者が「技術革新の促進・環境整備」施策の企画・立案・実施・評価に利用・反映させる。 (2)海外技術動向調査事業 海外主要国・地域の産業技術政策に関する情報の収集・分析を毎年継続的かつ定期的に行い、海外の現状及び動向を施策関係者や各セクターに広く周知することにより、施策関係者が政策の企画・立案における基礎的情報として利用したり、企業等の活動に役立てる。 (3)技術戦略マップローリング(見直し)支援事業 科学～技術～製品・サービスの双方向の流れの活性化、異分野融合・異業種連携等を促進する。また、アカデミック・ロードマップの策定支援により、さらなる産学官連携・異分野融合の促進を通じて、新技術、新産業を創造する。</p>	○ 平成22年度	<p>○ (1)産業技術調査事業 調査を実施した課室から調査結果の活用状況について報告を受けることにより、「技術革新の促進・環境整備」施策の企画・立案・実施にどのように利用されているかモニタリングを実施している。  (2)海外技術動向調査 定期的に海外主要国の注目すべき動向等の情報を集約して関係課室に周知し、各課室の政策上の必要を適時的確に調査内容に反映できるようにしている。  (3)技術戦略マップローリング(見直し)支援事業 毎年ローリングの際に見直しを行っている。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(4) 追跡評価調査事業 研究開発プロジェクトの活動や成果が産業・社会等に及ぼした効果や経済産業省が行ったマネジメント及び普及導入策等について検証し、現在の視点から評価を行う（追跡評価）。これを現在及び今後の研究開発プロジェクトにフィードバックすることにより、効率的・効果的な研究開発を推進する。</p>		<p>(4) 追跡評価調査事業 本調査により得られた成功要因を現在及び今後の研究開発プロジェクトにフィードバックするため、プロジェクトを実施する事業推進課に報告することで研究開発の効率的な実施を図っている。</p>
	<p>(44) 基盤技術研究促進事業（財政投融資特別会計（投資勘定））</p>	<p>△ 基盤技術の研究は、知的資産を生み出し、我が国の社会経済の基盤を成すとともに、新しい技術体系による新規市場の創出等様々な波及効果が期待できる。そのため我が国産業の高度化のためには、産業フロンティア開拓につながる基盤技術研究を強化・推進することが必要不可欠である。 このような我が国の基盤技術における研究開発は民間企業が大半を担っているが、一方、基盤技術研究は特にリスクが高く、民間のみでリスクを負担することが困難なもの（例えば、成果が事業化するまでには相当の投資規模を要するもの等）が多いため、民間における基盤技術研究の強化を促すためには、国が戦略的かつ積極的に民間の基盤技術研究への取組を支援していくことが必要である。 本事業は、資金的制約等から、民間に研究開発を行うインセンティブが働かないために実施されにくい基盤技術研究に対し、民間能力を活用し国が率先して効果的な投資を行うものであり、これが呼び水となり民間企業等における基盤技術研究への更なる投資が促進されることが期待できる。</p>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ 論文・発表数、特許（出願）件数</p>
3	<p>知的財産の適切な保護</p> <p>(1) 模倣品・海賊版対策強化事業（委託）</p>	<p>○ 海外において製造・流通する我が国企業製品の模倣品及び海賊版に係る対策を強化し、被害を低減させる。これにより、権利者・企業の利益の確保とともに、健全な競争環境の確立、犯罪組織への資金流入阻止、危険な模倣品による事故等の減少が見込まれる。  【目標】 我が国企業の模倣被害率（被害企業数／回答企業数）を平成22年度に20%まで削減させる（平成16年度：22.8%、平成17年度：22%、平成18年度：23%）。海賊版コンテンツによる被害の低減。</p>	<p>○ 平成20年度</p>	<p>○ 模倣被害率、知的財産侵害品輸入差止件数（財務省）、国内における知的財産権侵害品取締り件数（警察庁）、日本コンテンツの海賊版の摘発件数</p>



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
4	<p>工業標準・知的基盤の整備</p> <p>(1) 社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業(委託)</p> <p>(5) 国際人材活用型国際標準化推進事業(委託)</p> <p>(17) 国際度量衡中央事務局分担金事業(分担金)</p> <p>(19) 国際標準化機構分担金(分担金)</p>	<p>○ 低炭素社会を目指して我が国が提案した、「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」するという長期目標の着実な達成に寄与するとともに我が国の研究開発成果の市場展開や国際的普及により我が国産業の国際競争力強化を加速する。</p> <p>△ 日本国内に国際標準専門家が圧倒的に不足している状況の中、海外の国際標準プロフェッショナル人材を効果的に活用し、我が国からの提案に対して数多くの賛同国を獲得することにより、我が国提案の国際標準を確実に規格制定まで結び付けることを目標とする。</p> <p>さらに、日本企業の海外現地法人の人材を有効に活用し、戦略的な国際標準化活動を推進するため、海外の国際標準プロフェッショナル人材の知見やスキル等を活用し、これらの海外現地法人人材が円滑に国際標準化活動に参加できるようにするための情報・ノウハウの提供やセミナー開催等による人材育成を通じて海外における国際標準化活動の環境整備を行う。これにより、国内本社と現地法人とが有機的に連携した効率的かつ効果的な国際標準化活動の推進が可能となる。</p> <p>△ メートル条約加盟国として計量標準及び単位の国際統一に貢献すること。</p> <p>△ 電気・電子分野以外の国際標準化機関であるISOへ分担金を支払うことにより、メンバー国としての貢献をするとともに、国際標準化活動における我が国のリーダーシップ、発言力を高め、国際規格作成を通じて我が国の産業競争力強化に寄与する。</p>	<p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p>	<p>○ ● J I S 原案の作成：50件／年 ● 国際標準原案の作成・提案：40件／年 ● 国際標準の制定：20件／年 ● 国際規格回答原案作成：2,000件／年 ● J I S の定期見直し：2,000件／年 ● J I S 原案の調整・審議：600件／年</p> <p>○ ・ 国際人材のISO/IECの国際会議出席回数 ・ 日本の海外現地法人からのISO/IECの国際会議出席回数 ・ 我が国提案の国際標準の制定数 ・ 海外現地法人人材のためのセミナー開催数</p> <p>△</p> <p>△</p>
5	経営イノベーション・事業化促進			

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(16)イノベーション創造機構環境整備事業（財政投融資特別会計投資勘定）	△ 資源・原材料の価格高騰等による国際的な競争条件の変化に対応し、中長期にわたる国富の増大を図ることに資する。	○ 平成22年度	○ <事業面>革新的な経済産業構造の転換に資する新事業化件数・市場規模等 <金融面>国内の長期リスクマネーの投資規模・件数、海外からの投資総額 <人材面>革新的な経済産業構造の転換に資する新事業化を担う経営・技術・金融の専門家人材の数
6	I T の利活用の促進	○ (1) 業務システムの最適化 ○ 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務 平成21年度までに年間約55万日の業務削減、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約346億円の経費削減の達成を図る。 ○ 経済産業省統計調査等業務 平成23年度までに年間約32,000時間の業務削減、年間約3.8億円の経費削減の達成を図る。  ○ (2) 民間引越手続ワンストップサービス 引越手続きにおけるワンストップサービス拡大による国民の利便性向上及びコスト削減を図る。	○ 平成22年度	○ ○業務システム最適化関係各業務の最適化後のモニタリング指標は、上記の目標値のとおり。なお、最適化の効果が発現するのは、システム運用後であるため、21年度は、各システムとも開発工程消化率100%を目標値とする。 ○ 引越手続ワンストップサービス 対象手続数、利用数等についてモニタリングを行う。
	(8) 企業間情報連携基盤の構築（委託）	○ 2010年までに、電子商取引を実施する企業のうち汎用的な共通基盤を利用する企業の割合を60%以上とする。	○ 平成22年度	○ ・情報処理実態調査（承認統計）にて企業間情報連携の実態を調査 ・各種プロトタイプの実証事業の実施
	(11) にっぽん e 物産市プロジェクト（委託）	△ 大量生産し大規模流通ルートに乗せるか又は少量生産し消費者向けに直販するしかなかった、農水産品を中心とする流通慣行の改善を目指す。	○ 平成22年度	○ 地域商社機能、サイト運営者、利用者等に対してヒアリング調査を行う。
	(12) 中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業（委託）	○ 中小・小規模企業が安価で専門人材不要で利用できる基盤システムを構築するなどして、50万社（事業所）の中小・小規模企業への S a a S の普及を目指す。これにより、中小・小規模企業全体の労働生産性の向上を図る。	○ 平成22年度	○ S a a S 基盤システムの利用企業数の推移を計測する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(14) I T 経営実践促進事業（委託）	<p>○ ① I T の利活用による世界トップクラス水準の企業経営の実現 企業経営における I T 利活用の促進を図り、企業の部門間・企業間の壁を超え、企業経営を I T によって最適化する企業の割合を現状の34.5から、2010年度までに大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準（米国並みの50%以上）に引き上げる。 ② 企業経営における I T 利活用の成功事例を1,000件以上収集し、公表する。これまで500件程度収集、21年度は更に300件程度の事例を収集し、公表する。 ③ I T 経営に取り組む中小企業等を支援するための環境整備等を図る。 ④ 今後5年間のうちに、労働生産性の伸び、一人当たり、時間当たりの成長力を5割増する。</p>	○ 平成21年度	○ 本事業に参加した中小企業等へのフォローアップ調査等を実施する。
	(15) 地域経済情報化基盤整備事業（補助）	<p>○ ① 企業経営における I T 利活用の促進を図り、企業の部門間・企業間の壁を超え、企業経営を I T によって最適化する企業の割合を現状の34.5から、2010年度までに大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準（米国並みの50%以上）に引き上げる。 ② 企業経営における I T 利活用の成功事例を1,000件以上収集し、公表する。これまで500件程度収集、21年度は更に300件程度の事例を収集し、公表する。 ③ I T 経営に取り組む中小企業等を支援するための環境整備等を図る。 ④ 今後5年間のうちに、労働生産性の伸び、一人当たり、時間当たりの成長力を5割増する。</p>	○ 平成24年度	○ 本事業に参加した中小企業等へのフォローアップ調査等を実施する。
	(16) アジア域内の知識経済化のための I T 活用等支援事業（委託）	<p>△ (1) 域内産業の高度化支援 ① I T 人材育成・支援 アジア域内の I T 人材の質量両面での育成を図るために必要な施策を検討する。 ② 域内におけるグリーン I T の推進 2～3年のスパンでアジアの数カ国に「グリーン I T」を普及させ、日本の I T を使った省エネ技術の浸透及びビジネスチャンスの拡大を図る。またアジア域内の企業の地球温暖化対策に資する。</p>	○ 平成22年度	○ 各事業を通じた協力各国の基準・制度の構築・導入状況（アウトプット）とそれを活用したアジア域内の I T 利用環境（域内事業連携の進展、域内企業の情報セキュリティレベル、安心・安全な電子商取引環境の整備、電子商取引市場の拡大、域内 I T 人材の質量両面での改善等（アウトカム））について調査を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>③域内コンテンツ産業振興 国境を越えたコンテンツ産業の事業展開や国際共同製作を促し、アジアのコンテンツ産業による、アジアのコンテンツのための、アジアコンテンツ市場作りを実現する。</p> <p>(2) 安全かつ信頼性の高いビジネス・市場基盤整備</p> <p>④セキュアなビジネス環境整備 企業の技術情報やノウハウ、個人情報流出といったビジネスリスクを低減させ、セキュアな事業環境を整備する。</p> <p>⑤国境を越える電子商取引に関する安心・安全基盤の整備 アジア域内の安心・安全な電子商取引基盤の拡大につなげる。</p>		
	(21) 我が国情報経済社会における基盤整備(委託)	△ 我が国及び各国の事業者のインターネット関連の取組や政策を把握・分析することにより、IT施策を的確・適切に展開する。	○ 平成22年度	○ 調査報告書の公表や普及啓発活動の成果を示す現状把握など
7	流通・物流基盤整備 (3) アジア電子流通圏等国際流通・物流システム等高度化推進事業(委託)	△ <「小口物流」の基盤整備> ①現状把握実験 抽出された課題については通商交渉の場で相手国政府に対して是正を促す。 ②仮説検証実験 各都市についてコストが安価かつ手続きが簡素になる手法を確立する。 <「情報流」の基盤整備・活用促進> ①情報発信機能強化と活用 通販チャンネルと雑誌等メディア関係者、メーカーの連携による新たなビジネスモデル創出を促進する。 ②多言語対応支援等 中小企業の通販サイトの多言語対応によりニッチ商材の販路拡大を促す。 <基礎調査等の実施> 事業者への情報提供や通商交渉等に活かす。	○ 平成20年度	○ ・アジア圏の電子商取引市場規模・日系小売企業の海外売上高及び売上高内外比率 ・日系消費財メーカーの海外売上高及び売上高内外比率
9	消費者行政(製品・取引)の推進			

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(1) 商取引等適正化事業 (委託)	<p>△ (1) 商取引の適正化に係る調査研究  商取引の適正化を図るため、アンケートの実施・分析等を通じ、最新のトラブル実態を把握する。また、環境の変化を踏まえた新たな課題について調査・検討を行う。  さらに、消費者志向経営・ビジネス促進等に資する調査を行い、それを普及することで、企業の自主的な消費者志向経営・ビジネスの促進を図る。</p> <p>(2) 消費者保護法制に係る普及・啓発事業  ウェブサイト（消費生活安心ガイド）等を通じ、啓発事業を行い、商取引の適正化を図るものとする。</p> <p>(3) 商品市場の国際競争力強化のための調査  我が国の競争力強化の課題を整理し、アジアの中心市場となる施策につなげていく。</p>	○ 平成23年度	○ ・全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられる消費者からのクレジット取引・商品取引・特定商取引に関する相談件数 ・経済産業省（地方局含む）に寄せられている相談事例 ・調査により得られる報告書等
	(6) 市場監視の強化等に係る事業（委託）	△ これまで紙媒体で行ってきた市場監視及びトラブルの実態把握を、システムで業務の効率化を図ることにより、産業基盤たる商品先物市場の①公正な価格形成機能、②リスクヘッジ機能などを十分に発揮できるようにする。	○ 平成22年度	○ ・不正取引の抽出件数 ・立入検査以外の日常的な監督（オフサイト監督）実施件数等
	(8) 製品安全確保向上対策 (委託)	<p>△ I. 製品安全関連法の施行  ①規制対象製品の試買テスト  違反の疑いのあった機種については、報告徴収や立入検査等を通じて、事実関係を確認し、必要に応じて、関係事業者に対して行政措置を講じることで適切な法執行を行うことに資する。  ②安全基準の策定  事前規制の強化を図る。</p> <p>II. 製品安全制度の整備  ①製品安全制度の整備・周知  事故の未然・再発防止をより効果的に行う。  ②民間事業者の製品安全活動の基盤整備  事業者による製品事故への迅速な対応等を促し、製品事故減少を図る。</p>	○ 平成22年度	△
10	経済産業統計の整備 (3) 工業動態統計	△ 我が国鉱工業の動態を明らかにし、施策上の基礎資料とする。有効な基礎資料とするための、調査品目の見直しを引き続き行い、公表予定を遅延させることの無いよう着実に調査を実施する。	○ 平成22年度	△ 公表日、調査品目数

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(4) 中小商業等統計調査	△ 事業者や個人にも広く情報基盤となる統計データを供給することが可能となる。調査結果に対する信頼性を維持するため、質の高い統計を適切に提供することが重要である。このため、統計の質に影響する既存統計調査の回収率を維持・向上すること、予め決められた調査結果や作成物等の公表時期を遅延しないことが重要である。	○ 平成22年度	△ 各既存調査の回収率を維持・向上すること、公表時期を遅延しないこと
	(5) 中小工業等統計調査	△ 中小企業施策を始めとする行政施策の企画、実施等（経営基盤の強化、産業集積の活性化支援等）の基礎資料、国民経済計算（SNA）、鉱工業指数、産業連関表作成等の基礎資料、各種白書における製造業の構造変化の分析資料、中小製造業を主に対象とした各種統計調査の母集団、地方交付税の算定基準、研究機関、民間企業等における市場予測、需要予測などの基礎資料に利用されている。	○ 平成22年度	△
	(6) 中小商工業等企業統計調査	△ 【経済産業省企業活動基本調査】 ・調査結果については、通商白書、中小企業白書での利用、産業構造、企業行動等の分析や中小企業施策の基礎資料として活用されるほか、民間、学術研究団体における研究・分析等、広範囲に利用されている。  【海外現地法人四半期調査】 ・調査結果については、機動的な産業施策及び通商政策立案に資するための資料として、また、学術的な研究や実証分析のための基礎資料として利用されている。  【海外事業活動基本調査】 ・調査結果については、通商白書、中小企業白書での活用や、海外事業活動円滑化施策などの基礎資料として広く利用されている。  【外資系企業動向調査】 ・調査結果については、対日投資の促進などの産業施策及び通商政策等の推進に資するための基礎資料として利用されている。	○ 平成22年度	△ ・業務における進捗状況の管理 ・回収率の維持・向上 ・公表時期を遅延しないこと

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(7) 一般事務 処理業務	△ (オーダーメイド集計) 広く国民・事業所の客観的な意志決定等に必要不可欠な情報として提供することが可能になる。 (インサイト利用) 調査票情報の秘密保護をより厳格に行いかつ、迅速・きめ細やかな対応が可能となる。	○ 平成22年度	○ 申請件数をもって事業の活用状況の把握が可能。
2. 対外経済政策				
11 通商政策				
	(2) 経済連携促進のための産業高度化推進事業	○ 本事業では、交渉国・地域への専門家派遣や国内への研修生の受入による日系企業及び現地企業への支援、ビジネスマッチング及び商談会の実施による両国・地域のビジネス拡大支援、両国・地域の経済連携促進のための投資環境整備調査等を行う。 一 国外への専門家派遣者数103人 一 国内への研修受入人数133人 一 ビジネスマッチング事業13件 一 セミナー開催事業8件 一 投資環境整備のための調査事業4件 一 東アジア等経済連携推進事業1件	○ 平成21年度	○ 充足度指標、満足度指標、認知度指標値の取得については、円滑にモニタリングを行うことができるよう、以下のタイミング・方法によって行う。 一 国外への専門家派遣者数派遣者決定時に集計 一 セミナー参加団体等の満足度・活用度(アンケート調査) セミナー等開催時に随時実施 一 国内への研修受入人数研修実施時に随時集計 一 研修生の満足度・活用度(アンケート調査) 研修終了時に実施 一 ビジネスマッチング・商談会の開催・支援開催時に随時集計 一 ビジネスマッチング・商談会参加数開催時に随時実施 一 ビジネスマッチング・商談会参加者の満足度・活用度(アンケート調査) セミナー等開催時に随時実施 一 投資環境整備調査数事業終了後に集計
	(3) 東アジア経済統合研究協力事業	△ 東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)の活動を継続的に支援し、ERIAの基盤及び機能の強化を通じて、東アジアにおけるOECDのような政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向けて取り組む。 また、ERIAの活動により、域内の共通課題の解決、発展格差の是正などが図られること等を通じて、「アジア経済・環境共同体」の実現に貢献する。	○ 平成21年度	○ ERIAの理事会等において、毎年、前年度の事業結果及び当該年度の事業計画について、評価等が行われるところ。なお、経済成長戦略大綱の工程表を踏まえ、ERIAにおける東アジアにおける産業統計整備及びアジア環境レビュー等の調査・研究等の実施状況等について、毎年フォローアップしていく。
	(11) ロシア地域貿易投資促進事業(補助)	○ 経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等によるロシアとの経済関係緊密化を図る。なお、日露貿易額・投資額について、本事業開始直前の額と比較して3倍以上を達成できるようにする。	○ 平成21年度	○ 日露貿易額・投資額については、貿易統計等を用いモニタリングする。また事業全体の進捗については、事業実施者である(社)ロシアNIS貿易会に対して、事業の進捗状況や現状について定期的に聴取。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(13) 日・EU 産業協力促進事業 (補助)	△ 日EU間の人、モノ、サービスの交流の活発化を促す。具体的には、研修事業を通じて日・EU間の産業協力を担う人材を育成する、欧州のビジネスに関するセミナー開催を通じて相互ビジネスの認識不足を解消する等。これらの協力をベースに、最終的には日EU間で新たな経済連携の枠組みを構築することをも目指す。	○ 平成21年度	○ 日EU間の貿易、投資額等の定量的指標をフォロー。
	(15) 日韓産業技術協力共同事業体拠出金 (拠出金)	△ 日韓貿易不均衡等の問題解決及び日韓EPAの早期交渉再開・締結に繋げることを目標とする。成長著しい東アジア地域の経済連携の核となり、我が国の経済発展に大きく寄与する日韓EPAの締結に向けて、本事業を継続して実施していく。	○ 平成21年度	○ ・セミナー事業では参加者のアンケート、実習参加企業作成の実習報告書、参加企業・社長へのヒアリング、商談会・交流ミッション等では参加企業へのアンケート・商談内容のヒアリングをもとに確認。技術指導では事前選定時の状況確認、社長面談、専門家による診断、成果発表会での発表内容の評価を実施。 ・実施状況については、各事業ごとの報告書に記載。(セミナー事業のアンケート例講演内容、参加目的、今後の希望、実施内容など技術指導の例指導内容の社内発表評価、発表会での専門家講評・参加企業ヒアリング)
12	貿易投資促進			
	(1) 対内直接投資促進地域支援等事業委託費 (委託)	○ ・地域における国内企業・地方自治体と海外企業とのマッチングの機会 (商談件数) の増加を目標とする。 ・誘致地域連携支援事業に係る外国企業誘致にかかる地域連携 (3つ以上) の創出を目標とする。また、可能であれば、本事業に直接関わる部分以外においても連携体が自主的に活動するようになることを目指す。	○ 平成20年度	○ ・マッチングイベントに参加した海外企業と国内企業・地方自治体との商談件数
	(2) 対内直接投資情報発信等事業委託費 (委託)	△ 情報発信及び貿易円滑化・対日直接投資関連調査事業 ・我が国の地域や産業が魅力ある投資先であるとの「認知度」や「好感度」等を向上させるとともに (調査事業等によって把握)、潜在投資家のファーストアクションを促す。 ・貿易手続の電子化に関する国際動向等を把握し、我が国の貿易関連事業者にとって利便性の高い貿易手続を実現する。	○ 平成20年度	○ 以下をモニタリング指標とする。 ・広告効果検証調査における投資先としての日本の評価 ・内閣官房が管理する法令英訳化計画のウェブページ ・貿易手続の電子化に対する産業界からの変更要求件数



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(6) 国際博覧会出展事業委託費（委託）	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上海博への政府出展を通じ、日本のライフスタイル・価値観・文化、地球的課題解決への取り組み、技術等が世界に認知され、日本ブランドとして発信されることで、貿易・投資相手国としての日本の魅力を高めていく。</li> <li>・愛・地球博の理念の継承や同博の経験を活かした今後の国際博覧会への協力を行う。</li> </ul>	○ 平成20年度	○ (1) 上海博における日本館への来館者数の把握。 (2) 来場者に対するアンケートの実施による日本への認知度や好意度の把握。
13	経済協力の推進			
	(1) 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費（委託）	<p>△</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 円借款案件形成等調査 我が国の優れた技術やノウハウを活用した円借款案件の実施が拡大するとともに、途上国の産業・物流インフラ整備等が進捗することを目標とする。</li> <li>2. 援助信用商業可能性調査 我が国の「顔の見える」援助を推進するためのタイド円借款を実現することを目標とする。</li> <li>3. 民活インフラ案件形成等調査 調査等を実施した途上国において、民活関連法規制等の事業環境が整備されるとともに、途上国の産業・物流インフラ等の民活型インフラ事業について我が国企業の参画機会が拡大することを目標とし、当面は本事業を活用した民活インフラ案件の形成を目指す。</li> </ol>	○ 平成21年度	○ 1. 円借款案件形成等調査 毎年、既存の調査案件に関するアンケート調査を実施して進捗状況等を確認する。  2. 援助信用商業可能性調査 随時、経済産業省において、調査結果等を過去のOECDコンサルテーション会合の議論と対比し、タイド円借款案件の非商業性を立証するための資料として使用しうるか等の観点からフォローしている。  3. 民活インフラ案件形成等調査 毎年、既存の調査案件に関するアンケート調査を実施して事業化に向けた進捗状況等を確認する。
	(2) 海外開発計画調査事業（委託）	<p>△</p> <p>開発途上国からの要請としての開発課題（ハードインフラ整備計画策定やソフトインフラ（制度）構築）解決につなげることを目標とする。 また、これらの開発途上国の発展の推進を行うと共に、これらのインフラ整備に附随する事業を我が国企業等が関与しうる効果も見込める。</p>	○ 平成21年度	○ 例年、アンケート方式によるフォローアップ調査を実施。
	(3) 貿易投資円滑化支援事業（委託）	<p>○</p> <p>来年度終了までに研修事業ではアジアを中心とした開発途上国等に対して、約680人の研修生を受け入れるとともに、海外研修を15コース実施する。専門家派遣事業では67名の専門家を派遣する。実証事業では7件の実証事業を実施する。 最終目標は、「アジア標準」とされた制度・システムについて、事業実施国での導入・普及等を図るものである。</p>	○ 平成21年度	○ ○研修事業 研修生等に対するアンケート等により研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を測ることにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。 ○専門家派遣事業・実証事業 派遣先等に対するアンケート結果等によって、OECDのDAC（開発援助委員会）策定の評

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
				<p>価基準（1991年にDACで提唱された開発援助事業の基準（妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性））を準用しつつ、個別案件毎に目標達成状況及び今後の課題について整理していく。報告書、実証事業者に対するフォローアップ調査等によって実証事業数を把握することによる。</p>
	(4) アジア産業基盤強化等事業（委託）	<p>△ 将来の施策の立案への参考や案件発掘に向けた成果の活用を目標とする。 また、今後のODA政策の立案及び効率的・効果的な施策実施に反映させる。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 貿易投資環境の整備に係る基礎的調査結果を踏まえ、政策立案・制度構築支援、人材育成支援等への企画立案件数。また、経済協力事業に関する豊富な知見を有する外部有識者からなる委員会等を開催し、評価事業や結果に関する議論を行う。</p>
	(5) ASEAN貿易投資観光促進センター（拠出金）	<p>○ ①貿易関係展示会事業等 専門家派遣によるニーズにあった改良やバイヤーへの紹介、デモンストレーション等を行い、ASEAN商品に対する認知度を高め約30億円以上の成約見込額を目指す。 ②投資関係投資セミナー開催等 投資環境改善に繋げることで投資件数、成約見込額の増進させることを目指す。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ ・投資関係投資セミナー開催等 投資関係投資セミナー開催等投資セミナーを通して実際に成約に結びついたか、役立ったかをアンケート等を用い、フォローアップを行い結果をセミナーやASEAN政府投資担当官にフィードバックさせる</p>
	(6) アジア太平洋経済協力拠出金	<p>△ 我が国企業によるアジア太平洋地域内での産業活動の一層の円滑化に資する。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ ○APECにおいては、毎年APECエコノミーの分野別の貿易・投資政策の取り組み状況を所定の表に書き込み、リバイスしていくことで、参加エコノミーの貿易・投資の自由化・円滑化の進展を把握している。 ○上記のエコノミーごとに作成・改訂されるIAPをAPEC参加エコノミー間でレビューするIAPピアレビューにより、各エコノミーの貿易・投資政策を進捗を把握し、自由化・円滑化に向けた取組へのプレッシャーをかけている。 ○また、APEC財政管理委員会が、シンポジウム等の各エコノミーからのプロジェクト提案について審査することや、予算の管理を通じて、事業のモニタリングを実施している。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(9) 経済産業人材育成支援研修事業（補助）	○ 平成21年度は、開発途上国より約4,083人（前年比約147人増）の研修生を受け入れ、海外研修を約118コース（前年比14コース増）実施し、技術移転及びこれを通じた人材育成を支援するとともに、経営の現地化に資する技術系管理者層の人材育成等を強化していく。 研修の実施においては、研修生及び研修生受入企業から80%以上の満足度を得るとともに、帰国後の研修生の研修効果、成果を調査し、研修の意義・役割の評価を行うことで、より開発途上国の産業界のニーズに合った研修事業を展開していく。	○ 平成21年度	○ 研修生、受入企業等に対するアンケート等により研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を測ることにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。
	(10) 経済連携人材育成支援研修事業（委託）	△ 基本的な日本語を使った就労を可能にするレベルの日本語習得。 日本での生活者として、及び看護師・介護福祉士として必要な日本社会への理解、日本の生活習慣と職場適応能力の習得。	○ 平成21年度	○ 研修の適切な実施と効果の把握のため、研修開始前、終了後に、研修生へのヒアリング、アンケート等を実施し、日本語理解度や研修環境に対する満足度等を把握し、事業を評価する指標とする。
	(11) 産業人材裾野拡大支援事業（委託）	△ 現地高等教育機関及び産業人材育成機関において、ビジネス日本語・日本企業文化普及講座支援、中堅・中小の日系企業等の合同ジョブフェア開催を一体的に行い、これらの取組への大学生等の現地人材の参加者と、参加した企業の数の確保を目標とする。 これらの参加者・参加企業の確保は、産業人材の現地日系企業の就業機会の確保につながり、我が国のものづくり技術等を現地人材へ移転することで、「13. 経済協力の推進」の施策目標である「③産業人材育成の強化」に貢献する。	○ 平成21年度	○ 現地大学・産業人材育成機関において行う、ビジネス日本語・日本企業文化普及講座、合同ジョブフェアに対する大学生等の現地人材の参加人数と、合同ジョブフェアに参加した企業数を指標とする。また、現地技術協力機関等を通じてアンケートや追跡調査等のフォローアップ調査を行い、実際に就業した現地人材の人数を可能な限り把握する。
	(14) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業（補助）	△ アフリカ向けの専門家派遣を増員することで、TICADプロセスの具体的なロードマップである「横浜行動計画」等の着実な実施を図る。また高等教育機関等向け専門家派遣により、より効果的な産業人材育成、「アジア産業人材育成・中期計画」の着実な実施をする。	○ 平成21年度	○ 派遣先企業等のアンケート結果等によって、OECDのDAC（開発援助委員会）策定の評価のための5項目（1991年にDACで提唱された開発援助事業の評価基準（妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性））を採用し、本5項目について評価する。
	(15) 研究協力事業（補助）	△ 開発途上国が自国のエネルギー・環境を中心とした技術開発課題に対して、自ら解決するために必要な研究開発能力を身につける。	○ 平成21年度	△ 実績報告書等。研究機関能力の向上及び我が国が有する環境等の分野に係る技術の移転。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(18) アジア生産性向上事業 (委託)	<p>○ (1) アジア生産性向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産性向上に関しアジア各国から要望のあった事業については、各国NPOの職員が自力で自国内の企業等を指導できるようになること。</li> <li>○ 訪日事業（アジア生産性視察団、国際研修コース、サブリージョナル事業）については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 参加者から平均80%以上の満足度評価を得ること、</li> <li>2) 帰国後の活用について「経営改善のためのアクションプランの作成」等、事業成果が有効活用される割合が75%以上となること。</li> </ul> </li> <li>(2) アフリカ生産性支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パイロット事業については、対象企業において主要な品質・生産性指標（納期、不良率・返品率、稼働率、歩留まり、コスト、売上・利益、顧客満足度）を向上させることにより、目に見える形での「生産性向上活動の成果」を創出すること。</li> <li>○ パイロット事業での成果をまとめた「ベストプラクティス集」を作成すること。</li> <li>○ 生産性普及セミナーでは、1か国で50名以上の企業経営幹部、労働組合代表等が参加すること。</li> <li>○ 訪日事業においては、参加者から平均80%以上の満足度評価を得ること。</li> </ul> </li> </ul>	○ 平成21年度	○ 研修生に対するアンケート、派遣専門家による派遣報告書等を通して、満足度評価を集計する。
	(20) 共同資源開発基礎調査事業 (委託)	○ 我が国の有する探鉱開発に関する優れた技術、ノウハウの技術移転を図る。また、調査の成果を基に資源開発が行われ生産段階に至った場合には、雇用創出・外貨獲得等を通じて、当該国の経済発展への貢献を図る。具体的数値目標としては、年間40人程度、5か年で計200人程度の技術者に対し、共同調査の実施によって探査技術、衛星画像解析技術及び評価技術等の技術移転を図り人材育成を行う。	○ 平成21年度	○ 調査終了後、当該技術者に対するヒアリング等を行い、共同調査実施中の技術指導に係る満足度や技術移転された技術・ノウハウがその後の自国の資源開発案件に役立つものか等の意識調査を実施し、80%以上の満足度を得ることを目標とする。
	(21) 国際連合工業開発機関拠出金	△ 途上国の工業開発に向け広くアジア・アフリカ地域に展開していくことにより、アジア経済圏の形成、TICADIVやG8へのインプットを行い、途上国全体の工業開発レベルの底上げを図る。	○ 平成21年度	○ 事業実施後、開発途上国への投資につながった事例を、東京ITPOによる在京アフリカ大使館へのアンケート等を通じて調査する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
14	貿易管理 (2) 安全保障貿易管理対策事業（委託）	<p>△ ①迂回調達調査 懸念国による迂回調達手法のほか、頻繁に設立・解散するフロントカンパニーの最新の情報を取得し、輸出管理の実効性を確保する。</p> <p>②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査 年々変化するこれらの開発・調達動向を正確に把握し、輸出管理の実効性を確保する。</p> <p>③機微技術動向調査 特に警戒すべき技術分野における輸出管理の実効性を確保する。</p> <p>④安全保障貿易普及啓発活動 アジア各国・地域の輸出管理担当及び企業等による輸出管理の担当者の理解がより深まる。また、輸出管理制度の整備及び実効的な運用の実現を促進する。</p>	○ 平成20年度	○ ①迂回調達調査、②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査、③機微技術動向調査 ・懸念企業に関する調査報告件数 ・各調査を行った国数 ④安全保障貿易普及啓発活動 ・各国において開催したセミナー件数 ・委託先企業に対し、進捗状況を適宜ヒアリングする。 ・各国における、安全保障貿易管理に係る取組に関して意見交換を行う。 ・アジア各国・地域の輸出管理制度の整備状況についてアンケート調査を実施
3. ものづくり・情報・サービス産業政策				
15	ものづくり産業振興 (1) ものづくり日本大賞関連実施事業（委託）  (2) 製造基盤技術実態等調査（委託）	<p>△ 日本の産業や文化を支えてきたものづくりを新しい時代に継承・発展させていくため、その最前線で活躍する人々を表彰し、広く世の中に伝え、ものづくり全般についての国民的関心を高める事で、ものづくりに携わる人材の意欲を高める。</p> <p>△ ・我が国製造業の国際競争力の維持・向上を図る。 ・「ものづくり基盤技術振興基本法」第8条に基づいて年次報告書（ものづくり白書）を作成し、閣議決定する。また、一般向けに広く普及を図る。 ・「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく技術の指定・研究開発支援等を実施する上で必要な調査を行い、法律の適切な執行を行う。</p>	○ 平成20年度  ○ 平成20年度	○ ものづくり日本大賞のホームページのアクセス件数等で評価  ○ ①委託調査の成果の活用状況、公表した調査結果への普及の状況 ②ものづくり白書（市販版）の市販部数、ものづくり白書の説明会の回数と参加者数 ③経済産業省HPに掲載している白書ページのアクセス数など

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(6) 皮革産業振興対策事業(補助)	<p>△ 我が国皮革産業を国際競争の中で勝ち抜ける事業者集団とするため、意欲ある事業者・団体等が行う、以下のような高付加価値、国際化、環境対策への取り組みを支援する。</p> <p>1. 皮革産業国際化等推進事業 他業種を含めた内外の各種関係情報の収集提供とともに、輸入攻勢を掛けてくるアジア、LDC諸国の皮革産業事業者等と意見・情報・技術等の交流を促進する。</p> <p>2. 皮革産業高付加価値化事業 関連業種間・異業種間のみならず、消費者と直接交流する場を提供するとともに、優れた皮革製品に触れること等により皮革産業事業者の意識改革を図る。</p> <p>3. 製革業公害防止対策 非クロム化に向けた取組等を通じたエコレザーの普及促進等、皮革産業が行う環境対策について支援を行う。</p>	○ 平成20年度	○ 各事業の実施内容に応じて、補助事業者毎に事業者が想定する成果・事業効果が達成されたか否か、達成されなかった場合の原因分析等をもって、本事業の成果を検証する。
	(10) 安全知識循環型社会構築事業(委託)	<p>○ 子どもの事故の情報収集・分析・共有システムの構築を目指して、事業を行う。 情報の活用体制としては、医療関係機関からの情報提供、情報データベース管理者と国の機関(国民生活センター等)との情報連携、管理者から業界団体への定期的な情報提供等を行うことで、継続的な活用体制を目指す。 具体的目標としては、以下の通り。 情報収集… 発生状況・経緯等の事故予防に資する詳細な情報を5,000件収集する。 事故情報分析… 上記情報収集により得られた情報から、重篤で頻度の高いものを対象に10～15件分析する。 情報共有・発信… 情報収集した5,000件を、HP上に検索できる形式で提示する。</p>	○ 平成20年度	○ 事故情報収集数、事故詳細分析件数については、本事業の実績によりモニタリングを行う。 情報の共有・発信状況の活用については、当該事業のHP「キッズデザインの出発点」へのアクセス数やシンポジウム出席者等によってモニタリングを行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(12) 伝統的工芸品産業振興補助事業	△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年制定）の規定に基づき、伝統的工芸品産業振興協会が実施する①人材確保及び技術・技法継承事業、②産地指導事業、③普及推進事業並びに④需要開拓事業に対し補助金を交付することにより、伝統的工芸品産業の振興を図る。	○ 平成20年度	○ 伝統工芸士認定数、児童等への教育事業受講者数、学生・社会人への実演・研修事業受講者数、年間の表示に関する検査体制指導件数、HPアクセス件数、全国伝統的工芸品センターへの来客数、図画・作文コンクール応募数、伝統工芸品コンクール展示事業数、フォーラム事業による異分野とのマッチング件数、伝統的技術・技法活用製品の展示件数。
	(13) 伝統的工芸品産業支援補助事業	△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定により認定された振興計画等（共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画、支援計画）に基づき、伝統的工芸品産地の製造協同組合等が主体的に取り組む人材育成事業や需要開拓事業等に対し、同法第16条に基づき事業費の一部を補助し、伝統的工芸品産業の振興を図る。	○ 平成20年度	○ 支援補助を受けた事業件数及び執行額が毎年度増加していることを確認するとともに、人材育成研修の受講者数、新商品開発件数等を成果事例として取りまとめる。
17	サービス産業強化			
	(1) サービス産業生産性向上支援調査事業（委託）	△ サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させる。これにより、日本経済の持続的成長を図る。	○ 平成21年度	○ ・GDP成長率におけるサービス産業の寄与分 ・サービス産業におけるCSI対象業種の占める割合（付加価値額ベース） ・ベストプラクティスの発掘数 ・ベストプラクティスの中小サービス業への普及数
	(2) 広域・総合観光集客サービス支援事業（委託・補助）	△ 観光集客サービスの競争力を強化し、3～5年後に地域の観光・集客サービス化による地域経済の活性化に貢献する。	○ 平成21年度	○ 採択事業毎に設定した目標の達成に向け、順調に進捗しているかを外部有識者委員会において評価し、評価結果が悪い場合には、次年度以降の契約を行わない等、厳しく事業の進捗管理をすることとしている。
	(3) 健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業（委託）	△ 個人が希望に応じて生涯にわたる健康情報等を電子的に収集・管理・活用できる情報基盤が構築されるとともに、国民の健康増進に資する新たな健康サービス事業者が創出されることを目標とする。	○ 平成21年度	○ 事業者、住民へのアンケート
18	コンテンツ産業強化			

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	<p>(1) コンテンツ産業強化対策支援事業（委託）</p>	<p>○ 総合的な国際展開の促進、海外市場の開拓、我が国文化への理解・国民相互理解の促進、他産業への波及効果の深化のための環境整備を実現する。また、日本のコンテンツ産業が直面する3つのリスク（日本コンテンツ産業の内需の伸び悩み、一方的な人材流出、中期的に産業全体がグローバルな展開に吸収されるリスク）を克服し、平成27年度までにコンテンツ産業の市場規模を5兆円増加させ、これにより日本経済の持続的成長を図る。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 1. コンテンツ産業アジア展開事業  ①第2回「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の来場者数  ②東京国際映画祭併設のコンテンツマーケット「TIFFCOM」における出展者数及び商談回数  ③国際共同製作基盤整備事業を通じて国際共同製作のためのマーケットに派遣したプロデューサーの人数  ④本事業により企画された共同製作支援の件数</p> <p>2. コンテンツ活用型地域振興事業  ①本事業により開発された地域特有コンテンツの企画数  ②先進事例を踏まえた地域でのワークショップ、セミナー及びフォーラムの開催数及び参加者数  ③WEB等による情報発信ツールのアクセス数</p>
19	化学物質管理 (3) 化学物質規制対策事業	<p>△ インターネットを使ったコンテンツ流通を拡大させ、コンテンツ産業の市場規模の拡大を図る。</p>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ 1. コンテンツ二次利用創作物利用促進事業  ①投稿作品数  ②商品化件数</p> <p>2. クロスメディアにおける購買行動指標形成事業  ①上記実証実験で構築したプラットフォームへのアクセス数  ②アンケート回収率</p>
		<p>○ ①第一種特定化学物質含有製品等安全性調査事業  有害化学物質を含む製品の実態を正確に把握する。</p> <p>②残留性有機汚染物質に関する評価・試験法開発等  化学物質管理の国際調和に貢献する。</p> <p>③化学物質の試験方法開発等  効果的・効率的に化学物質の評価を行うことが可能となる。</p>	<p>○ 平成20年度</p>	<p>○ ①第一種特定化学物質含有製品等安全性調査事業  第一種特定化学物質等を含む製品をリスク評価して安全性が確認されているかを確認する。</p> <p>②残留性有機汚染物質に関する評価・試験法開発等  化審法で運用されている試験方法・評価基準がOECDテストガイドライン等として国際標準として活用されていることを確認する。</p> <p>③化学物質の試験方法開発等  化審法で運用されている試験方法が国際標準として活用されるか、また、化審法において類推手法による評価結果に基づく判定があるかを確認する。</p>



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>④高生産量化学物質の国際共同安全性評価 OECDの高生産量化学物質リストに掲載されている物質のうち約10物質について、基本的性状に係るデータの取得及び評価を行う。(OECD会合において定められた日本の分担は平成22年までに96物質)</p> <p>⑤中生産量化学物質の安全性点検 国内の製造・輸入量が比較的小さい化学物質(年間製造・輸入量100トン以上1,000トン以下の約1,000物質)について、有害性情報を収集する。</p> <p>⑥化学物質の有害性評価・リスク評価管理のための基盤情報の整備及び評価スキームの確立 すべての化学物質に適用可能なリスク評価スキームを確立する。</p> <p>⑦化学物質による内分泌かく乱作用の試験・評価方法の国際標準化及び有害性情報の整備 OECDの国際標準化事業に参加し、内分泌かく乱作用試験・評価手法の国際的標準化及び生殖・発生毒性に関する判断基準の確立に貢献する。</p>		<p>④高生産量化学物質の国際共同安全性評価 日本政府に割り当てられる物質(1会合あたり1~2物質)についてOECDへデータ報告が行われているかを確認する。</p> <p>⑤中生産量化学物質の安全性点検 本事業の達成状況は試験実施物質数で確認する。</p> <p>⑥化学物質の有害性評価・リスク評価管理のための基盤情報の整備及び評価スキームの確立 検討したリスク評価スキームについて、法施行条件等を考慮し、試行、検証等を行い、その有効性を確認する。</p> <p>⑦化学物質による内分泌かく乱作用の試験・評価方法の国際標準化及び有害性情報の整備 OECDテストガイドラインの作成途中に行われる施設間検証作業等に参加し、年1本以上のテストガイドラインの有効性を検証しているかを確認する。</p>
	(4) 化学物質総合管理対策事業	△ 我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。化管法のPRTTR制度に基づく対象化学物質の届出排出量は、法施行以来減少してきている。今後も引きつづき、化管法の円滑な施行のために必要な本事業を実施し、更なる自主管理促進や排出量削減に努めるとともに、化学物質管理を巡る国際的な動向を踏まえGHSに関する調査等を実施することにより、国際整合を図る。	○ 平成20年度	○ ・PRTTR届出数 ・届出排出量・移動量
4. 中小企業・地域経済産業政策				
20	中小企業事業環境の整備			
	(3) 資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業(補助)	△ 信用保証協会が行う保証債務の円滑な履行を確保する観点から、財政基盤の強化を図るとともに、信用保証協会の保証について金融機関との適切なリスク分担を図ることを目的とした保証制度の導入を促進する。	○ 平成20年度	△
	(4) 経営安定関連保証等対策費補助事業(補助)	△ 中小企業、又は創業、事業再生を目指す中小企業の円滑な資金調達に支障が生じることのないよう、セーフティネット保証等の積極的な活用を図る。	○ 平成20年度	△

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(8) 中小企業金融円滑化（利子補給金）事業（補給）	△ 中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、信用力・担保力が乏しく、なおかつ、資金力の乏しい中小企業が積極的に融資を受けることが可能となり、事業展開を推進することとなり、経済の活性化に資することとなる。	○ 平成20年度	△ 回収の実績における利子補給金所要額を計測指標とする。
	(10) 中小企業金融円滑化（政策金融機関統合準備補給金）事業（補給）	△ 利用者の利便性の維持・向上を図るために店舗統合等を円滑に進め、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営を行うことで、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。	○ 平成20年度	○ 店舗の統合状況等や決算において統合準備補給金所要額をモニタリングする。
	(12～15) 危機対応円滑化業務支援（補助金、料率差補給金、利子補給金、出資金）事業	△ 行政改革推進法・株式会社日本政策金融公庫法等に定められた、今回の政策金融改革によって政策金融機関のみでは適切に対応できなくなった部分に対応すべく、新公庫によるリスク補完措置等を受けて、希望する民間の指定金融機関が危機対応業務を行うことを目標とする。	○ 平成20年度	△
	(16) 中小企業金融円滑化（一般利差補給金）事業（補給）	△ 株式会社日本政策金融公庫の中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。	○ 平成20年度	○ 決算において、利差補給金所要額をモニタリングする。
	(17) 売掛債権早期現金化支援（補助・出資）	△ （証券化支援保証型） 中小企業事業環境の整備に資するものとなる。 （売掛債権流動化） 全国の中小企業の資金繰りの円滑化を図ることとする。 （流動資産担保融資関連保証対策補助金） 中小企業への円滑な資金供給に大きく寄与するものとなる。	○ 平成20年度	△ 毎年度の実績をモニタリングする。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(22) 中小企業国際展開等円滑化推進事業(補助)	<p>○ ○研修事業 現地技術者等と日本人指導員との意思疎通向上に伴い、指示が迅速に伝達されることによる業務の効率化、また従業員の技術力・生産管理能力向上による製品の品質向上等の効果が発揮され、中小企業の海外展開の円滑化に寄与していくものとなる。 研修実施にあたり、研修生及び研修生受入企業から80%以上の満足度を得るとともに、帰国後の研修生の研修効果、成果を調査し、研修の意義・役割の評価を行うことで、より中小企業のニーズに合った研修事業を展開していく。</p> <p>○ 専門家派遣事業 我が国中小企業の円滑な国際展開を促進する。 さらに、当該研修事業及び専門家派遣事業を実施した企業に対するアンケート結果で満足度80%以上を目標とする。</p>	○ ○平成20年度	<p>○ ○研修事業 研修生、受入企業等に対するアンケート等により、研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を把握することにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。</p> <p>○ 専門家派遣事業 派遣先企業等のアンケート結果等によって、OECDのDAC(開発援助委員会)策定の評価のための5項目(妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性)を採用し、本5項目について評価する。</p>
	(24) 日本貿易振興機構事業(補助)	<p>△ 中小企業の国際化への十分な対応能力を醸成し、中小企業の経営の自律化、安定化を図る。</p> <p>① 輸出支援事業 輸出意欲の高い分野や輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取組がなされていない分野の輸出を拡大する。</p> <p>② 知的財産権保護対策事業 企業の知的財産権の侵害をなくしていく。</p> <p>③ 海外投資支援事業 企業の海外投資を増加させる。</p> <p>④ 産業協力強化事業 地域経済の一層の活性化・国際化を図る。</p> <p>⑤ 調査・情報提供事業 中小企業が対外経済活動を展開する意思決定を行う際に必要となる情報を、ジェトロの有する海外ネットワーク等を通じ継続的に収集・分析、調査研究し提供する。</p>	○ ○平成20年度	○ ○利用者に対するアンケート等
	(28) 中小企業実態調査委託費(委託)	<p>△ 多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、これらに関する中小企業、中小企業支援機関等の理解を深め、中小企業政策の適切な立案や評価の実施に資する。</p> <p>1) 中小企業実態基本調査 中小企業の経営戦略の策定、中小企業支援機関の指導・助言、国・地方公共団体の政策立案・政策評価に寄与するとともに、大学等の研究でのデータベースとしての活用に資する。</p>	○ ○平成20年度	<p>○ ○中小企業政策審議会において、本調査の結果を用いて分析を行う中小企業白書等について審議を行い、学識経験者からの意見等を聴取する。</p> <p>○ 中小企業庁ホームページにおいて、中小企業白書等の感想を広く国民から募る。</p> <p>○ 本調査の成果(中小企業白書、中小企業実態基本調査等)が他の文献、論文等での引用等により活用されている状況を把握する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		2) 中小企業実態・対策調査 中小企業の経営上の参考に資するとともに、中小企業政策の適切な立案、説明責任の徹底、政策評価の実施に資する。とりわけ、中小企業白書は、中小企業の実態や課題への国民の理解に資する。		
	(33、35、36) 成功払い型貸付制度（新事業育成資金・女性、若者／シニア起業家支援資金・再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）（財政投融資特別会計（投資勘定）：融資）	△ 多様な起業家や新しい技術の活用等による活発な新規事業の創出等を支援することにより、我が国の経済活力の維持・向上に資することを目的とする。	○ 平成20年度	△ 実績の検証。
	(38) 地域密着型ビジネスに対する劣後ローン（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 事業性を確保しつつ、地域課題の解決に取り組む地域密着型ビジネスを支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。	○ 平成20年度	△ 実績の検証。
	(51) 挑戦支援資本強化特例制度（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 新事業や事業再生等の局面にある事業者に対して、公庫が資本性資金を供給することにより、当該事業者の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を可能とし、地域経済の活性化に資することを目的とする。	○ 平成20年度	△ 実績の検証。
	(52) 証券化支援業務（買取型）（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 証券化手法を活用して民間金融機関の中小企業に対する無担保貸付の促進を図ることを目的とする。	○ 平成20年度	△ 実績の検証。
21	経営革新・創業促進			

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(1) 新現役チャレンジ支援事業（委託）	○ 平成21年度末までに新現役人材3万人の登録と、1万件のマッチングを目標とする。さらに平成24年度末までは新現役人材3万人の登録を維持しつつ、3万件のマッチングを目標とする。これにより、様々な局面で新現役人材の活躍の場が創出され、大企業から中小企業へ、大都市から地方への人材の流れを加速し、地方の経済・産業の活性化を推進するとともに海外に向かう新現役人材を国内へと繋ぎ止め確保していくことで日本の技術力の維持・継承・向上を図る。	○ 平成21年度	○ マッチングが成立した新現役と中小企業の双方についてフォローアップを実施・こうした活動により、随時、事業の効率的な実施を図る。（必要に応じ、ナビゲーターの差し替えや事務局の事業実施体制、方法等についても改善を指導）
	(2) 中小企業再生支援協議会事業（委託）	△ 経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生に関する各種施策を総動員できる体制を整備し、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援することで、地域経済の活性化を支援する。	○ 平成21年度	○ 定量的な評価については、各協議会の活動状況（相談件数、進捗状況等）について、報告様式を整備の上、毎月、各局を通じて報告を受けている。また、定性的な評価について、個別案件の内容について、その深度・アレンジメント能力等について、再生支援全国本部（中小企業基盤整備機構に設置）がその都度チェックをし、フィードバックするとともに、協議会全体の活動状況について年1回、中企庁が評価し、その結果をもとに個別面談を行い、事業内容の改善を図っている。
	(6) 中小企業連携組織対策推進事業費補助金（補助）	○ ①中小企業組合に対する指導件数25,100件以上（会員組合の80%以上）を目指す。 ②中小企業組合に対して先進事例等の情報提供5種8,000部を目指す。 ③組合の新事業展開等に対する助成事業の事業終了時点での達成度について、助成先組合の70%以上を目指す。これら指導・情報提供等により、組合の抱える多種多様な問題の解決、組合事業の活発化に結び付き、組合員企業の経営の合理化等に寄与。	○ 平成21年度	○ 各事業年度終了後、各都道府県中央会及び助成先組合より当該年度の事業の進捗状況の報告を受けることとする。
	(8) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業	○ 経営支援・融資審査情報等を蓄積し、上記事業に活用可能なツールとすることを旨とする。また、データベースを利用することで、約2,500カ所の商工会・商工会議所における経営支援能力の向上、年間約50,000件のマル経融資の迅速化、年間約520万回行われている経営指導を通じた小規模企業のIT化促進等を図る。	○ 平成21年度	○ 商工会等によるデータベースを活用した経営指導等を受けた企業等に対する調査

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(9) 小規模事業対策推進事業（補助）	○ ・国が全国約2,500カ所の商工会・商工会議所等の経営指導力の向上を図ることで、これら商工会・商工会議所等が支援事業に対する多くのニーズに対応し、より多くの企業に対し支援を行い、できるだけ多くの小規模企業が売上げや従業員数等の拡大を実現することにより全国378万社の小規模事業者の経営基盤の強化に寄与。	○ 平成21年度	○ ・事業終了後、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じ、CS調査の実施や外部専門家による評価委員会開催などにより各事業の取組みを行った商工会・商工会議所等の状況の把握を行うこととする。
	(13) JAPANブランド戦略展開支援事業（委託・補助）	△ 海外のマーケティングに基づき育成したJAPANブランドの商品を、海外見本市への出展やバイヤーとのマッチング等に展開して、具体的な販路開拓活動を必ず行うことにより、地域中小企業の輸出促進に寄与。	○ 平成21年度	○ ・個別支援事業については、毎年度、全国事務局において、各地の売上高、雇用者数、販売額等のデータ収集を行い、外部専門家による評価委員会開催などにより各地プロジェクトの取組状況の評価を行うこととする。また、全体支援事業についても、海外見本市や商談会における成約率等を事後評価して、見本市の出展先や商談会のセッティング等の改善につなげる。
	(14) 小規模事業者経営改善資金融資事業	△ 小規模事業者の経営力・生産性の向上を促進し、もって経営改善を図る。	○ 平成21年度	○ 貸付企業への調査等、国民生活金融公庫の実績統計資料に基づき運用状況を計測
	(15) 新事業活動促進支援補助金（補助）	○ 中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を目指す。  ＜新連携型＞ 新連携計画の認定件数150件、新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度80%を目指し、認定件数の増加と認定計画の着実な事業化達成を促進することにより、中小企業による新連携への取組を一層進め、中小企業の新事業活動の促進を図る。  ＜地域資源活用型＞ 地域資源活用計画の認定目標件数は300件としており、これにより、地域中小企業発の売れる商品や地域発のブランドの構築を多く実現することを目指し、中小企業、組合等による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売の取組を支援する。  ＜農商工等連携型＞ 農商工等連携事業計画の認定目標件数は100件（制度創設（平成20年度）から5年間で500件）としており、これにより、中小商工業者等と農林漁業者の連携により創出される新商品・新サービスの開発等の事業化・市場化を支援する。	○ 平成21年度	○ 地方局（認定権限者は地方局長）からの認定等状況報告・現地調査、市場志向型ハンズオン支援事業の受託機関からの事業化・市場化状況報告・現地調査、認定企業に対するアンケート調査を実施する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(17) 市場志向型ハンズオン支援事業（委託）	○ ○成功事例の創出による地域経済の活性化 ひとつでも多くの成功事例を創出し、地域経済の活性化に寄与する。 具体的には、認定事例に対するフォローアップ支援を徹底することにより、その80%以上が計画期間内に事業化を達成することを目指す。	○ 平成21年度	○ 実施期間において、定期的（四半期毎）に支援実施状況の調査、集計、公表を行う。
	(20) 経営力向上・事業承継等支援体制構築事業（委託）	○ （１）全国の地域力連携拠点において、小規模企業等が直面している種々の経営課題に関する経営相談を年10万件実施する。 （２）そのうち1万件程度を専門家派遣等で重点支援する。	○ 平成21年度	○ （１）全国の地域力連携拠点から「事業実施報告書」を徴求し確認。 （２）ユーザーである小規模事業者等へのアンケートによる把握。
	(23) 川上・川下ネットワーク構築支援事業（委託）	△ 中小企業に対する直接的な効果や川下が提供する製品の競争力強化に加え、高度化された「基盤技術」が、他の技術や他の産業波及的に効果を及ぼし市場を連鎖的に形成していくことや、中小企業が成長し、よりインパクトの大きい経済活動が営まれることが期待できる。	○ 平成21年度	○ 短期的には、川上中小企業と川下企業の共同研究開発や技術提携、新たな取り組みの開始や川上中小企業の販路開拓が実現することがあげられ、それらの件数がひとつの指標となる。
	(28) 社会課題対応等中小商業再生施設整備事業	○ 採光性に優れ環境に配慮した省エネ型アーケードや高齢者等が安心して買い物ができるバリアフリー型カラー舗装等の商業基盤施設整備事業に対し支援を行い、来街者の増加など地域の商業活性化を図ると共に、全国にモデル的な事例となる商店街等を創出する。 また、本補助金を活用した事業者においては、各々で設定した数値目標及び目標時期に基づき、来街者数、施設利用率（数）等の向上を図る。	○ 平成22年度	○ 本補助事業を活用した事業者に対し、事業完了後5年間は当該事業による商店街等活性化の効果についての報告を義務づけている。
	(29) 社会課題対応等中小商業再生支援事業	○ 省エネ型街路灯の設置、来街者の安全・安心に配慮した防犯カメラの設置等のハード事業、空き店舗を活用した育児施設や高齢者のコミュニティ施設の設置・運営、商店街全体の運営管理やマネジメント人材の育成等のソフト事業に対し支援を行い、来街者の増加など地域の商業活性化を図ると共に、全国にモデル的な事例となる商店街等を創出する。 また、本補助金を活用した事業者においては、各々で設定した数値目標及び目標時期に基づき、来街者数、施設利用率（数）等の向上を図る。	○ 平成22年度	○ 本補助事業を活用した事業者に対し、事業完了後5年間は当該事業による商店街等活性化の効果についての報告を義務づけている。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特性
	(34) 戦略的技術支援事業 (委託)	<p>○ ①地域イノベーション創出研究開発事業 ・研究開発終了後3年後における成果の事業化達成率40%以上。 ・ただし「低炭素枠（仮称）」に関しては、上記に加えて、実証実験の結果2020年までの（当該地域として）エネルギー効率改善（又はCO2削減効果）。</p> <p>②戦略的基盤技術高度化支援事業 潜在的な中小企業の研究開発計画や新たな研究開発意欲を引き出して、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づいて認定される特定研究開発等計画の数の増加に結び付け、革新的かつハイリスクな研究開発等を促進させることで、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出に資する。</p>	○ 平成21年度	○ ・研究開発及び実証実験に関しては、実施者からの研究成果報告書に基づき第三者評価を実施。さらに事業終了後10年間は毎年度フォローアップ調査（共通指標である論文数、論文の被引用件数、特許（出願）件数、特許実施件数、ライセンス供与件数、取得ライセンス件数を含む）を実施し、研究開発状況及び事業化計画に対する自己評価、事業化の進捗状況・成果の波及効果については定期的に公表。 ・研究開発の特許出願件数 ・研究開発の事業化件数
22	経営安定・取引の適正化 (1) 中小企業取引適正化対策事業（委託）	△ ○下請取引改善事業 下請代金法の周知・徹底、理解の増進を図ることにより、適正な下請取引関係の構築を促すことを目標とする。  ○下請かけこみ寺事業 本事業は、全国48箇所の「下請かけこみ寺」が、相談、ADR、ガイドライン普及啓発等の「下請適正取引の推進」に資する業務に取り組むことにより、大企業の成長の成果を下請中小企業に波及させ、中小企業の体質強化を促すことを目標とする。 目標とすべき具体的な指標は、各業務毎に、①相談件数、②ADR件数、③ガイドライン説明会の開催数等が定量的な指標として、また、①相談内容及び顛末、②ADRの成約状況、③ガイドライン説明会における受講者の声等が定性的な指標として考えられる。	○ 平成22年度	○ ○下請取引改善事業 違反行為の未然防止や違反件数の減少を目指す。副次的効果として、取引に係る重要事項は親事業者と下請事業者において十分な協議を経て決定するという事業環境が整備され、下請適正取引の推進に寄与することが期待される。  ○下請かけこみ寺事業 ①個別の事案毎に作成する相談カードを、全国の「下請かけこみ寺」から毎月本部に送付。 ②ADRに関しては、本部で一括して管理をおこなうため、本部はリアルタイムで全国のADRの顛末を把握することが可能。 ③ガイドライン普及啓発に関しては、業種別説明会の開催回数その他、受講者数、受講者の属性（業種、役職等）の把握が可能。また、ガイドラインのフォローアップや、説明会の後に受講者との意見交換やアンケート調査を通じた生の声を聴取することとしている。
23	まちづくりの推進			



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特性
	(1) 戦略的 中心市街地商業 等活性化支援 事業費補助金 (補助金)	○ 基本計画に基づく中心市街地において、民間事業者又は商店街振興組合等が行う商業活性化事業への補助を通じて、中心市街地がにぎわいを取り戻すことを目指す。 具体的には、市町村が基本計画において記載された指標のうち、基本計画の期間内に補助事業の内容に応じた当該市町村の計画上の目標が達成されることを目指す。	○ 平成21年度	○ 基本計画毎に目標数値が異なっていることから、基本計画の認定を受けた市町村における進捗状況を把握する等、本事業の効果を検証する。
	(3) 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業（委託）	○ 施策のアウトカムとして、平成18年度に改正された中心市街地活性化法施行から3年にあたる21年度までに、100の基本計画の認定を目標とする。	○ 平成21年度	○ 基本計画の認定を受けた自治体の現況に対する調査
24	地域経済の活性化の推進			
	(1) 地域経済産業活性化対策調査（委託）	△ 地域経済の活性化に向けた取組を加速させ、自立的発展基盤の強化を図り、地域格差の是正を図る。	○ 平成22年度	△
	(4) 産業クラスター計画補助事業（補助金）	○ 産学官の人的ネットワークの形成を一層促進するとともに、商談会での成約率の向上、ベンチャー企業等の上場支援など、具体的な新事業の創出に直結する事業化支援機能の強化を行い、産業クラスター計画第Ⅱ期（平成18～22年度）の5年間で、4万件の新事業・新産業を創出する。	○ 平成23年度	○ 毎年、産業クラスター会員企業及び各プロジェクトに対して、アンケート調査・ヒアリングを実施し、プロジェクト毎に満足度、期待度、新事業創出等の成果、及び第Ⅲ期以降の自律発展期に向けた支援サービスの拡充、コア企業比率の向上、会費制導入の状況等を把握する。
	(5) 地域イノベーション協創プログラム（補助・交付）	○ (1) 地域における研究機関同士の協働体制を整備・強化し、企業の技術シーズの発掘から実用化までをワンストップで支援する体制を構築すること。 地域の特徴や強みを活かし、地域産業の競争力強化や新産業創出による産業構造改革などを目指して産学官連携活動が行われる「地域中核産学官連携拠点」や、世界トップクラスの質と規模の研究者、研究インフラ等が集積し、多様な分野や融合領域において産学官連携活動が行われる「グローバル産学官連携拠点」の形成が進むこと。 これまで産学連携活動が不十分であった大学においても、技術シーズ等の大学の資源を戦略的に活用するための体制作りが進むこと。 (2) ・研究開発終了後3年後における成果の事業化達成率25%以上	○ 平成22年度	○ (1) 地域の主要な研究機関等のイノベーション創出共同体運営協議会への参加状況・活動状況の毎年度調査を実施する。同時に利用者による満足度評価の実施、公表等を行い、共同体同士の競争を促し、各研究機関の意識改革を促す。  ○ 産業構造審議会における中間評価：平成22年度、事後評価：平成25年度 (2) 研究開発に関しては、実施者からの研究成果報告書に基づき第三者評価を実施。さらに、事業終了後5年間は毎年度フォローアップ調査（特許（出願）件数、ライセンス供与件数、取得ライセンス件数を含む）を実施。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(6) 地域新事業創出発展基盤促進委託事業（委託）	△ S B（ソーシャルビジネス）の認知度向上を図るとともに、社会的課題の解決に取り組む多様な事業体のネットワークを作ることで、新たなS B事業体の創出を図る。S B事業者や関連支援機関による自立化を図る。また、特に地域毎のブロック協議会については、自立後もワンストップによるS B支援機能や資金・人材等の調達供給・マッチング機能を提供できるよう関連支援機関とのネットワーキングや事業基盤の強化を図る。	○ 平成22年度	△
	(7) 地域新事業創出発展基盤促進補助事業（補助）	△ 地域における社会的課題の解決に至っていない地域において、自立的持続的モデルを構築するとともに、中間支援機関を含めたS B事業者が相互に連携・協働することにより更に質の高いモデルを目指す。これらの支援事業の結果、S Bに携わる団体・事業者の創出を促し、特に近年注目される高齢者対策、環境対策、都市農村交流なども含めた社会的課題が解決され、またビジネスの手法によることで地域における雇用創出にも繋がり、ひいては地域の活性化に寄与する。	○ 平成22年度	△
	(8) 地域企業立地促進等委託事業（委託）	△ 事業者や自治体が抱える立地に関する諸問題を解決し、迅速かつ円滑な企業立地の実現に寄与することを目指す。立地に関する情報提供から手続面までの広範囲においてワンストップサービス化を目指す。地域の産業立地環境の向上に向けた取組を支援し、地域のそれぞれの強みを活かした産業集積の形成、雇用創出、地域間格差是正を図り、ひいては我が国産業の国際競争力の強化につなげる。	○ 平成22年度	△
	(9) 地域企業立地促進等補助事業（補助）	△ 我が国国内の立地環境を整備し、企業立地の促進を通じた産業集積の形成のみならず、雇用の創出や地域間格差の是正を図り、地域が自立的・持続的に成長できるような基盤を確立する。	○ 平成22年度	△

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(14) 工業用水道事業費補助金（補助金）	△ 1) 製造業に起因する地盤沈下の防止による国土保全 工業用水法に基づく地盤沈下指定地域において地方公共団体が実施する工業用水道の整備及び当該地域における建設後30年以上経過した施設の改築の促進 2) 産業基盤の整備による地域経済の活性化 地方公共団体が策定している企業誘致計画等に基づいた工業用水道事業計画の促進及び、安定した工業用水を供給するための改築の促進	○ 平成22年度	○ 毎年度の実績の積み上げ、工業用水道事業法第23条によって徴収された報告及び環境省作成の「全国の地盤沈下地域の概況」並びに経済産業省作成の「工業統計表」等を用いている。  計測指標 工業用水道事業数及び補助事業の累積数（単位：件数） 地盤沈下指定地域の地盤沈下状況（単位：cm）
	(15) 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金（補助）	△ 本補助金により整備された施設及び機器の使用等が進むことにより各地域において策定した基本計画の目標（立地企業数、雇用量等）の達成に貢献を果たすこと。	○ 平成22年度	○ 共用施設整備後一定年経過した時点において、当該整備効果調査を実施する。 具体的には、本事業実施地域における立地企業数、鉱工業生産額及び雇用量について本事業実施前と比較対比し、その増減割合をもって効果測定を行う。

5. エネルギー・環境政策

25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保

(2) 内外石油安定供給対策調査（委託）	△	石油・天然ガスの安定供給を確保等に対応した施策の立案につなげる。	○ 平成21年度	○ アウトプット：個々の調査研究の成果を活用状況（石油資源の安定供給確保につながる政策の立案）。 アウトカム：調査成果を基にした施策立案や石油資源の安定供給への貢献。
(3) 石油産業情報化推進調査（委託）	△	統計のユーザーが、日本国内の石油需給動向を把握することができる。	○ 平成21年度	△
(5) 国内石油天然ガス基礎調査（委託）	○	開発会社の探鉱投資リスクを低減させ、より可能性の高い地域へ集中的・効率的・計画的な探鉱活動を促進させる事が可能となる。  目標 三次元物理探査船の操業にかかる技術移転：4年間で日本人化100%	○ 平成21年度	○ 三次元基礎物理探査に関しては、年間の調査目標面積を設定し、その調査実績により事業のモニタリングを行う。 また三次元物理探査船の操業実績により事業の進捗を把握する。
(6) 石油天然ガス資産評価調査等委託費（委託費）	△	「エネルギー安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を両立した開発関連資産処分による我が国財政の健全化とエネルギー安全保障の実現。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
(8) 天然ガス探鉱費補助金（補助）	△	我が国天然ガス資源の合理的な開発に資する。	○ 平成21年度	○ 本事業において生産につながった天然ガス資源は、生産開始後5年間にわたり納付金制度の適用を受けるため、この報告によりモニタリングを行う。あわせて、事業者の活動実績等の報告によりモニタリングを行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(9) 産油国開発支援協力事業（補助金）	△ 産油国政府等に我が国の具体的な貢献を認知・評価させ、産油国における我が国のプレゼンスを増大させ、産油国とのパートナーシップ構築など、我が国のエネルギー安定供給に資する産油・産ガス国との関係強化を図ること。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	(10) 産油国研修事業（補助金）	△ 産油国政府等に我が国の具体的な貢献を認知・評価させ、産油国における我が国のプレゼンスを増大させ、産油国とのパートナーシップ構築など、我が国のエネルギー安定供給に資する産油・産ガス国との関係強化を図ること。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	(11) 産油国産業協力等事業（補助金）	△ 産油国政府等に我が国の具体的な貢献を認知・評価させ、産油国における我が国のプレゼンスを増大させ、産油国とのパートナーシップ構築など、我が国のエネルギー安定供給に資する産油・産ガス国との関係強化を図ること。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	(12) 産油国投資促進事業（委託費）	△ 本事業の実施により、産油国政府等に我が国の具体的な貢献を認知・評価させ、産油国における我が国のプレゼンスを増大させ、産油国とのパートナーシップ構築など、我が国のエネルギー安定供給に資する産油・産ガス国との関係強化を図ること。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	(20) 産油国石油精製技術等対策事業費補助金（産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業及び国際石油交流促進事業に係るものに限る）（補助）	△ 原油の安定供給確保を目的とした友好関係の構築、維持強化、産油国国営石油会社幹部へ本活動の認知度の向上を図る。当該事業は、国内のガソリンや灯油等の燃料油、ナフサや方向族単価水素等の石油価額原料の安定供給確保も担うことになり、社会全般に対して多大な影響を及ぼす。	○ 平成21年度	○ 研修事業：研修後の受講者等の社会的動向を把握することによりその有効性を示す。 技術協力事業：本事業の相手国における認知度、発展性等を示すものとして、相手国における報道や移転技術に関する相手国の利用動向評価等をフォローし、本事業の有効性を示す。
	(21) 石油環境対策基盤等整備事業（補助）	△ 石油産業、プラントメーカー、触媒メーカー、機器メーカー等において、技術課題の効率的な解決や新たな技術開発の取組、新たな事業展開に活用され、その実用化を通じて石油の安定的な供給確保を図る。	○ 平成21年度	○ (1) 外部有識者からなる研究調査分野ごとの委員会を設置し、各事業の達成度や効果を評価する。 (2) 広く国民からの意見（パブリックコメント）を募集し、国民のニーズに応えるよう事業に反映させる。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(22) コンビナート連携石油安定供給対策事業費補助金（補助）	○ 石油の安定供給、石油資源の有効活用及び地球温暖化防止対策等に大きく貢献する。 ◇主要指標 ・原油処理量削減50万キロリットル／年 （我が国平均規模製油所における年間原油処理量の7%相当） ・採択を受けた製油所における主力製品の製造コスト3%減	○ 平成21年度	○ 年1回程度、関係者からヒアリングによる調査を実施し、事業の達成度・効果について評価を行う。
	(24) 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金（補助）	△ 大規模な油流出事故が発生した場合、最寄りの基地から油防除資機材の貸出や技術的な指導等を行い、迅速な処理により被害の拡大を防止する。	○ 平成21年度	△
	(25) 国家備蓄石油増強対策事業費	○ 約5,100万KL（約99日分）の国家備蓄石油の備蓄数量を実現。	○ 平成21年度	△
	(28) 国家備蓄石油管理等委託費（委託）	△ 国家備蓄石油の安全かつ効率的な管理や緊急時の機動的な備蓄石油の放出等。	○ 平成21年度	○ 国家備蓄数量のモニタリング（国家備蓄石油の数量報告月1回）
	(29) 石油備蓄事業補給金（補給金）	△ 民間タンクを利用している国家備蓄石油の安全かつ効率的な管理	○ 平成21年度	○ 国家備蓄石油の管理委託をしている（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から、民間タンク貸し出し会社の国家備蓄石油の管理状況について、毎月、報告を受けている。
	(32) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（利子補給金）	○ 石油精製業者等の民間備蓄が円滑に進むことによって、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に定めるところの、常時、70日分以上の備蓄義務の確保に資するものである。	○ 平成21年度	△
	(33) 石油貯蔵施設立地対策等交付金（交付金）  (34) 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金（交付金）	△ 石油備蓄基地の建設・維持を円滑に進めていく。	○ 平成21年度	○ 個別の事業毎に、事業者（自治体）による事後評価を平成19年度事業から実施。
	(35) 産油国石油安定供給基盤強化事業費補助金（補助）	△ 原油の一層の安定調達に寄与する特定の原油について、安定的に輸入が行われるようになること。	○ 平成21年度	○ 事業者に対する利用動向調査

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(37)緊急時対策整備事業(委託)	△ 我が国への石油の大幅な供給不足が生じる場合においても、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、ITを活用した効果的かつ効率的な割当配給制度を構築する。	○ 平成21年度	○ ○ITを用いた割当・配給制度を構築し、平時にはテスト環境の維持に努め、本番システムは保持しない体制を整える。 ○上記制度が問題なく運用されることを確認した上で、紙製切符を破棄する。
	(38)石油製品市況調査(委託)	△ 石油製品価格を調査し、公表することにより、同価格がベンチマークとして活用され、石油流通の透明性が高まり、公正かつ自由な競争環境の整備に資する。	○ 平成21年度	○ ○小売市況調査(月次) ○小売市況調査(週次) ○卸価格調査(月次) ○非SS灯油小売調査(月次) ○産業用燃料納入価格(月次) ○国際市況調査
	(42)石油製品品質確保事業費補助金(補助)	△ バイオ燃料の本格的な導入に伴い、脱税等の観点から、品確法上の規格を外れた石油製品を販売する事業者の増加が見込まれているところであり、品確法の運用強化、品確法の改正等と共に本事業を実施し、引き続き石油製品の適正な品質を確保する。	○ 平成21年度	○ ・試買分析件数 ・品質違反件数
	(43)構造改善円滑化事業(補助)	△ 1.石油販売業者経営高度化調査・実現化事業 収益の多様化等経営基盤の強化を目指す石油製品販売業者の増加を図る。 2.事業環境整備等支援事業 (1)地域事業環境整備支援事業 給油所への理解・認知度を向上させる。 (2)災害対応型給油所普及事業 災害対応型給油所の普及を図る。	○ 平成21年度	○ 1.石油販売業者経営高度化調査・実現化事業 事業件数 2.事業環境整備等支援事業 (1)地域事業環境整備支援事業 事業実施組合数 (2)災害対応型給油所普及事業 災害対応型給油所設置件数

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(44) 石油製品流通合理化支援事業	△ ①地域毎の流通合理化のあり方に関する調査 地域ごとの実態に即した石油製品の流通合理化に向けた具体的な検討等、関係者間の合意形成に向けた取り組みを支援。 ②流通合理化に向けた設備投資等に関する支援 石油事業者等による共同タンクの建設、共同配送のためのローリー取得、ドラム缶配送からコンテナ配送への転換のための投資等、必要な設備投資等に対して支援。 事業者に応じて、補助率を1/2から2/3、3/4に引き上げる。	○ 平成21年度	○ 合意形成の調査の中に具体的方策と実施時期を明記。 設備等の完成後、3年間コスト等の状況について報告を求める。
	(47) 環境対応型石油製品販売業支援事業(補助)	△ 土壌の環境保全や給油所周辺地域の大气環境保全等が促進される。	○ 平成21年度	○ 検知検査等実施件数及び漏洩事故発生件数等の推移の把握。
	(48) 土壌汚染環境保全対策事業(補助)	△ 土壌汚染の未然防止を図り、もって漏洩事故発生件数を抑制する。	○ 平成21年度	○ 一重殻タンク及び配管の入換数(補助事業実施件数)及び漏洩事故発生件数等の推移の把握。
	(50) 石油製品需給適正化調査委託費(石油ガス流通合理化対策調査)	△ ・LPガス卸売事業者、LPガス販売事業者の経営実態等の把握をすることにより、今後の施策立案に活用する。 ・流通段階における合理化方策を提示する。 ・LPガス小売価格等の把握及び公表をすることにより、販売事業者間の価格競争の促進が図られ、消費者が販売事業者を選択する際の判断材料として提供する。 ・LPガスの取引の適性化が一層促進される。 ・配送・輸送コストの軽減及び配送員の負担を軽減することができる。 ・LPガス自動車の普及促進に貢献する。	○ 平成21年度	○ ・LPガスの流通実態、販売事業者の経営実態を把握するための各種調査(アンケート等)実績 ・消費者への情報提供を行った(パンフレット配布枚数等)実績
	(51) 石油ガス流通対策事業費補助金(石油ガス販売事業者構造改善支援事業)	△ ・消費者相談・普及事業 LPガス販売事業者の構造改善を図る。 ・構造改善推進事業 地域社会における信用力の向上を図りつつLPガス販売事業者の構造改善を推進し、経営基盤の強化・合理化等を図り、もってLPガスの安定供給の確保を図る。	○ 平成21年度	○ ・消費者相談・普及事業 LPガス消費者等からの相談や問い合わせ等の件数、内容の整理 ・構造改善推進事業 構造改善事業実施者に対するアンケート
	(53) 石油ガス流通対策事業費補助金(LPガス自動車等導入促進対策事業)	△ LPガス自動車の普及促進が図られ、一定の普及率を超えれば自動車製造者が量産化し、更なる加速的普及を目標とする。これにより、自動車燃料の多様化、LPガスの安定供給の確保及び省エネルギー化・地球温暖化防止に資することが期待される。	○ 平成21年度	○ LPガス自動車の普及台数、LPガス自動車用スタンドの件数

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(54) 石油ガス流通対策事業費補助金（石油ガス配送合理化推進事業）	△ 充てんコスト及び配送コストを削減する、LPGガス販売価格の低下に寄与する、LPGガスの安定供給を確保すること等を図る。	○ 平成21年度	○ 充てん所の統廃合の件数
	(57) 石油ガス国家備蓄基地建設委託費	○ 現在建設中の波方石油ガス国家備蓄基地及び倉敷石油ガス国家備蓄基地について、平成24年度を完成目標とし建設を進める。当該2基地が完成すると、既に完成している地上3基地と合わせて、合計150万トンの国家備蓄体制が整備されることとなり、既に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく50日備蓄を達成している民間備蓄と合わせ石油ガスの安定供給確保の一層の強化が図られる。	○ 平成21年度	△
	(60) 国家備蓄石油管理等委託費（LPG分）	△ 完成済みの石油ガス国家備蓄基地の管理・運営等を円滑に行うことにより、石油ガスの安定供給の確保に資する。	○ 平成21年度	△
	(63) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（LPG分）	○ 石油ガス会社に利子補給を行うことにより、民間備蓄義務日数（50日分）の履行に資することとなる。	○ 平成21年度	△
	(66) 海外炭開発高度化等調査（補助）	△ 各種調査や情報収集・交換事業で得られた結果を活用し、我が国民間企業の投資、開発を促進する。また、政府間政策対話、要人との会談の場において、相手国政府に必要な環境改善の申し入れ等を行い、石炭の日本への安定供給を図る。	○ 平成21年度	○ 本事業は調査結果を基にした分析とその活用が目的であり、一元的に数値化し評価することは困難。年に1回ずつ公開で開かれる、中間報告会と事業報告会において傍聴者からアンケートを実施。その有用性と改善案等を収集。
	(68) 産炭国石炭産業高度化事業（補助）	○ ・炭鉱技術の移転により、対象国における石炭生産の能率を改善し、平成13年度比で約2倍に向上させることを目標とする。 ・併せて、対象国における石炭の生産量の更なる増大とそれに伴う対日輸出量の増加を目標とする。 ・また、対象国における炭鉱での事故災害率の更なる低減についても目標とする。 ・定量的な成果以外にも、研修で修得された「ゼロ災害・ゼロ故障」、「保安第一・生産第二」などの保安理念や、災害防止運動が対象国において浸透することを目的とする。	○ 平成21年度	○ ・対象国実施機関との間で実施計画書を作成し、その下に運営委員会を設置して、毎年、同委員会において相手国の石炭生産量等の情報提供を求めている。また、相手国における炭鉱の生産・保安面に効果的に活用されているかについても、相手国実施機関と共同して、研修生派遣元企業から直接聞き取り調査を行う等により効果検証を行うこととしている。



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
(69) 国際資源開発人材育成事業委託費(委託)	△	我が国の資源開発人材を積極的に育成することにより、石油・天然ガス、石炭等の国際的な資源獲得競争において、我が国が優位な立場で交渉することが可能となり、ひいては我が国のエネルギー安全保障の強化につながる。	○ 平成21年度	○ ・教育プログラムの開発・実証を行う大学、大学院からのヒアリング ・実証プログラムを受講した学生からのヒアリング ・コンソーシアム参加者からのヒアリング
(70) 極限海域における海洋構造物の基礎調査研究(委託)	△	海洋構造物の建設経費の削減や安全性の向上に資するとともに、極限海域での石油掘削リグ等の海洋構造物への利用等に寄与するとともに、最終的には施策全体の目標である石油等の自主開発比率の増加に貢献することができる。また、沖ノ鳥島及びその排他的経済水域を確保するための経済活動として、国際的な認知を高めることができる。	○ 平成21年度	○ 暴露試験により得られた試験体の腐食状況等を点検・評価することにより、構造部材の適用可能性等について評価を行うとともに、各年度数回程度開催される学識経験者や民間企業等から構成される委員会において、その結果を審議し成果を取りまとめる。
(71) 大水深域における石油資源等の探査技術等基礎調査(委託)	△	将来的な海洋石油資源等の開発・利用に資することを目標としており、最終的には、施策全体の目標である石油等の自主開発比率の増加に貢献することができる。	○ 平成21年度	○ 学識経験者や民間会社等からなる大水深探査技術検討委員会等の中で、得られた調査結果について検討を行い、今後の効率的な調査を進めていくため、適宜調査内容の見直しを図り、調査を実施していく。最終的には、平成24年度(終期年度)までには、必要なデータ等を収集し、資源ポテンシャルの評価を行う。
(73) 国際石油需給体制等調査研究等委託費	△	各国のエネルギー情勢やエネルギー政策等についての調査・分析結果を我が国のエネルギー政策の企画立案に役立てるとともに、国際会議におけるアジェンダ設定や発言力確保に役立てる。また、その成果を、平成21年度に我が国で開催予定のフォーラム等の場で発信していく。	○ 平成21年度	○ 各国のエネルギー情勢やエネルギー政策等についての月例報告書やフォーラム等での確認。
(75) 国際エネルギー機関拠出金	△	①石油供給危機時に両国とIEA加盟国による共同石油備蓄放出が可能となるような枠組みの構築を目指す。 ②原油市場の透明性向上を目指す。	○ 平成21年度	○ ・緊急時対応ワークショップの結果概要 ・IEA閣僚理事会等において、上流投資動向、各国の原油価格対策等の報告、IEA事務局による各国際会議での発言、コミュニケへの反映等の確認
(76) 地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助事業(補助)	○	地方都市ガス事業者の熱量変更作業を2010年度までに100%完了させる。またCOを含む16事業者については2009年度中に高カロリー化を100%完了させる。これにより需要家の利便性の拡大安全性の向上を図るとともに、エネルギー供給基盤の強化を図る。	○ 平成21年度	○ 熱量変更完了件数(事業者数、需要家件数)

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(77) 経年埋設内管対策費補助事業（補助）	○ 2015年度までに保安上重要建物についての経年内管改善を完了させることにより、安全な都市ガスの供給環境の実現を図る。	○ 平成21年度	○ 経年内管の改善本数及び残存本数により確認を行う。
	(79) 中東等産油国投資等促進事業	△ 中東等産油国から強く要望されている、我が国からの直接投資の促進や技術・ノウハウなどの移転、人材育成及び双方向の投資促進等により、これらの国との関係の強化を図り、石油・天然ガスの安定供給の確保を達成する。	○ 平成21年度	○ 短期的・直接的な指標としては、本事業によって事業化された直接投資や技術提携の件数によって効果を測定する。中長期的には、産油国との重層的な関係強化の進展度合いによって効果を測定する。
	(80) 中東産油国原油供給長期安定化事業	△ 中東産油国と日本の企業間の双方向のビジネス交流を促進することにより、中東産油国との重層的な経済関係を構築し、もって石油の安定確保を実現する。	○ 平成21年度	○ 中東産油国と日本の双方向のビジネス交流の進展度合いによって効果を測定する。
	(84) 石油精製物質適正評価調査	△ 国内で流通量の多い石油精製物質等について、発がん性、変異原性、生殖毒性の閾値に関する研究の現状及び国内外における発がん物質の規制に関する動向について整理し、これら3項目の有害性情報を収集・整理する。得られた情報は、平成21年度に見直しが見込まれている「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を通じた適切な化学物質規制に活用する。	○ 平成21年度	○ 本事業では5年間で約120物質の有害性情報を試験によって取得することとしており、試験実施物質数で達成状況を確認する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(85) 石油精製業保安対策委託費（委託）	△ 平成21年度に発生した高圧ガス保安法関係の主な事故について、現地調査を含む事故調査解析によって得られた事故原因と再発防止策に係る情報を取りまとめるとともに、平成21年度に発生した事故の情報を解析してデータベース化し、平成21年度末に公表し関係者に提供する。これらの成果物は、原子力安全・保安院における高圧ガス保安政策の策定、各都道府県における事業者に対する指導、各事業者における自社内の保安体制の整備のための参考となる。また、FRP製水素用貯槽の設計基準に関する調査研究など、高圧ガス保安法の関係省令等改正のための技術基準原案の策定を行う。	○ 平成21年度	○ 高圧ガス保安法に基づく許可申請や届出における新技術基準適用件数をもって、当該技術基準がどれだけ事業者の経済活動における保安確保に貢献しているかをモニタリングする。また、公表した事故情報やデータベースに蓄積された事故解析へのアクセス件数をもって、当該事業がどれだけ再発防止策の横展開に貢献しているかを計測する。
	(89) 次世代保安向上技術調査事業（委託）	△ ①保安技術調査 ガス導管の保安レベルの飛躍的向上を図ることが期待される。 ②地震対策技術等調査（長柱座屈メカニズムの解明） 地震に強い導管網を実現するとともに、地震の際の早期復旧体制が確立できる。本事業を実施することにより、天然ガスの安定供給化に貢献し、ひいては我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図り、もって石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する施策目的である「燃料技術開発プログラム」に貢献する。	○ 平成21年度	○ ①保安技術調査については、異業種の技術シーズが十分に抽出・整理等がされていることを確認する。 ②地震対策技術調査については、ガイドライン等が完成し、ガス業界内へ周知・徹底されていることを確認する。
	(90) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業（委託）	○ 【1】技術開発等事業 ＜集中監視による液化石油ガス燃焼器自動識別システムの開発＞ CO中毒事故の未然防止及び販売事業者による迅速な保安業務の実施を図る。 ＜バルク貯槽20年検査体制導入整備調査研究＞ 平成27年から開始される20年後の法定検査の円滑な実施を図る。 【2】技術指導普及事業 今後の事故再発防止を図る。 【3】技術開発機器等安全普及促進事業 LP事故の低減、特にB級事故（死亡事故等）以上の撲滅を図る。	○ 平成21年度	○ 各都道府県の液化石油ガス販売事業者に対し、保安業務指導、法令指導、一酸化炭素中毒事故防止技術、設備工事施工・維持管理技術及びバルク供給技術等の保安に関する講習会を実施し、本講習会終了後に受講者に対し、アンケート調査を実施し、保安業務について理解が乏しい内容を抽出し、必要に応じて個別指導を実施する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(5) 東アジア低炭素技術普及研究事業(委託)	<p>△ ① クリーン・コール・テクノロジーの普及事業 石炭の安定供給確保が図られ、石炭価格の高騰を防止する効果を認識し、積極的なクリーン・コール・テクノロジーの移転を促進することができるようになる。</p> <p>② 持続可能なバイオマス製造・利用の促進 政策提言をエネルギー大臣会合等に通すことで、各国が着実に当該政策提言を踏まえ、政策を策定、実施するよう促していくことが可能となる。</p>	○ 平成24年度	<p>○ ① クリーン・コール・テクノロジーの普及事業 国際シンポジウム等の機会を通じてアンケート調査や各国のプロジェクト関係者からのヒアリングを実施。</p> <p>② 持続可能なバイオマス製造・利用の促進 エネルギー大臣会合等において提出される政策提言において調査国の状況を踏まえた適切な対応策が提言されていることを指標とする。</p>
	(6) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業(補助)	○ エネルギー源の多様化を図るとともに、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日改定)において示された「産業部門における今後の削減目標としては、2005年度実績より、2010年度末に向けて、25～29百万t-CO <sub>2</sub> 」のCO <sub>2</sub> 排出量削減達成に資する。	○ 平成24年度	○ 本事業開始からの本事業による産業部門の天然ガス転換及びこれに伴うCO <sub>2</sub> 排出削減量の推移
	(9) 天然ガス等利用設備資金利子補給金事業(補給金)	△ エネルギー消費による環境負荷の低減、エネルギー需給構造の高度化に貢献すると共に、原料調達の実定性的向上により事業リスクの低減、低廉かつ安定な料金や安全性の向上等を通じて利用者の利益増進を図る。	○ 平成24年度	○ 地方都市ガス事業者における天然ガス導入状況(導入率100%に向けた進捗状況) 都市ガス事業者における設備投資に係る資金調達の状況(安定的な調達に向けて必要な設備更新増設が行われているか)
	(10) 天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助事業(補助)	△ CO <sub>2</sub> 削減効果の高いエネルギー面的利用モデルを定義し、都市の省エネルギー、省CO <sub>2</sub> 型の地域作りにむけ、広報することによって全国に普及を図る。	○ 平成24年度	○ 採択案件の省エネ・省CO <sub>2</sub> 効果測定と、普及・広報の結果として実施された中・小規模のエネルギー面的利用システム導入件数
	(16) 超低硫黄軽油導入促進事業費補助金(補助)	○ ・国内で生産される超低硫黄軽油の製造装置の導入促進を通じた軽油の超低硫黄化が目標。 ・平成15年4月、業界は自主的取組として、硫黄分50ppm以下軽油の全国的供給を開始したところであり、現在、100%の供給を達成 (2007年1月より法令上の規制値を10ppm以下に引き下げ)。	○ 平成24年度	△
	(17) 環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業費補助金(補助)	○ 二酸化炭素約10万トン、窒素酸化物約640トン、燃料約4万KLの削減が見込まれる。	○ 平成24年度	○ 石油連盟が二酸化炭素及び窒素酸化物の排出削減量を高効率器の導入後3年間モニタリングし、その結果を石油連盟ホームページ等で公表する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特性
	(18) エネルギー消費状況調査委託費(委託)	△ 我が国のエネルギー需給構造の変化に対応するため、既存統計の対象外となっている業務部門、非製造業、中小製造業等について業種横断的にエネルギーの消費状況を把握する。	-	△
	(19) エネルギー環境総合戦略調査等委託費(委託)	△ 適時適切な国民への情報提供や国のエネルギー政策の立案・遂行の円滑化が図られるという効果がある。	○ 平成24年度	○ 政府のエネルギー施策の立案・遂行に資した委託契約の本数。
	(22) 新エネルギー設備導入促進情報提供等事業	○ 地方公共団体、事業者及び一般国民等に対し、我が国のエネルギー情勢、地球温暖化問題に係る情報、新エネルギー政策に係る法制度等に関する情報及び新エネルギーの導入実績等に係る情報等を広く発信し、新エネルギー導入目標達成に向けて、各層における理解の向上を図る。  ○新エネルギー目標(2010年) 1,560万klから1,910万kl(原油換算)	○ 平成24年度	○ セミナー、シンポジウム、展示会等において、参加者に対してアンケート調査を実施し、新エネルギーへの意識変化等についてのフォローアップ調査を行う。
	(24) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(補助)	○ ある程度の導入が行われている天然ガス自動車(19年度までの普及台数は約3万4千台)について、更なる普及を目指すとともに、未だ市場が十分に確立されていないハイブリッド自動車(除く、乗用車)及び水素自動車の需要拡大を行い、京都議定書目標達成計画の達成に資することを目標とする。  ○導入目標(2010年度) 69万台から233万台	○ 平成24年度	○ それぞれの、クリーンエネルギー自動車の普及台数について毎年モニタリングを行う。
	(27) 新エネルギー等導入促進基礎調査(委託)	△ 有効な省エネ・新エネ施策を講じることで、省エネルギーのより一層の促進、エネルギー源の多様化に寄与する新エネルギーの促進に貢献する。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に委託調査評価書(報告書のレベル・委託調査の手法・委託先の能力・政策への反映状況等について事後的に評価するもの)を作成し、政策への反映状況等を確認している。
	(39) DME燃料利用設備導入促進補助金(補助)	○ 当該補助金により、平成22年度までに、年間約3万tのDME需要を創出することを目標とする。	○ 平成24年度	○ 当該補助金によりDME燃料利用設備を導入した者に対し、DMEの年間使用量を確認する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(42) 新エネルギー等導入加速化支援対策事業（補助）	<p>○ ○新エネルギー対策導入指導事業  地方自治体や民間事業者等による、地域性を考慮した地産地消型の新エネルギー等利用などの取組を評価し、「新エネ百選」として2～3年で100箇所程度の選定を行うことにより、ベストプラクティスを共有する。</p> <p>○地域新エネルギー等導入促進対策事業及び新エネルギー等事業者支援対策事業  2006年度実績で1,262万k1と1次エネルギー換算で2.2%（2006年度実績）の導入量を、京都議定書目標達成計画の実現に向けて、少なくとも2010年度の下位導入目標である1,560万k1を上回ることを目指す。</p> <p>なお、新エネルギーの導入促進方策については、RPS法があり、2010年には、122億kWhまで新エネルギー等の利用義務量を拡大し、新エネルギー等の市場の拡大を図ることとしている。このRPS法と当該支援策とが組み合わさることにより、新エネルギーの導入促進がより確実なものとなる。</p>	○ 平成24年度	○ 新エネルギー等の導入状況について、NEDO等関係機関に対してモニタリングを行う。
	(45) 民生用燃料電池導入支援補助金（補助）	○ 本事業により市場の確立及び、民間企業等による技術的な低コスト化の相乗効果により、2020年～2030年には、1kwあたり40万円未満を目指すこととしている。「長期エネルギー需給見通し」に記載されている2030年における産業用・業務部門における定置用燃料電池の導入・普及を約560万kw、家庭部門における燃料電池を含むコジェネの普及台数を約250万台を目指す。	○ 平成24年度	○ 家庭用燃料電池システムの導入状況及びシステム価格の動向について、毎年モニタリング調査を行うとともに、次年度の条件設定に反映。
27	省エネルギーの推進 (2) 省エネルギー設備導入促進情報提供等事業（委託）	○ 省エネの普及啓発を行い、2012年度を目処に白熱灯に関して代替可能な範囲で原則、電球型蛍光灯ランプへ切り替える等の省エネの設備導入等の省エネ推進を図る。	○ 平成23年度	○ 主に以下の指標を盛り込んだフォローアップ調査（効果測定）を行う。 ・イベント参加者人数 ・メディア広告認識者数 ・省エネへの意識変化

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(4) エネルギー使用合理化事業者支援補助金（補助）	△ 京都議定書の第1約束期間における目標を確実に達成するため、産業・業務・運輸の各部門の省エネを一層推進すべく、各部門の省エネに資する設備の導入を促進する。	○ 平成23年度	○ (1) 毎年度毎の採択件数、補助金額、省エネルギー量及び費用対効果について、フォローアップ調査を実施。 (2) 京都議定書目標達成計画における主な対策評価指標への設備導入における寄与度につき調査を実施。 ・複数連携による大規模省エネルギー事業省エネルギー量（原油換算）45～100万KL ・中堅中小企業（高性能工業炉）約1,000～約1,500基の導入 ・次世代コークス炉約11,000～約15,000基の導入 ・次世代コークス炉1基の導入
	(5) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金	△ 住宅・建築物における省エネルギー対策を加速化させる。また、京都議定書目標達成計画において提示された導入目標の達成に向けて、建築物におけるビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入に対して補助を行い、その普及を図る。さらに、地域において電力やガス等のエネルギーを供給する事業者が主導して地方公共団体等とともに策定した計画に基づき、省エネルギーシステムを導入する場合等に補助を行い、地域における計画的・効果的な省エネルギーへの取り組みを促進する。	○ 平成23年度	○ 当該システム導入後、NEDOに対し、3年間継続して省エネルギーに関する報告を行いモニタリングをするとともに、事業概況として、採択件数、費用対効果、削減率等を取りまとめ、公表する。
	(6) 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業補助金（補助）	○ 終期年度である平成22年度までに、①アイドリングストップ自動車及びアイドリングストップ装置については、年間6,000台程度の補助により自立的な市場の創出することを旨とする。②クリーンディーゼル乗用車については6割以上の補助利用を旨とする。その加速的な普及を図る。	○ 平成23年度	○ アイドリングストップ自動車及び装置の補助利用台数 クリーンディーゼル乗用車の補助利用台数

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(8) 省エネルギー対策導入促進事業費補助金(補助)	<p>○ 京都議定書目標達成計画において目標とされている産業分野や業務分野のエネルギー管理の徹底の達成を目標とする。本事業で提案された省エネの取組が実践されることが期待されるが、その際、必要となる設備の導入に対し、エネルギー合理化事業者支援事業(NEDO)により支援し、事業実施を確実なものとする。</p> <p>京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)における、2010年度の省エネ量(原油換算)。 (工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底(省エネルギー法等によるエネルギー管理)210万k lの内数)</p>	○ 平成23年度	○ 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)における、2010年度の省エネ量(原油換算)。
	(11) 中小商業等エネルギー使用合理化対策費補助金	△ 補助対象の中小事業者等が策定した省エネルギー実施計画を着実に実施し、その効果を検証することにより、費用対効果の高い省エネルギー対策の実例を示す。こうした実例を広く普及啓発することで、他の中小事業者等の省エネルギー対策を促進し、中小商業全体の省エネルギー及び温室効果ガス排出削減を図る。	○ 平成23年度	○ 補助対象の中小事業者等が実施する省エネルギー対策を効果検証により定量的に把握するとともに、他の中小事業者への成果の波及効果をアンケート調査等により把握する。
	(12) エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金	○ 本事業の効果として温暖化ガス削減量はCO <sub>2</sub> 換算で5900トン/年と試算。	○ 平成23年度	○ 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)における、2010年度の省エネ量(原油換算)。 高性能工業炉(80万k l)、高性能ボイラー(50万k l)
	(16) 高効率厨房機器普及促進事業費補助金(補助金)	△ L Pガス利用設備の導入により、省エネルギー対策の推進を図りつつ民生部門における地球温暖化に関する環境対策を推進する。	○ 平成23年度	○ 高効率厨房機器の普及台数。
	(17) エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費(委託)	△ 京都議定書の目標を確実に達成するとともに、地球温暖化対策の推進及び近年のエネルギー価格の国際的な高騰への対応等を踏まえ、省エネルギーを一層推進することを目標に、改正された省エネ法の運用等について検討・調査等を行い、省エネ法の適正な運用等を図る。	○ 平成23年度	○ ○定期報告のデータベース、セクター別ベンチマークの件数、共同省エネルギー事業の件数 ○工場、事業場等における判断基準の遵守状況及び立ち入り検査の件数 ○機器の判断基準の策定件数、機器の省エネルギー改善実績、省エネルギーラベル登録件数 ○各証明団体の証明発行状況のデータベース
	(18) エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備事業(委託)	△ 省エネ機器の製造に不可欠なレアメタルの調査・探鉱を行い、有望な調査結果が得られた場合はその権利を我が国企業に引き継ぐことで我が国企業による資源開発を促進するとともに、新タイプの鉱床等に適した製錬技術の評価し、レアメタルの安定供給の確保を図り、もって我が国のエネルギー需給構造の安定に資する。	○ 平成23年度	○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉱山数及びそれによる日本向け輸入(供給)実績を用いる。モニタリング方法としては委託先が実施する定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(20)省エネ型流通・物流ビジネスモデル開発調査委託費(委託)	<p>△ 1. (高省エネ型小売店舗等モデル開発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ意識及び手法の小売等事業者への浸透</li> <li>・高省エネ型サプライチェーンの構築推進による、小売業を拠点としたサプライヤー、消費者への省エネ効果の裨益</li> </ul> <p>2. (グリーン物流次世代推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国、韓国における物流のグリーン化の認知度向上(21年度)</li> <li>・中国、韓国における我が国と共同の低炭素型物流プロジェクトの促進(21、22年度)</li> <li>・実施プロジェクトから導き出された方法論のCDMへの登録(23年度)</li> </ul>	○ 平成23年度	<p>○ 1. (高省エネ型小売店舗等モデル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成済み業種別省エネマニュアルの数</li> <li>・ベストプラクティスの周知回数</li> </ul> <p>2. (グリーン物流次世代推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地企業を対象としたアンケート(送付、セミナー会場での配布等)、中国政府関係団体(中国物流購買連合会等)、韓国政府関係団体(韓国物流協会等)へのヒアリング調査を実施し、効果を分析。</li> </ul>
	(22)国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費(委託)	<p>△ 各国のエネルギー効率の改善を図り、アジアを中心とした地域のエネルギー需要の伸びを抑制し、エネルギー需給構造の改善を図る。</p> <p>また、トップランナー制度等の我が国の優れた省エネ基準制度等を普及させるとともに我が国企業の海外展開を支援することにより、家電製品等の日系企業の省エネ・新エネ機器の国際的な展開効果も期待出来る。</p>	○ 平成23年度	○ 研修生の受入人数、派遣人数、世界省エネルギー等ビジネス推進協議会への参加企業数
	(27)国際エネルギー機関拠出金	△ 先進国、途上国双方において一層の省エネ推進を図る。	○ 平成23年度	○ ・エネルギー効率指標及び省エネに関するベストプラクティスを集めた報告書の作成動向 ・それらを踏まえたIEA事務局による各国際会議での発言、コミュニケへの反映等
	(28)アジア太平洋経済協力拠出金	○ 2007年9月のAPEC首脳によるシドニー宣言で合意された「APEC域内全体で2030年までに2005年比エネルギー効率を25%改善する」ことを目標とする。	○ 平成23年度	○ ・APEC域内におけるエネルギー効率改善に関する調査研究の実施動向 ・それらを踏まえたAPECにおける各国際会議での発言、各宣言文への反映等
	(29)国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金(国際エネルギー共同利用等事業)(補助)	<p>△ 我が国のエネルギー需給の安定化を図るため、国内対策のみでなく、省エネルギーの推進をはじめ、積極的に従来にも増してアジア太平洋地域にエネルギー使用の合理化の必要性の認識を深めるよう働きかけ、地域的なエネルギー使用合理化を達成する。</p> <p>また、エネルギー大臣会合等にAPERCの研究成果を積極的にフィードバックし、首脳・閣僚レベルでの共通認識の醸成に活用していく。</p>	○ 平成23年度	○ 「域内需給見通し」の更新や講演回数、研究者の論文数、論文の被引用件数、人材育成に係る受入数等、及び域内のエネルギー需給の透明性向上につながるデータベースへのアクセス件数等。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(30) 上海国際博覧会省エネルギー促進情報提供事業委託費（委託）	△ 中国・アジア諸国のエネルギー需要の抑制と、エネルギー需給構造の改善等の効果が期待される。	○ 平成23年度	○ (1) 日本館への来場者数を日々把握する。 (2) 来場者を対象とした省エネルギーに関するアンケートを実施する。 (3) サイバー日本館の省エネルギーに関するコンテンツへのアクセス数を日々把握する。 (4) サイバー日本館へアクセスした人を対象とした省エネルギーに関するアンケートを実施する。 (5) 現地のエネルギー・環境関係専門家の視察対応件数を把握する。
	(31) 東アジア省エネルギー推進研究事業（委託）	△ ① セクター別アプローチ普及の制度的障壁調査 日本の具体的なセクター別アプローチを支える取組及びその有効性を示しつつ関係国からのコンセンサスを醸成して2013年以降の将来枠組みの国際交渉に関する日本の立場強化に貢献し、同地域の統合深化にも寄与する。 ② 省エネを始めとしたセクター別アプローチによる地球温暖化対策の推進 各国が着実に当該政策提言を踏まえ、省エネなど地球温暖化対策を実施するよう促進。 ③ 東アジア分業協力下での持続可能な製造プロセス構築に関する調査 製造技術及び分業体制における現状課題を抽出し、その結果を踏まえた国際協調政策を提言するとともに、各国が着実に当該政策提言を踏まえて地球温暖化対策を具体的に推進するよう国際共同研究を検討・提示する。 これにより東アジア地域における製造プロセスの環境・エネルギー対応を目指す。	○ 平成23年度	○ ① セクター別アプローチ普及の制度的障壁調査 調査事業の終了時期において、調査対象国におけるセクター別アプローチの制度障害要因が分析されているとともに、その分析と調査国の状況を踏まえた適切な対応策が提言されていることを指標とする。 ② 省エネを始めとしたセクター別アプローチによる地球温暖化対策の推進 東アジアサミットやエネルギー大臣会合において提出される政策提言において、調査国の状況を踏まえた適切な対応策が提言されていることを指標とする。 ③ 東アジア分業協力下での持続可能な製造プロセス構築に関する調査 論文数、論文の被引用件数、国際共同研究プロジェクトの提案数を指標とする。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		④ 鉄鋼省エネ・環境基礎調査 可能な限り多くの東アジア各国による、セクター別の省エネ目標及び実行計画の策定を目標とする。 ⑤ 道路交通セクターにおけるCO2排出量削減のための調査 中国及びインドにおけるCO2排出量削減に向けた取り組みの強化を促す。		④ 鉄鋼省エネ・環境基礎調査 東アジア各国の省エネ目標及び実行計画を日本等の先進国の水準と比較し、その効果を検証。 ⑤ 道路交通セクターにおけるCO2排出量削減のための調査 調査対象国におけるCO2排出量のポテンシャルとなるデータの整備、その分析と調査国の状況を踏まえた適切な対応策が提言されていることを指標とする。
28	原子力の推進・電力基盤の高度化			
	(6) 原子力人材育成プログラム委託費(委託)	△ 我が国原子力産業の技術、人材の両面において、必要な厚みを維持することを目標とする。大学・大学院生が、学生の間で原子力の研究や産業の現場を知り、学問・職業としての原子力分野の魅力を感じられる機会が得られるよう、環境を整備する。また、大学・大学院等において、産業界で求められる人材を輩出できるよう、原子力分野の人材育成の強化・充実を図る。	○ 平成24年度	○ 毎年の事業終了年度末に各プログラムの評価を行うとともに、実施者に対してアンケートを取り、結果を事業計画に適切に反映する。また、本事業の見直し年度である平成21年度終了時期には「原子力人材育成プログラム」事業全体の目標評価を行う予定。
	(10) 海外ウラン探鉱支援事業補助金(補助)	△ 民間事業者の海外におけるウラン資源探鉱を促進する。	○ 平成24年度	○ ・将来ウラン資源の確保が有望な鉱区の件数を把握する。 ・民間事業者に対する補助事業の件数及び内容を把握する。 ・JOGMECが民間事業者に権益を譲渡した件数及び内容を把握する。
	(12) 広報・安全等対策交付金(交付)	△ 新規電源の開発への意志決定の迅速化や、地元住民との共生を実現するとともに、原子力発電施設に関する理解の向上、不安の解消を図ることで、既存電源の安定的な運転に資することにより、原子力発電施設の立地を促進する。	○ 平成24年度	○ 各地方公共団体において、PDCAサイクルに基づき、事業内容の検討、成果のチェック等が行われている。
	(14) 電源立地推進調整等委託費(全国広報事業/総合エネルギー広聴・広報・教育事業)(委託)	○ 原子力を始めとする電源立地の高度化を推進するため、国民各層が国との相互理解を深め、エネルギーについて積極的に考えることができるための関心の喚起、知識水準の向上を達成する。特に次世代を担う子供達が、エネルギーについて関心を持ち、正確な知識を基にして理解を深め、将来においてエネルギーについての適切な判断と行動を行うための基礎を構築させるとともに、事業開始の平成14年度から20年度までに小・中・高等学校合計で389校認定してきたエネルギー教育実践校事業について、事業開始から22年度までの認定校数が合計で500校を超えるようにするなど、今後もエネルギー教育の充実を図る。	○ 平成24年度	○ 成果物の評価に当たっては、エネルギー広聴・広報を通じてエネルギーに対する関心が高まったか、知りたい情報が得られたか、知識が高まったか、エネルギー教育の実践目標がどの程度達成されたか、支援事業の効果があつたか等を定量的に把握する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(15) 個別地点 広報事業（委託）	△ 原子力発電用施設等の立地計画が具体化している地域及びプルサーマルが計画されている地域等において、原子力発電用施設等の設置及びプルサーマル計画に関する立地地域住民に対し、理解を深めるため、シンポジウムの開催、原子力・プルサーマルの必要性等を記した情報誌配布等の広報事業を実施することにより、立地手続きの円滑な推進を図る。	○ 平成24年度	○ シンポジウム等を開催した際に、参加者からアンケート調査を実施することにより、参加者がどのような評価をしたか適切に把握し、一層の理解促進に努められるようなプログラムとするなど、次回以降のシンポジウムの運営に反映させる。
	(16) 放射性廃棄物等 広報対策等委託費（委託）	△ 放射性廃棄物の処分事業に関する国民全体の理解の向上	○ 平成24年度	○ 利用者に対するアンケート調査を実施する。
	(17) 地層処分 実規模設備整備 事業等委託費（委託）	○ 平成40年代後半を目途とする最終処分開始を目指して長期的な理解促進を念頭におきつつ、当面は幅広い国民各層の相互理解促進を図る。	○ 平成24年度	○ 事業の効果とそのモニタリング方法については、見学者数を指標とするとともに、見学者からのアンケート調査を分析することとで実施する。
	(18) 地層処分 概念理解促進 事業等委託費（委託）	○ 平成40年代後半を目途とする最終処分開始を目指して長期的な理解促進を念頭におきつつ、当面は幅広い国民各層の理解促進を図る。	○ 平成24年度	○ 利用者に対するアンケート等を実施する。
	(19) 核燃料サイクル 施設立地 広報対策事業（委託）	△ 原子力立国計画にあるとおり顔の見えるきめの細かい広聴・広報活動を実施することによって、住民との信頼関係が構築され、施設の円滑な立地に資する効果が得られる。	○ 平成24年度	○ 効果的な広報の実施を行うべくP D C Aサイクルを構築し事業の継続的な改善を図る。
	(20) 深地層 研究施設 整備促進 補助金（補助）	△ 深地層研究施設を有効に活用した研究を継続的に実施し、また、得られた研究成果を地元や関連分野へと貢献させることで、当該研究施設に対する地域住民等の理解を深めること。	○ 平成24年度	○ 経済産業省技術評価指針等に準じた事業評価を行い、目標・成果の達成度等の評価を定期的実施する。
	(21) 電源地域 産業関連 施設等 整備事業（補助）	△ 電源地域における企業立地促進・雇用確保等に貢献し、もって当該地域経済の振興と電源立地等推進に資する。	○ 平成24年度	○ 施設等整備後、毎年、当該整備効果（企業立地促進効果（新規立地件数）、雇用創出効果（新規雇用者数）等）調査を実施・把握する。
	(26) 電源立地 地域対策 交付金（交付）	△ 立地の促進及び運転の円滑化に対し、電源地域の理解の促進を図る。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれ事業ごとに事業評価報告書を作成提出し、その成果及び評価を行っているところ。また資源エネルギー庁のホームページにおいて、当該事業の概要および事業評価の公表を行っている。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(27) 原子力発電施設等立地地域特別交付金（交付）	△ 原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれる区域を含む都道府県における住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備や事業活動など、ハード・ソフト両面に亘って支援を行い、電源地域の理解の促進を図る。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	(29) 原子力発電施設立地地域共生交付金（交付）	△ 電力の安定的な供給を確保するため、運転年数が30年を経過している原子力発電施設、いわゆる高経年化炉が所在している道県が行う、公共用施設の整備や各種事業活動など持続的な地域振興に資する事業の経費に対して交付金を交付し、高経年化炉に対する理解の促進を図る。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	(30) 核燃料サイクル交付金（交付）	△ 電源地域の核燃料サイクル施設及びプルサーマルに係る理解の促進を図る。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	(31) 電源地域振興指導事業（委託）	△ 電源立地を契機とした地域の自立的・持続的な発展に結びつき、新規発電用施設の立地の円滑化、既存発電用施設による電力の安定供給が図られている。	○ 平成24年度	○ 地域振興計画策定状況企業誘致実績特産品開発販路拡大の状況等について、後年度において対象市町村のアンケート、ヒアリングにより実施。
	(33) 電源地域振興特別融資促進事業（補助）	△ 電源地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図る。	○ 平成24年度	○ 金融機関において、融資後の状況について、企業の健全性を担保していることをヒアリングし、その健全性を担保している。
	(35) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	△ 原子力発電施設等立地地域における企業立地を促進し、雇用創出を図ることで原子力発電施設等立地地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図る。	○ 平成24年度	○ 当該補助金を活用した企業の立地状況、雇用創出効果につき、後年度において補助対象道府県へのヒアリングを実施。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(36) 電源地域産業育成支援補助金（補助）	△ 既設の発電施設の運転の円滑化と、新たな発電施設の立地を図り、電力の安定供給を目指す。地域振興のノウハウや取り組みへのヒントを得ることを目標とする。	○ 平成24年度	○ 実施箇所から、後年度、当該事業の状況について、報告を求めて、事業の健全性を担保していることをヒアリング。
	(38) 高効率給湯器導入促進事業費補助金（補助）	○ 平成22年度におけるCO2冷媒ヒートポンプ給湯器の目標累積導入台数520万台（京都議定書目標達成計画）を達成するためには、累計で平成20年度に約220万台、平成21年度に約360万台普及させることを目標とし、電力の安定供給、地球環境への適合に貢献する必要がある。そのためには、平成21年度において、約20万台強を補助することにより、市場規模で約135万台強の導入を実現させる効果があると期待される。	○ 平成24年度	○ 京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）における、2010年度の省エネ量（原油換算）及び累積市場導入台数 ・高効率なエネルギー機器の普及： 高効率給湯器：260万k l、446～520万台
	(41) 電力系統関連設備形成等調査（委託）	△ 懸案となっている電力自由化や地球温暖化等の課題や対応策が明らかになることが見込まれる。	○ 平成24年度	○ ・電気関係報告規則に基づく電気保安年報等により供給支障事故等の状況を把握していく。 ・毎年の供給計画を通じて流通設備形成及び流通設備運用の妥当性を確認していく。
	(45) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（補助）	○ クリーンエネルギー自動車の導入については、京都議定書目標達成計画において、2010年度に69万台から233万台の導入を目標としており、本事業により当該目標を達成することを目指す（平成19年度末時点のクリーンエネルギー自動車の普及台数は約51万台）。 具体的には、未だ市場にほとんど投入されていない電気自動車やプラグインハイブリッド車について、初期需要の創出による需要拡大を行い、京都議定書目標達成計画の達成に資することを目標とする。	○ 平成24年度	○ クリーンエネルギー自動車の普及台数。目標達成時期は京都議定書目標達成計画の達成時期と同様の2010年。
	(48) 原子力発電導入基盤整備事業補助金（補助）	△ 支援対象国の十分な基盤整備がなされることを目指す。この基盤整備がなされた上で原子力発電が導入されることにより、上述の悪影響を回避されることで我が国の利益に資する。	○ 平成24年度	○ 支援対象国における基盤整備状況の調査等を行い、また、人材育成の場合はその対象となった専門家へのアンケートを実施する等直接的な評価を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(50) 国際原子力機関拠出金 (拠出金)	△ 支援対象国の十分な基盤整備がなされることを目指す。この基盤整備がなされた上で原子力発電が導入されることにより、上述の悪影響を回避されることで我が国の利益に資する。	○ 平成24年度	○ 拠出の条件として、本拠出に係る I A E A の活動について年2回事務局より報告書を提出してもらうこととなっており、それに基づいて総合的に評価を実施。
	(51) 発電用原子炉等利用環境調査事業 (委託)	△ 核不拡散、原子力安全、核セキュリティが確保された原子力平和利用の拡大と我が国原子力産業の戦略的強化につながる原子力政策を適時的確に立案する上で必要となる様々な事実・分析結果等を把握すること。	○ 平成24年度	○ 設備利用率、原子力発電所数、核燃料サイクル施設の稼働状況等を勘案しつつ、具体的な政策の企画・実施段階における調査研究結果の活用状況等についての総合的なモニタリングを行う。
29	鉍物資源の安定供給確保			
	(1) 希少金属資源探査技術開発等事業 (委託費)	△ 我が国企業によるレアメタル資源の開発を促進する。	○ 平成20年度	○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉍種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉍山数及びそれによる日本向け輸入 (供給) 実績を用いる。モニタリング方法としては定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。
	(4) 海外共同地質構造調査事業 (補助)	△ 非鉄金属の探鉱・開発の促進を通じ中長期的かつ持続的な鉍物資源の供給源の拡大と多角化を図る。	○ 平成20年度	○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉍種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉍山数を用いる。
	(8) 海底熱水鉍床探鉱技術開発等事業 (委託)	△ 民間企業による開発にインセンティブを与え、我が国産業に不可欠な鉍物資源の安定供給に資する。	○ 平成25年度	○ 本事業を的確かつ効果的に実施するため、海洋環境、資源開発、非鉄金属製錬等の金属回収技術分野等の有識者からなる「海底熱水鉍床開発促進化技術検討委員会」及び同委員会の下、環境影響評価、資源開発、金属回収技術に関する3つのワーキンググループを設置・開催し、事業計画、年度計画、事業の進捗状況、結果について、専門家の意見を聴取し、事業に反映させる。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(13) 希少金属 備蓄対策事業 (補助)	○ 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会において検討が行われ、「今後のレアメタルの安定供給対策について」(平成19年7月31日)として報告された結果を踏まえ、以下のとおりとする。 ・備蓄目標60日 ・備蓄目標期間 需要変化等の状況変化に適切に対応するため、平成19年度から平成23年度までの5年間とする ・官民備蓄の比率7:3	○ 平成20年度	○ レアメタルの備蓄量については、事業主体(JOGMEC)において常時把握している。また、経済産業省が承認統計として「レアメタル生産導体統計」を実施し、生産、消費及び販売等の統計データを収集・分析するとともに、レアメタルの価格等の市場動向については、経済産業省及びJOGMECにおいて、定期的に観測する。
	(14) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構探鉱資金出融資等事業【財政投融資特別会計(投資勘定)】	△ 国内探鉱融資については、金属鉱物資源の最も安定的な供給源である国内鉱山から金属鉱量の獲得に寄与し、海外探鉱出融資及び海外開発資金債務保証については、商業生産に至った後、海外から我が国への金属資源の長期的・安定的な供給が確保される。	○ 平成20年度	△
30	温暖化対策 (2) 地球温暖化問題対策調査(委託)	△ 京都議定書で定められる第1約束期間(2008年~2012年)に、我が国が課せられている温室効果ガス排出削減目標(1990年比:6%減少)の達成、ひいては、福田ビジョン(「低炭素社会・日本」を目指して)の具現化に向けて、我が国内での温室効果ガスの排出削減状況等を逐次フォローアップしていくために必要な情報の収集や調査・分析を行い、地球温暖化問題のステークホルダーの代表者が集って具体的な政策の企画立案を行う審議会等に適切にフィードバックする。 また、2013年以降の国際的な枠組みを巡る議論を行う国際会議の場において、世界最高のエネルギー効率を実現した我が国がその経験と技術力を活かし、イニシアティブを発揮して世界をリードできるような提案を行うにあたって、具体性・説得性のある施策を策定するために必要な情報収集、調査・分析もを行い、その結果を諸外国に提示して、我が国主導の国際的な枠組みを実現する。	○ 平成23年度	○ ・我が国内の温室効果ガス排出削減に関する各部門・分野での取組の進捗状況。 ・本調査結果に関する対外的な情報発信回数(各種メディアにおける掲出数やセミナー・シンポジウムの参加者数等)。 ・地球温暖化問題に関する国際会議開催回数及び国際的な枠組みを巡る議論の趨勢。



施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(4) 京都議定書制度運営事業 (委託)	○ 本事業により実施される「国内クレジット (CDM) 制度」を通じて、大企業に比べて取り組みが進んでいない中小企業の排出削減を促進することを目標とするが、これは我が国の京都議定書の削減約束 (基準年比 ▲6%) に貢献するものである。国内クレジット (CDM) 制度の活用を通じて、第1約束期間で約170万t-CO2の排出削減を目指す。	○ 平成23年度	○ ・温室効果ガス排出削減計画の診断件数 ・申請プロジェクトの登録件数、クレジットの発行件数 ・審査人向け講習会及びセミナーの開催回数・参加人数等
	(5) 地球温暖化防止のための教育・国民運動推進事業 (委託)	△ ①産業界関係者のデータベース整備・教育機関への派遣 主に自主行動計画の評価・検証制度を通じて排出削減に取り組んでいる業界団体を対象として、業界団体毎からのデータベース登録を募る。 ②カリキュラム (教材) 策定 具体的な取組を盛り込んだカリキュラム (教材) の策定を目指す。 ③学校関係者の企業内環境研修への派遣 主に自主行動計画の評価・検証制度を通じて排出削減に取り組んでいる業界団体の参加企業を対象として、教育関係者の企業内環境研修への派遣を目指す。	○ 平成23年度	○ ・データベースに登録した産業界関係者の数 ・開発したカリキュラム (教材) の内容について、教育関係者からヒアリングを実施 ・企業の環境研修に参加した学校関係者の数
	(8) 代替フロン等温暖化防止支援事業 (補助)	○ 代替フロン等3ガスの排出抑制のための先駆的投資を支援することにより温室効果ガスの排出削減を図り、これにより京都議定書の6%削減目標の達成を確実なものとする。 削減効果量としては、約135万CO2トン (我が国の総排出量の0.1%) × 3カ年、助成費対効果としては、約500円/CO2トンを見込む。	○ 平成23年度	○ ・CO2排出削減量 (t-CO2) ・助成金額当たりの排出削減効果 (円/t-CO2)
	(9) 温室効果ガス排出削減支援事業 (補助)	○ 中小企業の排出削減対策の促進により、6%削減義務の達成を確実なものとする。	○ 平成23年度	○ ・採択事案件数 ・採択事業における排出削減量 (t-CO2) ・採択事業における排出削減の費用対効果 (補助金額当たりの排出削減量: t-CO2/円)
	(14) フロン対策調査等事業 (委託)	○ ・京都議定書目標達成計画における代替フロン等分野の排出抑制目標の着実な達成 ・業務用冷凍空調機器からのフロン回収率にかかる目標達成計画上の目標値 (機器廃棄時に6割) の達成	○ 平成23年度	○ 産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会における京都議定書目標達成計画等に基づく評価・検証、フロン冷媒回収実績等

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(15) 認証排出削減量等取得委託費（委託）	○ 京都議定書の削減目標（90年比▲6%）を達成するために国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分（▲1.6%分：約1億トン）について、他国における認証排出削減量等（クレジット）を取得する。	○ 平成23年度	○ クレジット取得量
	(17) 京都メカニズム推進基盤整備事業（委託）	△ 京都クレジットの流通促進・供給量増大を目指し、国際ルールの整備・改善、割当量口座簿の増強・補修等、京都議定書第一約束期間終期の2012年までに、インフラ整備完了を目指す。	○ 平成23年度	△
	(19) 認証排出削減量等取得委託費（委託）	○ 京都議定書の削減目標（90年比▲6%）を達成するために国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分（▲1.6%分：約1億トン）について、他国における認証排出削減量等（クレジット）を取得する。	○ 平成23年度	○ クレジット取得量
	(21) 国連気候変動枠組条約事務局拠出金（拠出金）	△ 国連気候変動枠組条約事務局に対し拠出を行うことにより、全ての主要経済国が参加する公平で実効性のある将来枠組みの構築に貢献する。	○ 平成23年度	○ 派遣した人員からの定期的な報告及び最終報告書によって評価し、適切なフィードバックを行う。
31	資源循環推進 (2) 資源生産性向上連携促進事業（委託）	○ (1) サプライチェーン省資源化連携促進事業 対象事業者の効果的・効率的な取組の促進及び実効性の確保を図る。これにより、循環型社会形成推進基本計画の物質フロー指標の平成27年度の目標値（約42万円/ト：12年度比6割向上）等の達成に貢献する。  (2) 製品3R配慮情報等提供基盤整備事業 製品の環境配慮性に関する情報が市場における製品の新たな評価軸として市場で適切に評価されることで、事業者の効果的な取組の促進及び精度の実効性の確保を図る。あわせて、循環型社会形成推進基本計画の物質フロー指標の平成27年度の目標値の達成に貢献する。	○ 平成20年度	○ (1) サプライチェーン省資源化連携促進事業 診断・評価の実施件数及び、実施案件毎の資源投入量削減量の評価。  (2) 製品3R配慮情報等提供基盤整備事業 実証実験における情報提供ツールの利用件数及び利用者に対するアンケートの実施。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(3) 資源循環推進調査事業(委託)	<p>○ 1. 法律の円滑な施行 ①指定法人における委託契約事業者の増加、再商品化費用の効率化、再商品化に係る環境負荷の低減を図る。 ②資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資する。 ③各種法制度の政策立案に不可欠な基礎情報を得る。 以上を通じて、循環基本計画における物質フロー指標の平成27年度目標値の達成に貢献する。</p> <p>2. 3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化 成果を踏まえ、資源有効利用促進法や産業構造審議会ガイドラインへの反映を図るほか、循環基本計画の物質フロー指標の平成27年度の目標値の達成に貢献する。</p> <p>目標値(平成27年度) ○資源生産性 42万円/トン ○循環利用率 14~15% ○最終処分量 23百万トン</p>	○ 平成20年度	○ 循環基本計画における物質フロー指標(環境省発表資料(環境・循環型社会白書)) 一般廃棄物のリサイクル率、産業廃棄物のリサイクル率、資源生産性(GDP/天然資源等投入量)、循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))、最終処分量(廃棄物最終処分量)
	(7) 特定家庭用機器等再商品化関係事業(委託)	<p>○ 特定家庭用機器廃棄物の引き取りの円滑かつ適正な実施を目標とする。また、制度の問題点の見直しや円滑な施行の確保により、家電リサイクルを通じ資源循環推進施策に貢献することが効果として考えられる。</p> <p>施策全体(31. 資源循環推進)でたてられている目標(平成22年度に①一般廃棄物のリサイクル率:24%、②産業廃棄物のリサイクル率:48%)を維持・達成するために、家電リサイクル法の対象品目の再商品化率の維持・向上を目標とする。</p>	○ 平成20年度	○ 家電リサイクル法に基づく製造業者等の特定家庭用機器廃棄物の引取台数や製造業者等が達成する再商品化率など
32	環境経営・競争力の強化	<p>○ (1) 環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業(補助)</p> <p>○ 国民運動支援ビジネスの様々な類型の成功事例の創出により、当該ビジネスの実施地域における国民運動への参加者数の拡大とともに、他地域に当該成功事例が応用されることにより、全国ベースでの国民運動への参加者の拡大が実現される。</p> <p>測定指標 平成22年度までに100万人の当該ビジネスを通じた国民運動参加者を旨す(平成20年度37万人予定)。</p>	○ 平成22年度	○ 国民運動支援ビジネスによる国民運動への参加者数がどれぐらい増えているか、さらに当該ビジネスが持続可能な方法で実施されているかを指標とする。当該指標のモニタリングは、経済産業局による進捗状況管理や現地視察により実施する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(5) 低炭素型環境管理会計国際標準化等事業（委託）	○ 国際標準化作業に際し各国からの意見・提案への適切な対応および国内での更なる普及促進 M F C A の国際規格 (IS014051) 発行（平成23年春頃まで） M F C A 国内導入事例数550件（平成22年度まで・現在約130件）	○ 平成22年度	○ 関係有識者・団体等を通じたアンケート調査等
	(6) カーボンフットプリント制度構築等事業（委託）	△ ・消費者により環境負荷の少ない商品選択を訴求することで、商品のグリーン化を促すとともに、企業の温暖化対策をPR。 ・サプライチェーン各部門でのCO2排出量を「見える化」することで、廃棄物削減と省エネ化を促し、業務の効率化を図る。 ・国内認証ビジネス及び認証取得を目指す国内産業界への裨益。 ・制度の表裏にあるカーボンオフセットとの連動が可能。	○ 平成22年度	○ ・カーボンフットプリントの実証事業への参加社数 ・カーボンフットプリント実証事業の対象となる商品数 ・我が国標準の算定方法と国際標準化との整合性
6. 原子力安全・産業保安政策				
33	原子力安全			
	(6) 原子力発電施設耐震安全性実証解析等事業（委託）	△ 海底地質構造調査を実施し、事業者の耐震安全性評価の結果に必要なデータ等を取得し、原子力施設の耐震安全性を確実に確保する。	○ 平成23年度	○ 事業者の耐震安全性評価の結果に必要なデータ等が得られたことをもって事業の達成を確認する。
	(9) リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費（中間貯蔵設備長期健全性等試験）（委託）	△ 安全審査、検査等の安全規制を適切に執行するため必要となる技術的知見等を試験等により取得する。	○ 平成23年度	○ 本事業で取得した技術的知見の学協会規格等への反映状況。
	(10) 原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費（委託）	△ 検査官の資質向上及びそれによる検査業務の一層の高度化が進み、原子力安全の確保に貢献する。	-	△
	(28) 原子力発電所安全管理等人材育成事業（委託）	○ 【中国】 ヒューマンエラーによる事故トラブルを本事業の実施により、2020年までに日本並みの発生件数に低減することを目指す。そのためには、2010年には、28.5%減の0.41件/基を目指す。 【ベトナム】 研修終了時に原子力安全に関する知見の習熟を見る試験をベトナムの大学にて中立的に実施し、受け入れ研修生全員の合格を目指す。	○ 平成23年度	△

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	(36) 軽水炉燃材料詳細健全性調査（委託）	△ 燃料及び軽水炉の高度利用と長期利用に対して規制判断の透明性及び説明性を高める。これにより、長期利用により顕在化する安全上重要な現象を見逃すことなく安全規制に反映することが可能となる。さらに、万が一、将来未知のトラブルが発生した場合においても、本事業で整備される施設、技術、人材基盤を活用することで、原因究明など国として必要な対応を素早くとることが可能となる。	○ 平成23年度	○ 本事業で得られた知見が反映された規格・基準等である。アウトカムの量(装置や試験の数など)や質(知見の基準等の有用性など)は、学識経験者等による専門部会(委員数は16名程度、年2回の開催)で評価する。
	(39) 高経年化対策強化基盤整備事業（委託）	△ 原子力に内在するリスクを十分かつ的確に認識し、高経年化プラントの安全性の科学的な検証等のための知識基盤を拡大し、原子力発電所の高経年化対策の実効性をより一層高度化させる。	○ 平成23年度	○ ・事業成果の各種規定等(国の規定、学会規定等)への反映状況。 ・高経年化対応技術戦略マップ2007の趣旨との適合状況。
	(42) 火力・原子力関係環境審査調査事業（委託）	△ 事業者は一層充実した環境影響評価を行うことが出来るとともに、国が行う環境審査にも反映させることにより、電気事業法等に基づく国による環境審査を着実に実施し、環境保全に対する地域住民等の不安を解消し、発電所の設置の円滑化を図る。	○ 平成23年度	○ 検討委員会に出席して進捗状況を確認する。また成果物を学会発表等に積極的に対外公表することにより、知見の周知(必要に応じて微修正等)を図る。
	(44) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金（拠出金）	△ アジア地域の原子力安全基盤の高度化を確保することにより、事故の頻発、大事故の発生を防止し、我が国における原子力発電への信頼を確保することを目的とする。	○ 平成23年度	○ 参加するアジア各国における規制当局及び技術的支援組織の能力向上等を、IAEAによる評価によりモニタリングする。
	(50) 原子力発電施設等核物質防護対策委託費（委託）	△ 我が国の原子力発電施設等における核物質防護の水準を国際的に遜色のない水準に維持する。本事業により得られた成果をもとに、経済産業省によって我が国の核物質防護に関する技術解説書や基準・指針等を整備する。	○ 平成23年度	△
	(52) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（交付金）	△ 原子力発電所等の緊急事態における周辺地域住民の安全確保を図ることにより、原子力防災対策の実効性の向上を目指すものであり、万一の原子力緊急事態に備え周辺地域住民の安全確保対策のため、防災体制の充実を図っているところ。	○ 平成23年度	○ 原子力防災活動訓練等を通じて、実効的な防災体制が維持・整備されているか検証していく。また、防災活動資機材については、必要数量及び整備・更新計画を道府県毎に作成させ、交付金申請時に確認を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		また、地域防災計画における各道府県の防災体制に基づき必要な防災活動資機材を計画的に整備・維持・管理を行っているが、特にJCOウラン燃料加工施設における臨界事故直後に多く整備された防災活動資機材については、その耐用年数を考慮し、その計画的な更新を図り、地方公共団体の防災体制の維持を図る。今後も、原子力施設が稼働している間は体制を維持する必要がある。		
	(56)原子力安全規制情報広聴・広報事業(委託費)	△ 原子力安全についての国民の信頼を獲得するためには、自らの規制活動を説明することによる透明性の確保が必要	○ 平成23年度	○ ・各種広聴・広報活動の効果測定や施策へのフィードバック等のため、総合評価・分析事業を実施する。
34	産業保安 (22)休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業(補助)	△ 第4次基本方針で定められた鉱害防止対策が必要な休廃止鉱山の鉱害防止事業等について平成24年度末を目途に着実に実施することによって、国民の健康保護と生活環境の保全を図る。	○ 平成20年度	○ 年度毎に策定した実施計画に則って、事務委任先である各地方産業保安監督部が年間を通じて補助事業の進捗監理を行っている。また、毎年度の予算要求及び実施計画策定に当たっては各監督部から事業内容の詳細に関しヒアリングを行い、緊要度の高い工事を優先実施するとともに内容の徹底的な精査による工事内容の見直し等を行っている。 なお、現行基本方針の最終年度(24年度)には、中央鉱山保安協議会において事後評価を実施予定。
合計		○=75 △=173	○=246	○=202 △=46

(注) 1 経済産業省の「平成21年度予算概算要求等に係る事前評価書」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「施策番号」欄	評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系（平成 21 年度予算概算要求時）」）に基づき記入した。
「政策」欄	評価対象とされた施策及び施策に含まれる手段たる事業（平成 21 年度予算概算要求時における 1 億円以上の要求事業）の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>